

第 2 次 那 須 町
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令 和 8 年 3 月

那 須 町

目次

| | | |
|------|------------------------|---------|
| 第1編 | 計画の概要と地域特性 | 1 |
| 第1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 第2章 | 地域特性の整理 | 14 |
| 第2編 | ごみ処理編 | 26 |
| 第3章 | ごみ処理の現状と課題 | 26 |
| 第4章 | ごみ発生量及び処理量の予測 | 57 |
| 第5章 | ごみ処理基本計画 | 67 |
| 第6章 | 収集・運搬計画 | 80 |
| 第7章 | 中間処理計画 | 83 |
| 第8章 | 最終処分計画 | 83 |
| 第9章 | ごみ処理施設の整備に関する事項 | 84 |
| 第10章 | その他ごみの処理に関し必要な事項 | 85 |
| 第3編 | 生活排水処理編 | 87 |
| 第11章 | 生活排水処理の現状 | 87 |
| 第12章 | 生活排水処理基本計画 | 96 |
| 資料編 | | 資料-1～10 |

第1編 計画の概要と地域特性

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の改定に当たって

那須町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づいて策定するものです。本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなっており、「第8次那須町振興計画」、「第3次那須町環境基本計画」、「那須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」などを受け、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物に係る施策や生活排水処理に関する施策を、中長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

これまでに那須町（以下「本町」という。）は、事業系ごみを含めた1人1日当たりの排出量の削減や再生利用率の向上などの課題を整理し、その解決のための施策や目標を設定し、実現のために平成29（2017）年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。その後、今後のごみ収集車両や施設更新、広域クリーンセンター大田原の運転終了目標年次を見据え、また、収集運搬体制について、中継施設（クリーンステーション那須）を経由する方式から委託業者の車両において回収し、直接広域クリーンセンター大田原に搬入する方式に変更することを受け、令和6（2024）年3月に前計画の一部の見直しを行い、町民や事業者とともに、ごみの発生抑制や資源化、適正処理、処理施設の整備等に取り組んでまいりました。

しかし、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）に取り組んでいます。関連して、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元（2019）年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元（2019）年5月に策定され、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題の解決を図ろうとしています。

栃木県（以下「県」という。）では、「栃木県資源循環推進計画」を令和3（2021）年3月に策定し、これまでの取組をさらに進めるとともに、循環型社会の実現に向けた施策を計画的に

進め、今年度見直しを行い、「栃木県環境総合計画」として次期計画を策定しています。

一方、生活排水処理については、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川・海域の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。

し尿処理については、大田原市、那須塩原市、那須町のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として那須地区広域行政事務組合の第1衛生センター（平成30（2018）年4月1日より休止）及び第2衛生センターにおいて処理を行ってきました。第2衛生センターでは、排水路を経由して処理水を那珂川へ放流し、処理過程で発生した脱水汚泥は焼却処理しており、焼却処理によって生じた焼却灰は最終処分場（那須グリーンネクサス）に埋め立てられています。

本町は、このような国際的な取組、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 (令和 12) 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



- | | |
|-----------------------|--|
| 1 貧困の撲滅 | 10 国内と国家間の不平等の是正 |
| 2 飢餓撲滅、食料安全保障 | 11 持続可能な都市 |
| 3 健康・福祉 | 12 持続可能な消費と生産 |
| 4 万人への質の高い教育、生涯学習 | 13 気候変動への対処 |
| 5 ジェンダー平等 | 14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 |
| 6 水・衛生の利用可能性 | 15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 |
| 7 エネルギーへのアクセス | 16 平和で包摂的な社会の促進 |
| 8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 | 17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化 |
| 9 強靱なインフラ、工業化・イノベーション | |

本計画では、以下のゴールが関連しています。これらの達成に向け、町民・事業者・行政の三者が協力・連携することが大切です。



資料：国連広報センター

2. 計画の位置づけ

2.1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に基づき、市町村が、一般廃棄物の適正な処理を進めるための基本方針を明らかにするものです。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の二つの基本計画で構成されます。

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の総合計画、都道府県の計画と整合をもって作られ、長期的視点に立った、市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づいて年度ごとに定める単年度計画です。

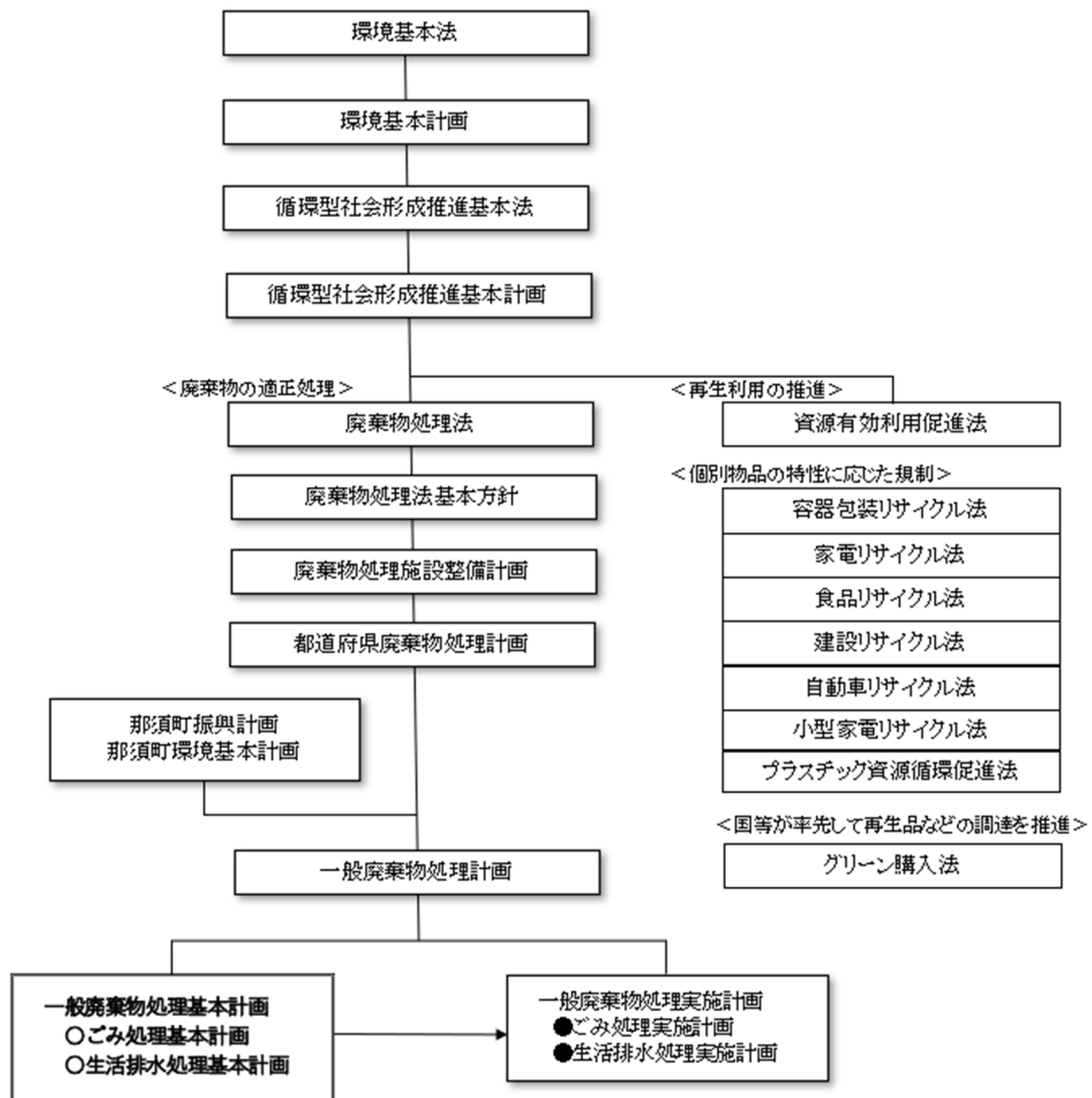


図 1-1 本計画の位置付け

2.2 ごみ処理行政の動向

2.2.1 国の目標等

(1) 廃棄物処理基本方針

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月18日環境省告示第6号。以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。なお、廃棄物の減量化の目標量については、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第五次循環基本計画」という。）に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和12（2030）年度を目標年度として進めていくものとされています。廃棄物処理法に基づく基本方針に示された一般廃棄物に係る主な数値目標は表1-1のとおりです。

表 1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針に示された一般廃棄物の主な数値目標

| 指標 | 数値目標 |
|-----------------------------|---|
| 一般廃棄物の排出量 ^{※1} | 令和4（2022）年度と比較し、 令和12（2030）年度において約9%削減 |
| 出口側の循環利用率 ^{※2} | 令和12（2030）年度において約26% （令和4（2022）年度は約20%） |
| 1人1日当たりのごみ焼却量 ^{※3} | 令和12（2030）年度において約580g （令和4（2022）年度は679g） |
| 最終処分量 ^{※4} | 令和4（2022）年度と比較し、 令和12（2030）年度において約5%削減 |

※1：家庭や事業所から排出される廃棄物の総排出量（集団回収量含む）

※2：経済活動で使用された資源のうち、一般・産業廃棄物として排出された後に再利用される資源の割合

※3：一般廃棄物焼却施設で焼却される可燃物の総量を、地域の人口で割り、さらに年間日数で除した数値

※4：直接最終処分量（海洋投入含む）+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量

(2) 第五次循環基本計画

国は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づき、令和6（2024）年8月に「第五次循環基本計画」を策定しました。第五次循環基本計画は、主に循環経済への移行による循環型社会の形成という視点で策定されました。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環基本計画」という。）では、重複を含めると151の指標があり、指標から全体的な状況を理解することが難しい状況であったため、第五次循環基本計画では政策効果をより分かりやすく把握できる指標数に絞って整理がなされました。また、第五次循環基本計画では、第四次循環基本計画で設定していた補助指標は設定せず、進捗点検では行政事業レビューの結果等を用いて取組状況や政策効果を把握することとされました。この見直しに伴い、第四次循環基本計画において設定されていた指標のうち、ごみ処理基本計画に直接関係していた「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人

1 日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」などの指標は設定から除外され、「1 人 1 日当たりのごみ焼却量」が新たに設定されました。第五次循環基本計画に示された数値目標は表 1-2 のとおりです。

表 1-2 第五次循環基本計画の数値目標

| 指標 | 数値目標 |
|--------------|------------------------|
| 1人1日当たりごみ焼却量 | 令和12（2030）年度において、約580g |

（3）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は、令和 4（2022）年 4 月 1 日に施行されました。この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律の基本方針は、次のとおりです。

- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

（4）食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について」（令和 7 年 4 月消教推第 210 号）により、都道府県及び市町村に対して、法第 12 条及び第 13 条の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を一般廃棄物処理基本計画等の既存計画等の中に位置付けることを求めています。

また、国は食品ロス削減に関する施策の総合的推進を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定（令和 7 年 3 月 25 日変更））を定めており、この方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、次のとおりです。

- ①消費者、学校及び地域に対する教育及び学習の振興、普及啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査・研究の推進
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動等の未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

2.2.2 栃木県の目標

(1) 栃木県環境総合計画

県は、令和 3（2021）年 3 月に「栃木県資源循環推進計画〔令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度〕」を策定しています。今年度、計画期間が終了するに当たり、これまでに進めてきた各主体の取組の検証とともに、「栃木県環境基本計画」「栃木県気候変動対策推進計画」「栃木県資源循環推進計画」を統合した「栃木県環境総合計画」を策定し、新たな計画期間における取組の検討を行っています。「栃木県環境総合計画」では、一般廃棄物に関連する基本目標として「サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」を掲げ、施策項目としては「7Rの促進」「資源循環推進体制の確保」「廃棄物等の適正処理の促進」が設定されています。「栃木県環境総合計画」に示された県の一般廃棄物処理に関する数値目標は、表 1-3 のとおりです。

表 1-3 栃木県の一般廃棄物処理に関する数値目標

| 項目 | 数値目標 |
|----------------------------|--|
| 県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 | 令和12（2030）年度において620g （令和6（2024）年度は637g） |
| 県内で排出された一般廃棄物の最終処分量 | 令和12（2030）年度において45千t （令和6（2024）年度は56千t） |

(2) 栃木県ごみ処理広域化計画

県では、「ごみ処理広域化計画」（平成 11 年 3 月）を定め、広域化を推進しています。

焼却施設については、10 の地域ブロックを設定し、広域的整備を進め、16 施設に集約されています。そのうち、13 施設ではごみを焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。

市町等のリサイクル処理施設については、焼却施設に準じて広域的整備が進められています。

本町の属する「那須ブロック」は、那須地区広域行政事務組合を構成する 2 市 1 町から成り、施設の整備は、那須地区広域行政事務組合においてごみ処理を行う 1 市 1 町（大田原市及び那須町）及び那須塩原市においてそれぞれ行う方針になっています。

2.2.3 近隣市町村における動向

(1) 県内の市町等の一般廃棄物処理施設の状況

(ア) 中間処理施設（令和5（2023）年度実績）

焼却施設については、「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき10の地域ブロックを設定し、広域的整備を進めてきた結果、16施設に集約され、13施設では、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。熱回収の状況は表1-4に示す通りです。リサイクル処理施設については、焼却施設に準じて広域的整備が進められています。

県内では、宇都宮市、足利市、小山広域保健衛生組合（小山市、下野市、上三川町、野木町）及び南那須地区広域行政事務組合（那須烏山市及び那珂川町）において中間処理施設の整備計画が進んでいます。

表 1-4 市町等の焼却施設における熱回収の状況

(単位：施設)

| | 施設数 | 備考 |
|-------|---------|-----------------------|
| 熱回収あり | 13 (11) | |
| 熱利用 | 5 (2) | 冷暖房、温水プール、ビニールハウス等に利用 |
| 発電 | 11 (10) | |
| 熱回収なし | 3 | |
| 合計 | 16 | |

※1「熱回収あり」の施設では、「熱利用」、「発電」共に実施している施設があるため、合計と内訳が一致しません。

※2（ ）内の数は、施設外に熱エネルギーまたは電力を供給している施設の数です。

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和5年度調査結果）

(イ) 最終処分場（令和5（2023）年度実績）

最終処分場については、全体の約半数に当たる12市町が保有していない状況です。

県内には民間の最終処分場がないことから、最終処分場を保有していない市町は、県外の最終処分場に搬出しています。

2.3 第8次那須町振興計画 前期基本計画の概要

本町では、今年度「第7次那須町振興計画」の計画期間が終了することから、「みどり輝き 活気と笑顔あふれ とともに未来を創るまち 那須」を将来像とし、10年間のまちづくりの基本構想を定めた「第8次那須町振興計画」（以下「振興計画」という。）を策定しました。振興計画では、六つの分野に対してそれぞれ基本目標を設定し、基本目標の実現に向けた基本施策を体系的に示しています。また、基本構想に基づき令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の具体的な施策として「第8次那須町振興計画 前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）を定めました。前期基本計画における、一般廃棄物処理に関連する内容は次のとおりです。

第8次那須町振興計画 前期基本計画

○基本目標1 自然とともに暮らすまち

1. 自然環境の保全と適正な利活用（一般廃棄物（ごみ）処理に関連する内容を抜粋）

■現状と課題

○本町のごみ総量は減少傾向にありますが、事業系ごみは増加しており、全体として依然高水準です。発生抑制とリサイクルの一層の推進が必要です。大量生産・大量消費・大量廃棄の見直しを進め、生ごみの削減、分別の徹底、啓発の強化、処理施設の効率的運営が課題です。

○近年の激甚災害で発生するごみについては、生活環境・公衆衛生に配慮し、迅速かつ適切に処理できる体制整備が必要です。

■目指す方向性

○生ごみ等の発生抑制や分別の徹底、周知・啓発を推進し、効率的な施設運営を通じて、ごみの減量化と資源化を進めることにより循環型社会を目指します。

○生活環境と公衆衛生に配慮し、平時からの体制整備により災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できる仕組みを整備します。

■主要施策

⑤循環型社会の形成によるごみの減量化・資源化の推進

○「那須町一般廃棄物処理基本計画」及び「那須町分別収集計画」に基づき、資源の有効利用促進及び分別の徹底によるリサイクル対策に積極的に取り組みます。また、適切なごみ処理対策及び分別収集体制の構築を進めるとともに、町民・企業・行政が一体となり、ご

みの減量化及び資源化を推進します。

○那須町生ごみ処理機器設置事業補助制度を有効活用し、生ごみの減量化・資源化に取り組みます。

○学校における環境教育を推進し、ごみの減量化・再生利用に関する教育啓発活動に取り組みます。

⑥ごみ処理体制の整備

○ごみの質の多様化、ライフスタイルの変化に対応するため、収集運搬体制のさらなる検討や、クリーンステーション那須の効率的な運営の検討、施設の広域化・集約化に取り組み、ごみ処理の効率化を推進します。

○「那須町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時のごみ処理体制の構築を進めるとともに、迅速かつ適切な処理に取り組みます。

2. 良好な生活環境の維持・形成（一般廃棄物（生活排水）処理に関連する内容を抜粋）

■現状と課題

○本町は、日光国立公園や八溝山系をはじめとした優れた自然景観を有しています。一方で、廃棄物の不法投棄、水質汚濁、騒音、悪臭といった生活関連の苦情が寄せられています。良好な自然景観と生活環境の保全が求められます。

○町内浄化槽の約3割が単独処理浄化槽であり、環境保全と衛生向上の観点から合併処理浄化槽への転換が不十分です。下水道は施設の老朽化が進み、更新・再構築が急務である一方、人口減少により有収水量・使用料収入が低下し、健全経営が課題です。

■目指す方向性

○合併処理浄化槽の普及促進と、下水道施設の計画的な更新・再構築を進め、適切な生活排水処理の推進により、生活環境の改善や河川等の水質保全を図ります。

■主要施策

⑥上下水道事業の経営基盤の強化

○「那須町水道ビジョン・経営戦略」及び「那須町下水道事業経営戦略」に基づいて上下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

⑧下水道施設の効率的な管理運営と長寿命化

○町民の安全で快適な生活環境を確保するため、生活排水の適正な処理による公共用水域の水質保全と生活排水処理施設の効率的な管理を行うほか、処理施設や管渠の長寿命化及び耐震化を推進します。

なお、開発計画等の将来計画としては、主に前期基本計画における「2. 良好な生活環境の維持・形成」の中でまとめられています。「④都市計画の推進」では、都市計画マスタープランに沿った産業拠点形成・生活基盤づくりや、那須町特有の自然と歴史・文化などを活かしたまちづくりの推進が示されており、「⑤良好な景観形成の推進」では、豊かな自然が織りなす景観の保護や、秩序ある土地利用の推進と地域の持続可能な発展、景観条例、景観計画及び屋外広告物条例による町民及び事業者の意識醸成、景観を積極的に活用した観光戦略の推進が示されています。

3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町全域を対象とします。

4. 計画期間及び目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）では、目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。

そこで、図 1-2 のとおり、本計画の計画期間を令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度として計画目標年度を令和 17（2035）年度とします。また、中間目標年度を令和 12（2030）年度とします。

| 年度 | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) | 令和10 (2028) | 令和11 (2029) | 令和12 (2030) | 令和13 (2031) | 令和14 (2032) | 令和15 (2033) | 令和16 (2034) | 令和17 (2035) |
|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 内容・計画期間 | | ← 計画期間 → | | | | | | | | | |
| | 計画策定 | | | | | 中間目標年度 | | | | | 計画目標年度 |

図 1-2 計画期間と計画目標年度

5. 点検、評価及び見直し

一般廃棄物処理基本計画は、Plan(計画の策定・改訂)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要があります(図 1-3 参照)。

Plan(計画の策定・改訂)では、廃棄物処理法第 5 条の七に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき一般廃棄物処理計画を策定します。Do(施策の実行)では、廃棄物処理法第 6 条の 2 に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。)します。Check(評価)では、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の指標として、処理システム指針に示された標準的な評価項目(指標)を用い、毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価します。Act(見直し)では、社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に応じて、概ね 5 年ごとまたは本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

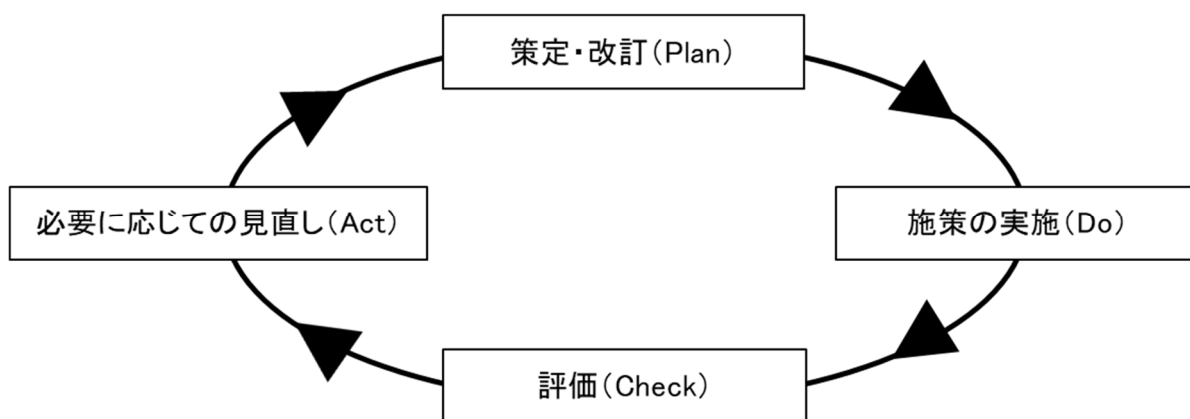


図 1-3 PDCA サイクル

6. 計画の周知

本計画を効果的に推進していくためには、町民・事業者・町それぞれが自らの役割を十分に認識し、積極的に取組を行っていくことが不可欠です。

本計画に関する情報をホームページ上で公開するなど、積極的な周知に努め、国や県、周辺自治体とも連携を図ります。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、町のごみ処理に関する最新情報を蓄積・整理し、活用することで、町民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

7. 町民、事業者、町の役割分担

町民・事業者・町は、それぞれの役割を認識し、社会生活のあらゆる場面において互いに協働し、できる限りのごみの排出抑制・再利用の推進を図るとともに、環境に配慮した行動をとる必要があります。

第2章 地域特性の整理

ごみや生活排水の処理に係る計画は、その土地の人口の推移、生活習慣の変化、自然環境への関わり方、すでに発生している環境問題等を把握し、将来の予想と展望を踏まえて策定する必要があります。

ここでは本町のおかれた現状を明らかにし、本計画を策定するに当たっての課題を示します。

1. 地理的、地形的、気候的特性

1.1 位置的・自然的特性

本町の位置を図 2-1 に示します。本町は、栃木県の北部に位置し、東京都まで約 170km、宇都宮市まで約 60km の距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接しています。

那須連山と八溝山地に至る広大な町域の本町は、総面積 372.34km² を有し、栃木県の総面積の約 6% にあたります。

日光国立公園区域となる北西部には、今なお噴煙をはき続ける那須連山の主峰、標高 1,915m の茶臼岳がそびえています。その南斜面は那須温泉郷やレジャー施設、別荘が点在する高原地域、町の中央部は農業地域となっています。また、東部の八溝山系一帯は、良質な八溝材の生産地域で、県立自然公園区域に指定されています。

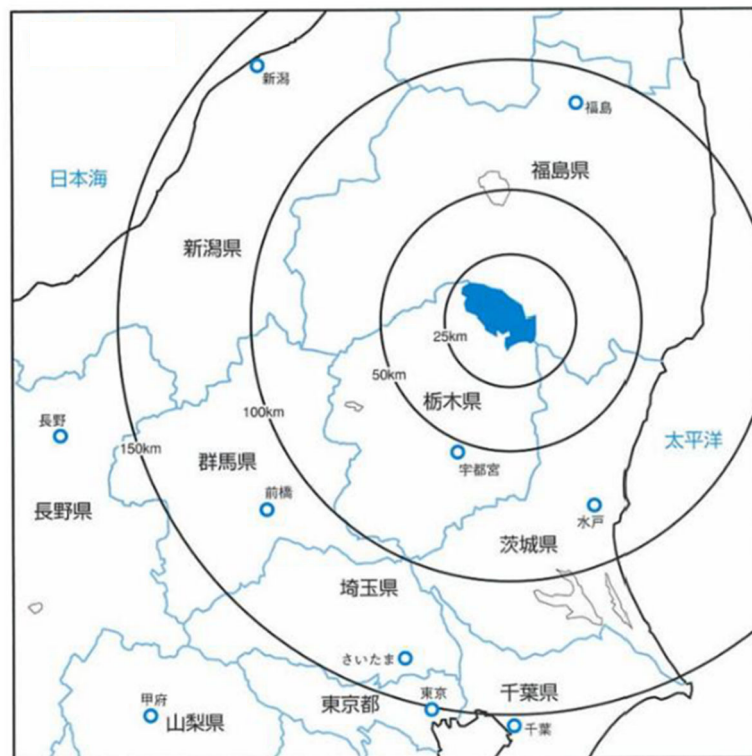


図 2-1 那須町位置図

1.2 気象的特性

本町の気象状況の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

本町の気候は、概ね冷涼で湿気の少ない高原型の気候となっています。内陸部のため気温の年較差、日較差が大きく、高原部と平地部の標高差による気温の較差も見られます。

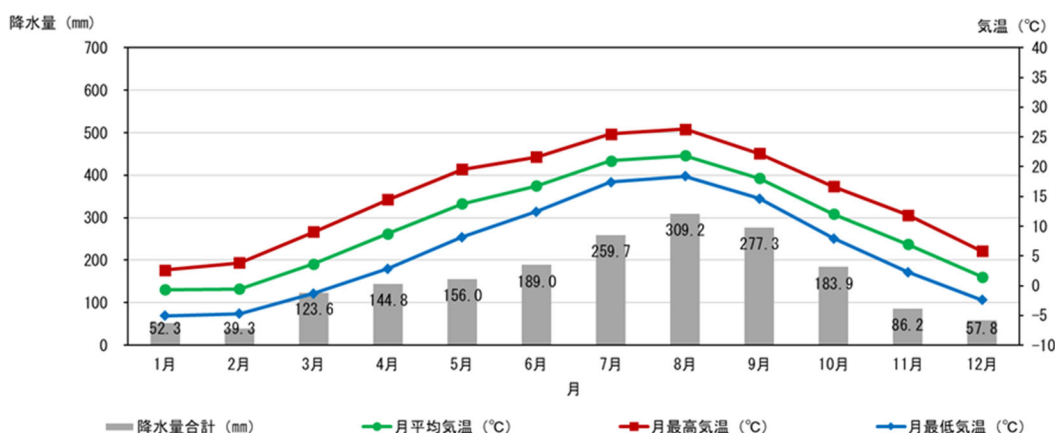
降水量は、7月から9月にかけて多くなり、年間の降水量は約2,000mmとなっています。冬季は山間部を中心に積雪があり、平地部では乾燥した冬晴れの日が多くなります。また、夏季は雷の発生が多く、冬季は那須おろしと呼ばれる北西からの季節風が吹く特色があります。

表 2-1 最近 10 年間の気象状況

| 年\区分 | 平均気温 (°C) | | | 年間降水量 (mm/年) | 平均風速 (m/s) | 日照時間 (h) |
|---------|-----------|--------|-------|-----------------|---------------|----------------|
| | 日平均 | 日最高 | 日最低 | | | |
| 平成 27 年 | 10.1 | 14.7 | 5.8 | 1,824.0 | 2.1 | 1,645.6 |
| 平成 28 年 | 10.2 | 14.8 | 5.9 | 1,800.5 | 2.1 | 1,561.2 |
| 平成 29 年 | 9.2 | 13.7 | 5.1 | 1,890.5 | 2.2 | 1,602.3 |
| 平成 30 年 | 10.3 | 15.2 | 5.8 | 1,589.0 | 2.0 | 1,782.2 |
| 令和元年 | 10.1 | 14.7 | 5.9 | 2,432.5 | 2.1 | 1,654.8 |
| 令和 2 年 | 10.3 | 14.8 | 6.2 | 1,706.0 | 1.9 | <u>1,480.7</u> |
| 令和 3 年 | 10.0 | 15.1 | 5.6 | 2,056.5 | 2.0 | 1335.1] |
| 令和 4 年 | 9.9 | 14.6 | 5.7 | 1,926.5 | 1.9 | 1,555.0 |
| 令和 5 年 | 11.0 | 16.3 | 6.4 | 1,636.5 | 1.8 | 1,840.6 |
| 令和 6 年 | 11.1 | 16.0 | 6.8 | 1,901.5 | 1.8 | 1,654.5 |
| 平均 | 10.2 | 15.0 | 5.9 | 1,876.4 | 2.0 | 1,611.2 |
| (極値) | | (16.3) | (5.1) | | | |

※赤線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示します。

]：統計を行う対象資料が許容範囲を超えています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実であるといった性質を利用して統計に利用できる場合があります。



資料：気象庁 那須高原観測所

図 2-2 月別気象状況（平成 27（2015）年～令和 6（2024）年の平均）

2. 人口動態及び分布

本町の人口と世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

本町では少子化や若者を中心とした人口の流出等により、人口減少が続いており、令和 2 (2020) 年には 25,000 人を、令和 6 (2024) 年には 24,000 人を下回りました。今後も人口減少は続くと予測されます。

人口減少は続いています。世帯数は、令和 7 (2025) 年で 10,801 世帯となっており、年々増加傾向にあります。

また、令和 7 (2025) 年度の一戸当たり人口は、2.17 人となっており、平成 28 (2016) 年以降減少傾向にあります。

表 2-2 人口と世帯数の推移

| 年\区分 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 1 世帯あたり人口 (人) |
|---------|-----------|-------------|------------------|
| 平成 28 年 | 26,050 | 10,161 | 2.56 |
| 平成 29 年 | 25,816 | 10,236 | 2.52 |
| 平成 30 年 | 25,440 | 10,257 | 2.48 |
| 令和元年 | 25,194 | 10,305 | 2.44 |
| 令和 2 年 | 24,913 | 10,378 | 2.40 |
| 令和 3 年 | 24,679 | 10,458 | 2.36 |
| 令和 4 年 | 24,418 | 10,521 | 2.32 |
| 令和 5 年 | 24,191 | 10,687 | 2.26 |
| 令和 6 年 | 23,912 | 10,747 | 2.22 |
| 令和 7 年 | 23,460 | 10,801 | 2.17 |

資料：那須町ホームページ 行政ページ 住民基本台帳人口（過去の人口）（各年 4 月 1 日時点）

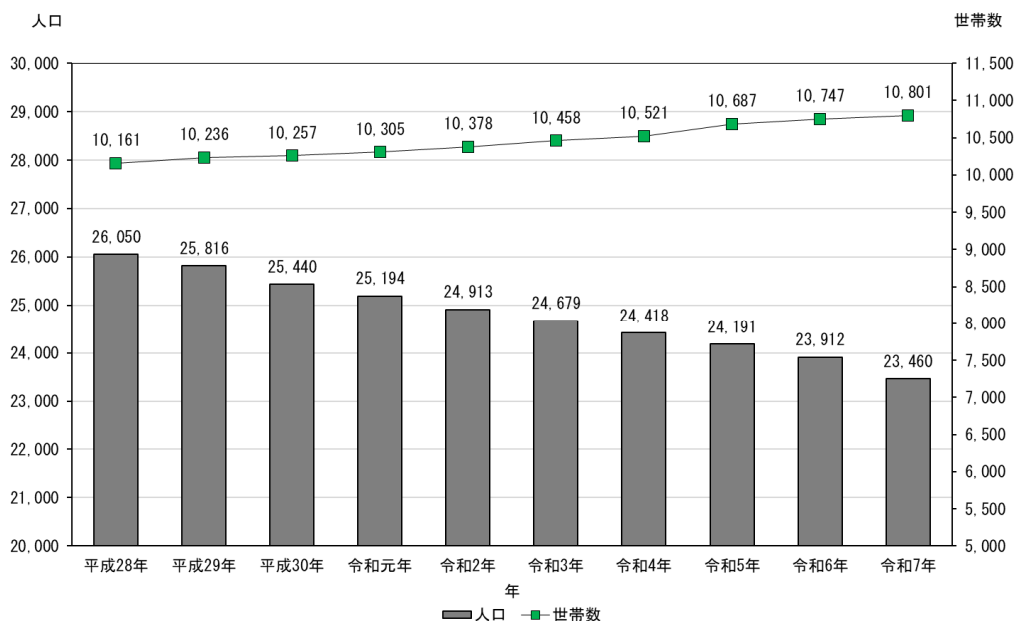


図 2-3 人口と世帯数の推移

3. 地区別人口の動向

本町の地区別の人口及び世帯数を表 2-3 に示します。

地区別の人口の推移をみると、大半の地区で人口が減少している中、室野井地区、大沢地区の2地区は横ばいに推移しています。一方、減少幅が大きいのは、黒田原地区、伊王野地区、湯本地区、芦野地区の4地区となっています。

表 2-3 地区別人口の動向

| 地区名\年 | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | | 令和6年 | |
|-------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) |
| 黒田原 | 4,686 | 1,794 | 4,626 | 1,794 | 4,544 | 1,780 | 4,446 | 1,772 | 4,379 | 1,769 |
| 田中 | 1,157 | 490 | 1,144 | 484 | 1,123 | 480 | 1,101 | 475 | 1,093 | 472 |
| 高久 | 2,077 | 745 | 2,067 | 756 | 2,023 | 746 | 2,008 | 752 | 1,996 | 755 |
| 田代 | 3,014 | 1,375 | 3,009 | 1,393 | 2,991 | 1,418 | 2,989 | 1,442 | 2,944 | 1,431 |
| 室野井 | 1,266 | 621 | 1,278 | 638 | 1,296 | 649 | 1,296 | 656 | 1,295 | 671 |
| 湯本 | 1,331 | 683 | 1,300 | 684 | 1,281 | 678 | 1,225 | 658 | 1,173 | 641 |
| 池田 | 1,539 | 747 | 1,560 | 775 | 1,576 | 793 | 1,565 | 805 | 1,587 | 820 |
| 大沢 | 964 | 468 | 978 | 482 | 994 | 493 | 988 | 492 | 996 | 502 |
| 大島 | 1,498 | 572 | 1,470 | 571 | 1,478 | 584 | 1,465 | 588 | 1,440 | 588 |
| 逃室 | 1,182 | 434 | 1,160 | 436 | 1,141 | 447 | 1,153 | 482 | 1,131 | 485 |
| 夕狩 | 940 | 531 | 924 | 527 | 907 | 523 | 906 | 538 | 879 | 536 |
| 成沢 | 290 | 101 | 279 | 100 | 270 | 103 | 264 | 103 | 253 | 102 |
| 芦野 | 1,925 | 708 | 1,894 | 713 | 1,876 | 731 | 1,835 | 735 | 1,792 | 734 |
| 伊王野 | 2,706 | 912 | 2,632 | 900 | 2,564 | 894 | 2,524 | 903 | 2,450 | 903 |
| 総人口 (外国人を含まない) | 24,575 | 10,181 | 24,321 | 10,253 | 24,064 | 10,319 | 23,765 | 10,401 | 23,408 | 10,409 |

資料：那須地域定住自立圏オープンデータカタログ 地域別人口と世帯数（那須町統計書）

本町の全人口に対して各地区居住者が占める割合を図 2-4 に示します。黒田原地区が最も多く19%、次いで田代地区が多く13%という割合になっています。

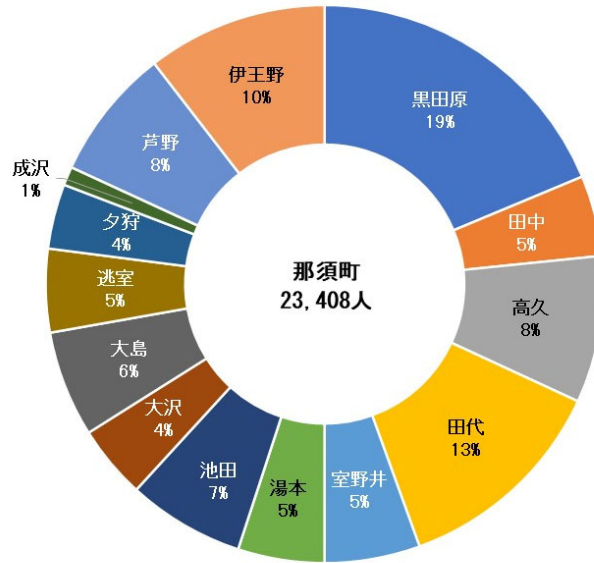


図 2-4 那須町の全人口に対して各地区居住者が占める割合 (令和6(2024)年)

地区別の1世帯当たりの人口を表 2-4 に示します。

1世帯当たりの人口は、すべての地区で減少、あるいはほぼ横ばいで推移しています。

表 2-4 地区別の1世帯当たり人口

| 地区名\年 | 令和2年 (人) | 令和3年 (人) | 令和4年 (人) | 令和5年 (人) | 令和6年 (人) |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 黒田原 | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 2.5 | 2.5 |
| 田中 | 2.4 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 |
| 高久 | 2.8 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.6 |
| 田代 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 2.1 | 2.1 |
| 室野井 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.9 |
| 湯本 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.8 |
| 池田 | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 1.9 | 1.9 |
| 大沢 | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| 大島 | 2.6 | 2.6 | 2.5 | 2.5 | 2.4 |
| 逃室 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.4 | 2.3 |
| 夕狩 | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 1.7 | 1.6 |
| 成沢 | 2.9 | 2.8 | 2.6 | 2.6 | 2.5 |
| 芦野 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.5 | 2.4 |
| 伊王野 | 3.0 | 2.9 | 2.9 | 2.8 | 2.7 |

資料：那須地域定住自立圏オープンデータカタログ 地域別人口と世帯数 (那須町統計書)

4. 産業の動向

4.1 産業別就業人口

本町の産業別就業人口の推移を表 2-5 に示します。

各年度とも第三次産業の就業者数が全体の 75%程度を占めており、中でも卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業の従事者が多い状況です。令和3（2021）年の就業者総数は11,721人、第一次産業は 548 人（4.7%）、第二次産業は 2,434 人（20.8%）、第三次産業は 8,739 人（74.6%）となっています。

表 2-5 産業別就業人口の推移

| 産業別\年 | 平成 28 年 | | 令和 3 年 | |
|-------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 従業者数 (人) | 割合 (%) | 従業者数 (人) | 割合 (%) |
| 第一次産業 | 461 | 3.7 | 548 | 4.7 |
| 農林漁業 | - | - | - | - |
| 第二次産業 | 2,536 | 20.6 | 2,434 | 20.8 |
| 鉱・採石・砂利採取業 | 11 | 0.1 | 6 | - |
| 建設業 | 918 | 7.4 | 769 | 6.6 |
| 製造業 | 1,607 | 13.0 | 1,659 | 14.2 |
| 第三次産業 | 9,838 | 75.7 | 8,739 | 74.6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | X | - | 1 | - |
| 情報通信業 | - | - | 8 | - |
| 運輸・郵便業 | 429 | 3.5 | 431 | 3.7 |
| 卸売・小売業 | 2,001 | 13.9 | 1,800 | 15.4 |
| 金融・保険業 | 78 | 0.6 | 59 | 0.5 |
| 不動産・物品賃貸業 | 231 | 1.8 | 264 | 2.3 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 84 | 0.7 | 101 | 0.9 |
| 宿泊・飲食サービス業 | 3,692 | 28.3 | 3,055 | 26.1 |
| 生活関連サービス・娯楽業 | 867 | 7.0 | 770 | 6.6 |
| 医療、福祉 | 893 | 7.2 | 775 | 6.6 |
| 教育、学習支援業 | 537 | 4.4 | 503 | 4.3 |
| 複合サービス事業 | 71 | 0.6 | 59 | 0.5 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 666 | 5.4 | 607 | 5.2 |
| 国、地方公共団体等 | 289 | 2.3 | 306 | 2.6 |
| 就業総数 | 12,835 | 100.0 | 11,721 | 100.0 |

資料：令和6年版 那須町統計書

※従業者総数は男女別の不詳を含む。

「X」：発表を差し控えたもの

「-」：該当数字のないもの

4.2 事業所数

本町の産業別事業所数の推移を表 2-6 に示します。

事業所数は、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業が多くを占めており、令和 3（2021）年の事業所総数 1,425 所のうち、宿泊・飲食サービス業が 372 所（約 26%）で最も多く、卸売・小売業が 283 所（約 20%）と続いています。

表 2-6 産業別事業所数の推移

| 産業別\年 | 平成 28 年 | | 令和 3 年 | |
|-------------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 事業所数 (事業所) | 割合 (%) | 事業所数 (事業所) | 割合 (%) |
| 第一次産業 | 41 | 2.6 | 47 | 3.3 |
| 農林漁業 | 41 | 2.6 | 47 | 3.3 |
| 第二次産業 | 291 | 18.7 | 262 | 18.4 |
| 鉱・採石・砂利採取業 | 4 | - | 3 | - |
| 建設業 | 175 | 11.2 | 161 | 11.3 |
| 製造業 | 112 | 7.2 | 98 | 6.9 |
| 第三次産業 | 1,228 | 78.7 | 1,116 | 78.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 0.1 | 1 | 0.1 |
| 情報通信業 | - | - | 2 | 0.1 |
| 運輸・郵便業 | 24 | 1.5 | 27 | 1.9 |
| 卸売・小売業 | 318 | 20.4 | 283 | 19.9 |
| 金融・保険業 | 7 | 0.4 | 7 | 0.5 |
| 不動産・物品賃貸業 | 61 | 3.9 | 60 | 4.2 |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 24 | 1.5 | 33 | 2.3 |
| 宿泊・飲食サービス業 | 445 | 28.5 | 372 | 26.1 |
| 生活関連サービス・娯楽業 | 120 | 7.7 | 106 | 7.4 |
| 医療、福祉 | 70 | 4.5 | 64 | 4.5 |
| 教育、学習支援業 | 32 | 2.1 | 34 | 2.4 |
| 複合サービス事業 | 10 | 0.6 | 8 | 0.6 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 95 | 6.1 | 99 | 6.9 |
| 国、地方公共団体等 | 21 | 1.3 | 20 | 1.4 |
| 事業所総数 | 1,560 | 100.0 | 1,425 | 100.0 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書

「-」：該当数字のないもの

4.3 第一次産業

4.3.1 農業

本町の農家数の推移を表 2-7 に示します。

平成 12（2000）年以降、農家総数は減少傾向を示しています。

表 2-7 農家数の推移

（単位：戸）

| 年\区分 | 農家総数 | 専業農家数 | 兼業農家数 | | |
|---------|-------|-------|-------|------|-------|
| | | | 計 | 農業が主 | 農業が従 |
| 平成 12 年 | 2,312 | 240 | 1,782 | 416 | 1,366 |
| 平成 17 年 | 2,122 | 238 | 1,526 | 254 | 1,272 |
| 平成 22 年 | 2,005 | 277 | 1,315 | 266 | 1,049 |
| 平成 27 年 | 1,802 | 281 | 1,114 | 209 | 905 |
| 令和 2 年 | 1,542 | - | 1,158 | 289 | 869 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書

「-」：該当数字のないもの

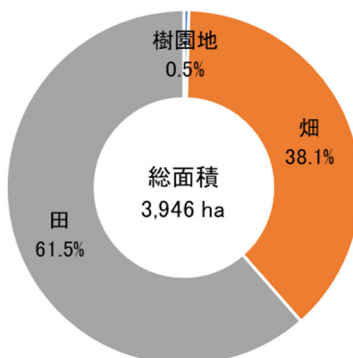
本町の経営耕地面積の推移を表 2-8 に、経営耕地面積の区分別割合を図 2-5 に示します。

令和 2（2020）年の総経営耕地面積は 3,946ha であり、田 2,425ha（61.5%）、畑 1,503ha（38.1%）、樹園地 18ha（0.5%）となっており、田が大半を占めていますが減少傾向を示しています。

表 2-8 経営耕地面積の推移

| 年\区分 | 田 | | 畑 | | 樹園地 | | 計 (ha) |
|---------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------|
| | 面積 (ha) | 構成割合 (%) | 面積 (ha) | 構成割合 (%) | 面積 (ha) | 構成割合 (%) | |
| 平成 22 年 | 3,109 | 65.9 | 1,584 | 33.6 | 21 | 0.4 | 4,717 |
| 平成 27 年 | 2,856 | 65.9 | 1,461 | 33.7 | 17 | 0.4 | 4,333 |
| 令和 2 年 | 2,425 | 61.5 | 1,503 | 38.1 | 18 | 0.5 | 3,946 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書



資料：令和 6 年版 那須町統計書

図 2-5 経営耕地面積（令和 2（2020）年）

4.3.2 林業

本町の林野面積の推移を表 2-9 に示します。

令和 2（2020）年の林野面積は 21,565ha でした。平成 27（2015）年から令和 2（2020）年までの推移では、林野面積とその構成割合に大きな変化はありません。

表 2-9 林野面積の推移

| 年\区分 | 総土地面積 (ha) | 林野面積 (ha) | | | |
|---------|---------------|-----------|-------|--------|------------|
| | | 計 | 国有林 | 民有林 | 林野率 (%) |
| 平成 22 年 | 37,231 | 21,599 | 3,295 | 18,304 | 58.0 |
| 平成 27 年 | 37,234 | 21,572 | 3,288 | 18,284 | 57.9 |
| 令和 2 年 | 37,234 | 21,565 | 3,294 | 18,271 | 57.9 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書

4.4 第二次産業

本町の工業（製造卸業）の推移を表 2-10 に示します。

事業所数は、平成 29（2017）年以降、減少を続けています。就業者数は、平成 30（2018）年に増加し、翌年令和元（2019）年以降減少を続けていましたが、令和 3（2021）年に再び増加に転じています。

表 2-10 工業（製造卸業）の推移

各年 6 月 1 日

| 年\区分 | 事業所数 (事業所) | 就業者数 (人) | 製造品出荷額等 (万円) |
|---------|---------------|-------------|-----------------|
| 平成 29 年 | 56 | 1,526 | 3,659,891 |
| 平成 30 年 | 54 | 1,577 | 3,891,890 |
| 令和元年 | 52 | 1,463 | 4,238,238 |
| 令和 2 年 | 51 | 1,443 | 4,351,807 |
| 令和 3 年 | 44 | 1,494 | 4,340,711 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書

※平成 29 年から基準日変更により 6 月 1 日現在

4.5 第三次産業

4.5.1 商業

本町の商業（卸売業、小売業）の推移を表 2-11 に示します。

商店数は、平成 16（2004）年から減少を続けていましたが、平成 28（2016）年に増加に転じています。従業者数は平成 16（2004）年から増減を繰り返しており、年間販売額は増加傾向を示しています。平成 28（2016）年の年間販売額は約 325 億円、従業者 1 人当たりの年間販売額は約 2,161 万円となっています。

表 2-11 商業（卸売業、小売業）の推移

| 年\区分 | 商店数 (店) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) | 1人当たりの 販売額 (万円) |
|---------|------------|-------------|---------------|--------------------|
| 平成 16 年 | 332 | 1,726 | 2,653,893 | 1,538 |
| 平成 19 年 | 326 | 1,989 | 2,878,318 | 1,447 |
| 平成 26 年 | 232 | 1,362 | 3,042,168 | 2,234 |
| 平成 28 年 | 259 | 1,505 | 3,252,000 | 2,161 |
| 令和 3 年 | 283 | 1,288 | - | - |

資料：令和 6 年版 那須町統計書

「-」：該当数字のないもの

4.5.2 観光

年度別観光客入込者数等の推移を表 2-12 及び図 2-6 に示します。

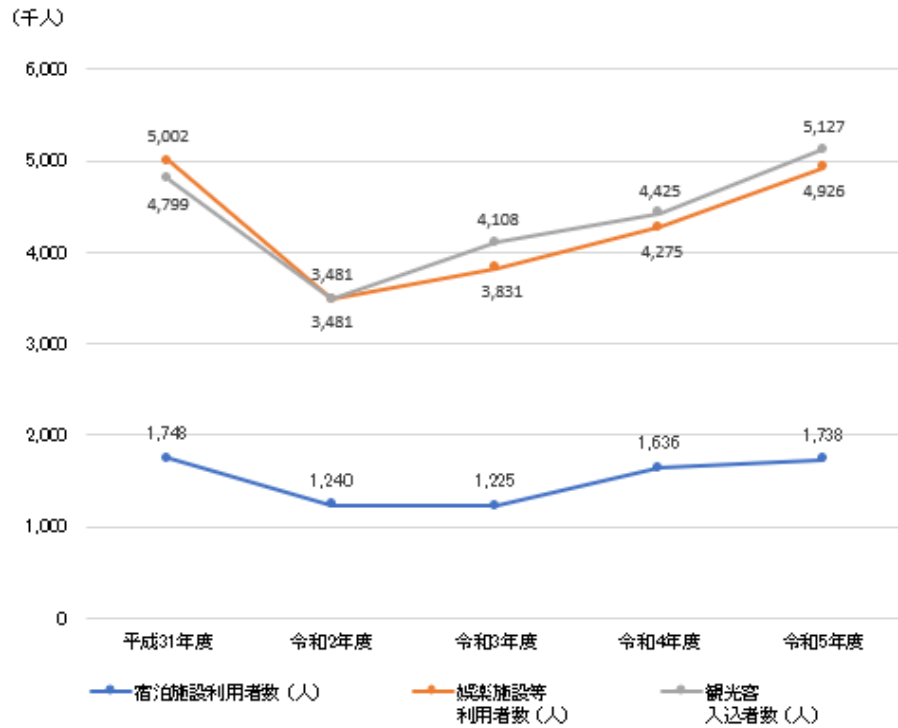
令和 2（2020）年度の観光客入込者数は、3,480,872 人で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による日本人旅行者の減少に加え、入国制限や各国の渡航制限による訪日外国人旅行者の減少もあり、大幅な減少となっています。

令和 5（2023）年度の観光客入込者数は、5,127,138 人で、宿泊施設利用者数は 1,738,323 人、娯楽施設等利用者数は 4,926,016 人となり、令和 3（2021）年度以降は回復傾向にあります。

表 2-12 本町の観光客入込者数等の推移

| 年\区分 | 宿泊施設利用者数 (人) | 娯楽施設等利用者数 (人) | 観光客入込者数 (人) |
|----------|-----------------|------------------|----------------|
| 平成 31 年度 | 1,748,432 | 5,001,654 | 4,799,209 |
| 令和 2 年度 | 1,239,884 | 3,480,566 | 3,480,872 |
| 令和 3 年度 | 1,225,383 | 3,831,341 | 4,108,071 |
| 令和 4 年度 | 1,635,576 | 4,275,095 | 4,425,168 |
| 令和 5 年度 | 1,738,323 | 4,926,016 | 5,127,138 |

資料：令和 6 年版 那須町統計書



資料：令和6年版 那須町統計書

図 2-6 年度別観光客入込者数

5. 土地利用の状況

本町の地目別面積とその構成割合の推移を表 2-13 に、令和 6 (2024) 年度の構成割合を表 2-13 及び図 2-7 に示します。

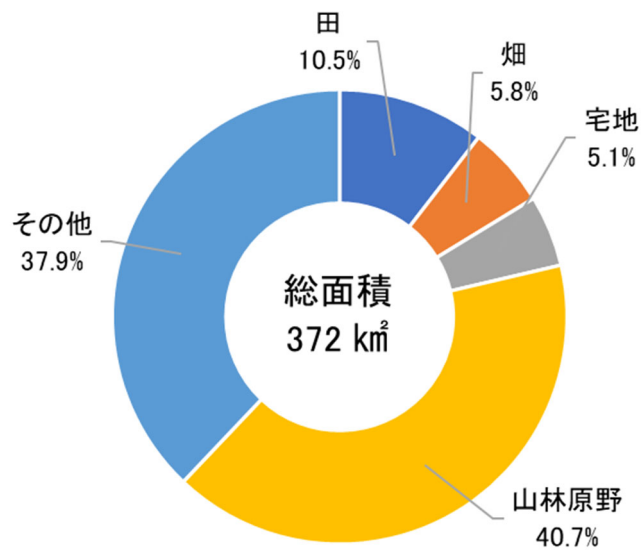
本町は、総面積の約 4 割が山林原野で占められており、約 1 割が田として利用され、畑、宅地と続いています。

表 2-13 地目別面積と構成割合の推移

| 項目 | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林原野 | その他 | |
|--------|--------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 令和 2 年 | (km ²) | 372.34 | 39.20 | 21.78 | 18.16 | 149.02 | 144.18 |
| | (%) | 100.0 | 10.5 | 5.8 | 4.9 | 40.0 | 38.7 |
| 令和 3 年 | (km ²) | 372.34 | 39.13 | 21.75 | 18.21 | 149.51 | 143.74 |
| | (%) | 100.0 | 10.5 | 5.8 | 4.9 | 40.2 | 38.6 |
| 令和 4 年 | (km ²) | 372.34 | 39.06 | 21.68 | 18.35 | 149.28 | 143.97 |
| | (%) | 100.0 | 10.5 | 5.8 | 4.9 | 40.1 | 38.7 |
| 令和 5 年 | (km ²) | 372.34 | 39.04 | 21.61 | 18.62 | 148.75 | 144.32 |
| | (%) | 100.0 | 10.5 | 5.8 | 5.0 | 40.0 | 38.8 |
| 令和 6 年 | (km ²) | 372.34 | 39.02 | 21.55 | 18.90 | 151.68 | 141.19 |
| | (%) | 100.0 | 10.5 | 5.8 | 5.1 | 40.7 | 37.9 |

資料：令和6年版 那須町統計書

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



資料：令和6年版 那須町統計書

図 2-7 地目別面積の構成割合（令和6（2024）年）

第2編 ごみ処理編

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. 廃棄物の種類と分別区分

1.1 廃棄物の種類

廃棄物は廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。廃棄物の区分を表 3-1 に示します。

表 3-1 廃棄物の区分

| | 区分 | 摘要 |
|---|-------|---|
| 1 | 一般廃棄物 | 家庭での生活に伴って各家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って商店や事務所などから排出される「事業系ごみ」に分類されます。 |
| 2 | 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など 20 種が法令で定められています。 |

1.2 分別区分と排出方法

1.2.1 ごみの種類による区分

本計画の対象は、本町から排出される一般廃棄物とし、その区分については、大きく分けて「燃えるごみ（可燃ごみ）」「燃えないごみ（不燃ごみ）」「粗大ごみ」「資源物」及び「小型家電」に分けられています。このうち、「資源物」は「空き缶」「空きビン」「ペットボトル」「新聞紙・折込チラシ」「ダンボール」「雑誌・その他の紙」「紙パック」「白色トレイ」及び「容器包装プラスチック」に区分しています。ごみの分別区分・品目及び収集頻度を表 3-2 に示します。

表 3-2 ごみの分別区分・品目及び収集頻度等（令和 7（2025）年 9 月現在）

| 区分・品目 | | 代表的なごみ | 収集頻度 | 排出方法 |
|------------------|-----------------|---|---|--|
| 燃えるごみ (可燃ごみ) | | 生ごみ・衣類など | 週 2 回 | 生ごみは水分をよく切ってから指定ごみ袋に入れ排出する。 |
| 燃えないごみ (不燃ごみ) | | ガラス類、陶磁器類、アルミ箔、スプレー缶・卓上用ガスボンベ・ライターなど | 月 1 回 | 指定ごみ袋で排出する。スプレー缶・卓上用ガスボンベは使い切って穴を開けずに排出する。有害ごみの電池類はセロハンテープを貼るなどの絶縁処理をして別の透明袋に入れる。その他の有害ごみもそれぞれ別の透明袋に入れる。 |
| | | 有害ごみ 蛍光灯・水銀灯、電池類（乾電池、ボタン電池、充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池等）、リチウム一次電池（コイン電池、カメラ用リチウム電池等）、モバイルバッテリー、電子タバコ） | | |
| 粗大ごみ | | 一辺または直径が 50cm 以上のもので、45L のごみ袋に入れて、袋の口が縛れないもの、家電製品、家具類・寝具類、その他 | 持ち込み及び予約による戸別収集 | 戸別収集はクリーンステーション那須に電話で予約する。 |
| 資源物 | 空き缶 | 飲料用及び食料用の缶 | 月 2 回 | 水洗いし、45L 以下の透明袋で排出する。 |
| | 空きビン | 飲料用及び食料用のビン | | 水洗いし、45L 以下の透明袋で排出する。 |
| | ペットボトル | PET マークのある飲料用のペットボトル | | ラベルとキャップを取り除き、水洗いして 45L 以下の透明袋で排出する。 |
| | 新聞紙 折込チラシ | 新聞紙及び折り込みチラシ | | 新聞紙とチラシは一緒にし、ヒモで十字にしぼる。 |
| | ダンボール | 切り口が波状のダンボール | | ヒモで十字にしぼる。 |
| | 雑誌・ その他の紙 | 雑誌、はがき・紙封筒類、コピー用紙、紙袋類、紙箱類 | | ヒモで十字にしぼる。 |
| | 紙パック | 内側が白い紙パック | | ヒモで十字にしぼる。 |
| | 白色トレイ | 食品用の発泡スチロールトレイ | | よく洗い、乾かして 45 L 以下の透明袋で排出する。 |
| | 容器包装プラスチック（廃プラ） | 菓子などの外装袋、弁当・惣菜の容器、ペットボトルのキャップ及びラベルなどプラマークがついているもの | 45L 以下の透明袋に入れて排出する。 (汚れ、ニオイのついていものはよく洗い、乾かしてから排出する。) | |
| 小型家電 | | 携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ、パソコンなど家庭で使用済みとなった小型家電で回収ボックスに入る大きさのもの、電池類（リチウムイオン電池等）が取り外せない家電製品 | 拠点回収 | 回収ボックスに投入する。 |

1.2.2 収集・処理できないごみ

本町では、適正処理困難物に指定された品目、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管・液晶・プラズマ方式等のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象品目、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律（小型家電リサイクル法）」の対象品目及び特別管理一般廃棄物は収集対象外としています。ごみステーション排出による収集を行わないため、適正な排出方法の周知・啓発を行います。ごみステーションに排出できないごみの種類を表 3-3 に示します。

表 3-3 ごみステーションに排出できないごみの種類

| ごみ種 | 収集対象外のごみ | 排出方法 |
|-----------------|---|---|
| 適正処理困難物 | タイヤ、バッテリー、自動車、自動車部品、バイク、ガスボンベ、廃油、塗料、ドラム缶、農機具類、農業用資材、コンクリート、ブロック片、建築廃材、切り株、大型湯沸器、スプリングマットレス ^{※1} など | 購入先または専門業者に処理を依頼する。 |
| 特殊耐圧容器 | 消火器 | 消火器リサイクル推進センターに問い合わせる。 |
| 事業系ごみ | 事業者が排出するごみ | 那須町一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するまたは広域クリーンセンター大田原に直接搬入する。 |
| 医療廃棄物 | 病院等から排出される血液等の付着した注射針や包帯、ガーゼ、脱脂綿など | 事業主の責任で適正に処理する。 |
| 家電リサイクル法の対象品目 | テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 | 買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取所またはクリーンステーション那須に直接搬入する。 |
| 資源有効利用促進法の対象品目 | パソコン ^{※2} 、小型二次電池（充電式電池） ^{※3} | 製造メーカーに引き取ってもらう。 |
| 小型家電リサイクル法の対象品目 | 電話機、携帯電話、デジタルカメラ、パソコン ^{※4} 、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機など | 町内に設置してある回収ボックスに投入する。 または、クリーンステーション那須へ直接搬入する。 |

※1 スプリング（粗大ごみ）と布（可燃ごみ）に分別した場合、クリーンステーション那須で回収可能となっています。

※2 パソコンについては、これまで「資源有効利用促進法」により製造メーカーが回収することになっていましたが、「小型家電リサイクル法」の施行により、家電量販店（一部）のほか、町でも回収可能となっています。

※3 小型二次電池（充電式電池）については、セロハンテープを貼るなどの絶縁処理をすれば、町でも回収可能となっています。

※4 電池類（リチウムイオン電池等）が取り外せない家電製品は小型家電として、町で回収可能となっています。

1.2.3 指定ごみ袋の概要

燃えるごみ、燃えないごみは、指定ごみ袋に入れてごみステーションへ排出しています。
指定ごみ袋の種類を表 3-4 に示します。

表 3-4 指定ごみ袋の規格

| 容量 | 燃えるごみ | 燃えないごみ |
|-------|-------|--------|
| 45L 用 | ○ | — |
| 30L 用 | ○ | ○ |
| 20L 用 | ○ | ○ |
| 10L 用 | ○ | ○ |

※○：あり、—：なし

1.2.4 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己処理責任の原則に基づき、事業者自らの責任と負担において処理することになっています。そのため、事業者自らまたは廃棄物収集運搬許可業者により収集・運搬が行われ、自治体の処理施設または民間業者の施設に搬入されています。

なお、本町は、一般廃棄物の収集・運搬計画の見直しを行い、令和 7（2025）年 4 月 1 日から事業系一般廃棄物の搬入先を「クリーンステーション那須」から「広域クリーンセンター大田原」に変更しました。

また、これまで「クリーンステーション那須」で事業系一般廃棄物とみなして受け入れを行ってきた「事業所から排出されたビン類」は、原則として産業廃棄物に分類されることから、令和 8（2026）年 4 月以降、受け入れを行わないこととしました。

2. 処理フロー

本町におけるごみの処理・処分の流れは、図 3-1 のとおりです。

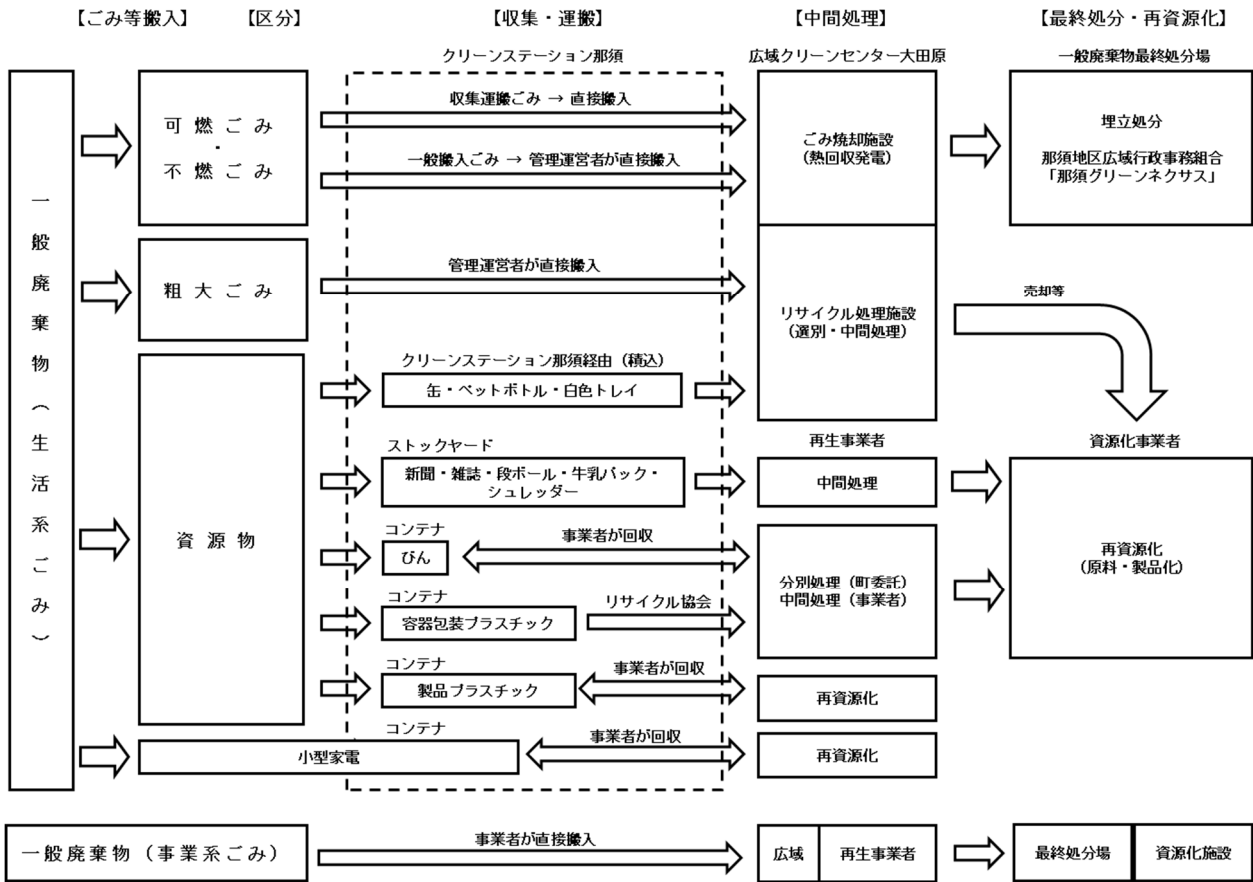


図 3-1 ごみ処理フロー

3. ごみ収集・運搬体制

ごみの収集・運搬については、町内の全域を民間業者に委託しており、各地区のごみ集積所で回収したごみ等は一部の資源物（廃プラスチック・紙類・ビン類）を除き広域クリーンセンター大田原へ直接搬入しています。

ごみ収集の概要を表 3-5 に、ごみ収集・運搬の状況を表 3-6 に示します。

表 3-5 ごみ収集の概要

| 区分・品目 | | 収集回数 | 収集方式 | 集積所数 | 収集料金 |
|--------|-----------------|-----------------|----------|----------|------|
| 燃えるごみ | | 週 2 回 | ステーション方式 | 約 700 か所 | 無料 |
| 燃えないごみ | | 月 1 回 | | | |
| 粗大ごみ | | 持ち込み及び予約による戸別収集 | 戸別方式 | — | 有料 |
| 資源物 | 空き缶 | 月 2 回 | ステーション方式 | 約 700 か所 | 無料 |
| | 空きビン | | | | |
| | ペットボトル | | | | |
| | 新聞紙・折込チラシ | | | | |
| | ダンボール | | | | |
| | 雑誌・その他の紙 | | | | |
| | 紙パック | | | | |
| | 白色トレイ | | | | |
| | 容器包装プラスチック（廃プラ） | | | | |
| 小型家電 | | 拠点回収 | 拠点方式 | 8 か所 | |

表 3-6 ごみ収集・運搬の状況

| 区分 | 業者等 | 備考 |
|-------|---------------|---|
| 収集・運搬 | 町委託業者 | 町内約 700 か所のごみステーションからの、可燃・不燃ごみ、資源物、廃プラの収集を民間に委託し、広域クリーンセンター大田原へ搬入 |
| 搬入 | 一般廃棄物収集運搬許可業者 | 広域クリーンセンター大田原へ直接搬入 |
| | 家庭系の直接搬入 | クリーンステーション那須へ搬入された粗大ごみ等は、分別し、広域クリーンセンター大田原へ搬入 |
| 引き渡し | リサイクル業者 | 廃プラ、紙類、ビン類、小型家電、使用済プラスチック使用製品をクリーンステーション那須内のコンテナ及びストックヤードで一時貯留後、業者に引き渡し |

4. ごみ処理体制

回収されたごみの処理体制を、表 3-7 に示します。

表 3-7 ごみ処理体制

| 区分 | | 処理方法 |
|----------------|-----------------------------|--|
| 燃えるごみ | | ごみ焼却施設で焼却を行い、発生する焼却灰は那須グリーンネクサスで埋立処分されています。 |
| 燃えないごみ・粗大ごみ | | リサイクル処理施設で粉碎・選別処理を行い、金属などを回収の後、不燃残渣は那須グリーンネクサスで埋立処分されています。 |
| 資源物 | 缶・ペットボトル・白色トレイ | リサイクル処理施設で粉碎・選別処理を行い、資源化事業者へ搬入されて資源化されています。 |
| | 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・シュレッダー・茶破 | 再生事業者による中間処理の後、資源化事業者へ搬入されて資源化されています。 |
| | びん | 再生事業者による分別（町委託）、中間処理（事業者）の後、資源化事業者へ搬入されて資源化されています。 |
| | 容器包装プラスチック | 再生事業者により再資源化されています。 |
| 使用済みプラスチック使用製品 | | 再生事業者により再資源化されています。 |
| 小型家電 | | 再生事業者により再資源化されています。 |

5. ごみ処理施設の概要

本町のごみの処理・処分は、那須地区広域行政事務組合が運営・管理を行っている中間処理施設である広域クリーンセンター大田原（大田原市若草）、最終処分場である那須グリーンネットワーク（那須町大字豊原乙）で行われています。

5.1 中間処理施設

広域クリーンセンター大田原は、大田原市・那須町の1市1町の共同ごみ処理施設（中間処理施設）として平成15（2003）年4月から稼動しています。

日量120t（60t/日×2炉）連続燃焼式の焼却施設に加えて、粗大・不燃ごみや資源物を破碎・選別し、鉄やアルミなどの資源物を回収するリサイクル処理施設及び家具再生工房、廃食油石けん工房や環境学習室等を備えたプラザ施設が整備されています。

中間処理施設の概要を表3-8に示します。

表3-8 中間処理施設（広域クリーンセンター大田原）の概要

| | | |
|--------------|-------------------|---|
| 施設名称 | 広域クリーンセンター大田原 | |
| 所在地 | 栃木県大田原市若草1-1484-2 | |
| 事業主体 | 那須地区広域行政事務組合 | |
| 共同処理を行う市町 | 大田原市、那須町 | |
| 処理施設 処理能力 | ごみ処理施設： | 120 t/日（60 t/24h×2炉） 19 t/24h（灰溶融設備） |
| | リサイクル処理施設： | 14 t/日 6.2 t/5h（粗大・不燃ごみ） 5.8 t/5h（かん類） 1.6 t/5h（ペットボトル） 0.4 t/5h（トレイ） |
| 竣工年度 | ごみ処理施設： | 平成15（2003）年3月 |
| | リサイクル処理施設： | 平成15（2003）年3月 |

資料：ごみ処理事業（広域クリーンセンター大田原）事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）

5.1.1 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、燃えるごみを焼却処理するための焼却炉を 2 基備えており、計画的な整備を行うことで、安定したごみ処理を行っています。

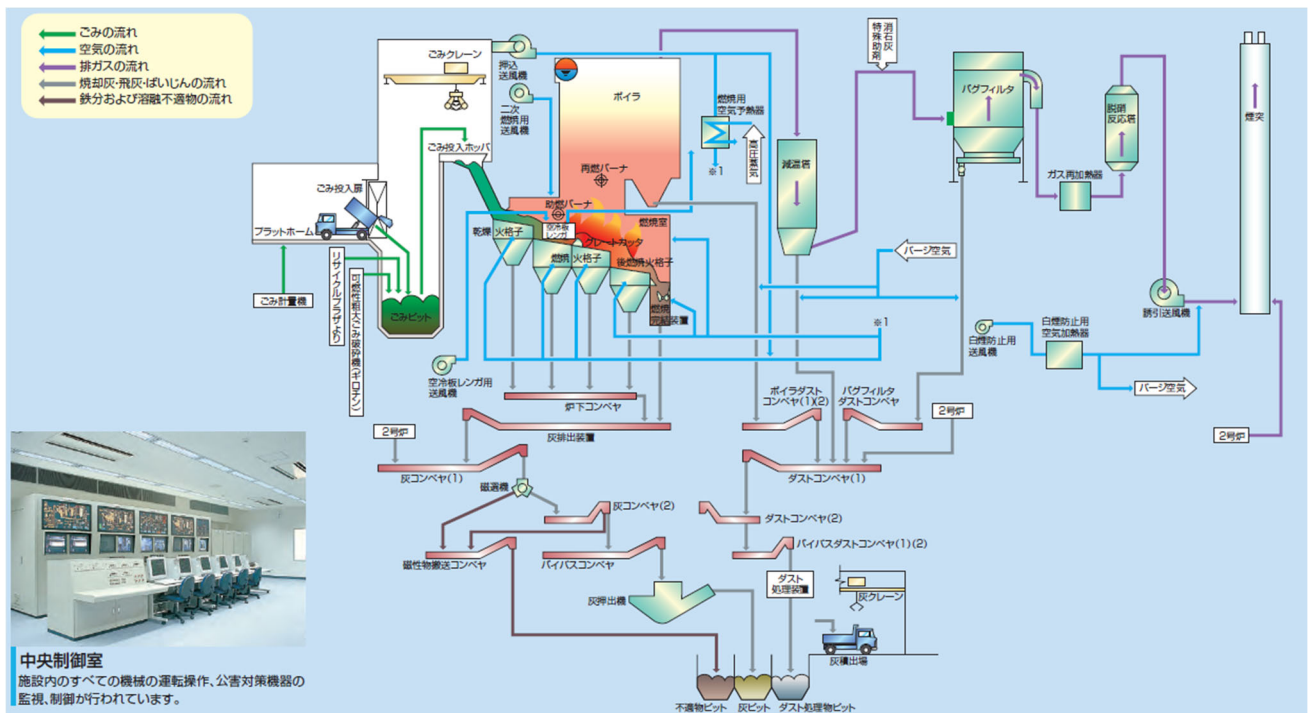
ごみ焼却施設は、平成 15（2003）年 3 月から供用を開始し、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度にかけて、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施し、主要機器の整備及び発電設備の設置がなされています。

ごみ焼却施設の概要を表 3-9 に、ごみ焼却処理の流れを図 3-2 に示します。

表 3-9 ごみ焼却施設（広域クリーンセンター大田原）の概要

| | |
|---------|------------------------|
| 処理能力 | 日量120t（60t/日×2炉） |
| 炉形式 | 連続燃焼式ストーカ炉 |
| 受入供給方式 | ピットアンドクレーン方式 |
| 排ガス処理方式 | 乾式（消石灰吹込、バグフィルタ、脱硝反応塔） |
| 余熱利用 | 蒸気タービン発電1,400kW |
| 供用開始 | 平成15（2003）年3月 |

資料：ごみ処理事業（広域クリーンセンター大田原）事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）



出典：ごみ処理事業（広域クリーンセンター大田原）事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）

図 3-2 ごみ焼却処理の流れ

5.1.2 リサイクル処理施設

粗大・不燃ごみは、鉄類、アルミ類、選別残渣の 3 種類に選別します。鉄類とアルミ類は、貯留ホッパに貯留し、有価物として回収します。

缶類は、スチール缶、アルミ缶、選別残渣の 3 種類に選別し、圧縮減容機にて減容して有価物として回収します。それぞれの選別残渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理します。

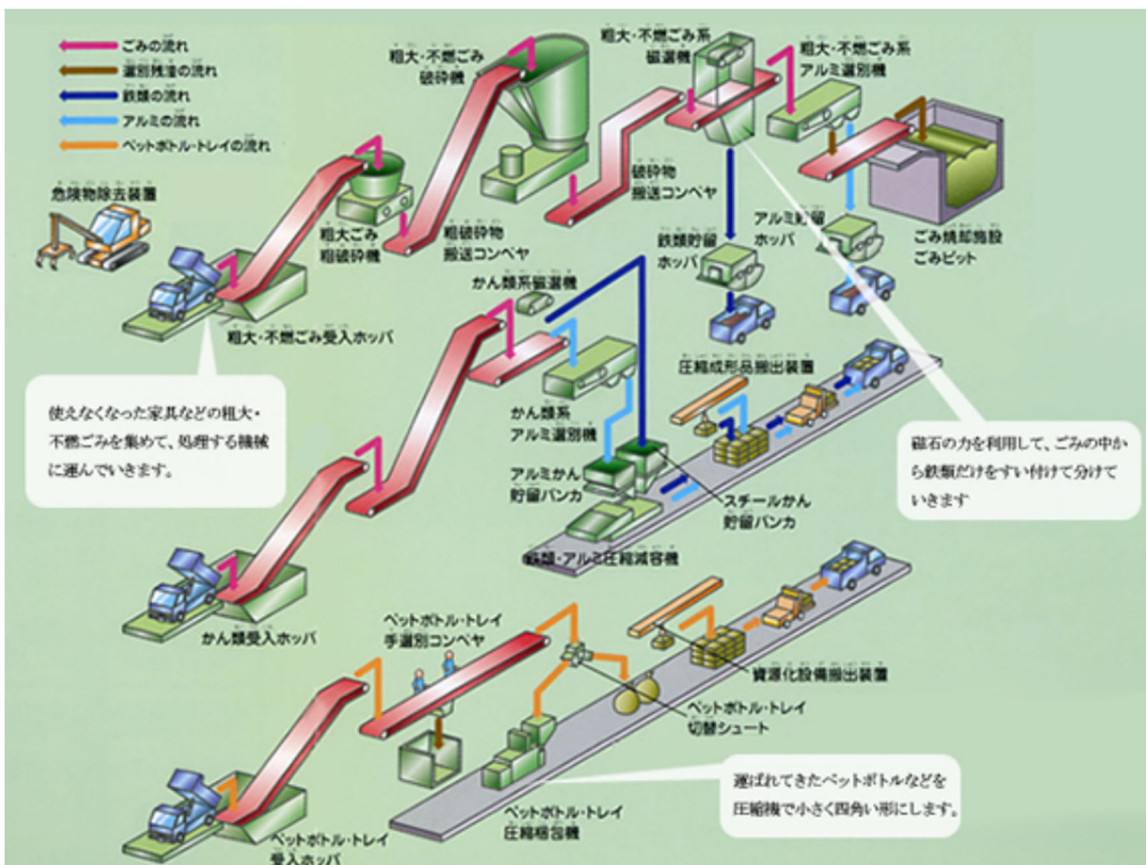
リサイクル処理施設は平成 15（2003）年 3 月から供用を開始しています。

リサイクル処理施設の概要を表 3-10 に、リサイクル処理施設の設備と流れを図 3-3 に示します。

表 3-10 リサイクル処理施設（広域クリーンセンター大田原）の概要

| | |
|------|---------------------|
| 処理能力 | 14 t / 日 |
| | 6.2 t / 5h（粗大・不燃ごみ） |
| | 5.8 t / 5h（かん類） |
| | 1.6 t / 5h（ペットボトル） |
| | 0.4 t / 5h（トレイ） |
| 供用開始 | 平成15（2003）年3月 |

資料：ごみ処理事業（広域クリーンセンター大田原）事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）



出典：ごみ処理事業（広域クリーンセンター大田原）事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）

図 3-3 リサイクル処理施設の設備と流れ

5.2 最終処分場

5.2.1 黒羽グリーンオアシス

黒羽グリーンオアシスは、広域クリーンセンター大田原及び第2衛生センターで使用していた埋立地です。

令和4(2022)年3月31日に埋立は終了しましたが、埋め立てた焼却灰等の性状が安定するまでは施設の運転管理を行っています。

黒羽グリーンオアシスの概要を表3-11に示します。

表3-11 最終処分場(黒羽グリーンオアシス)の概要

| | |
|-----------|------------------------------|
| 施設名称 | 黒羽グリーンオアシス |
| 所在地 | 栃木県大田原市川田533 |
| 事業主体 | 那須地区広域行政事務組合 |
| 共同処理を行う市町 | 大田原市、那須町 |
| 敷地面積 | 48,719m ² |
| 埋立面積 | 16,010m ² |
| 埋立容量 | 173,100m ³ |
| 埋立方式 | 準好気性埋立 |
| 浸出水処理設備 | 60m ³ /日 |
| 埋立期間 | 平成9(1997)年度～令和3(2021)年度(25年) |

資料：黒羽グリーンオアシス事業 事業紹介(那須地区広域行政事務組合HP)

5.2.2 那須グリーンネクサス

那須グリーンネクサスは、大田原市及び那須町における焼却残さ等を安全に埋立処分する施設として令和4(2022)年4月より供用を開始しました。

粉じん等の飛散防止、悪臭の発生防止、景観の保全を目的として、埋立地を屋根で覆ったクローズド型処分場が採用されています。

埋立施設の貯留構造物は、コンクリートピット構造となっているため、埋立物や浸出水の流出に対して十分な性能を有していますが、壁面部に一重遮水シート、底面部には二重遮水シートや漏水検知システムを設置し、より強固な流出防止対策がとられた安全性の高い施設となっています。

また、埋立物の安定化促進のため、人工的に散水を行いますが、その際に発生する浸出水は浸出水処理施設において適正に処理され、散水に循環再利用することにより、施設外部への放流を行わない無放流循環方式となっています。

那須グリーンネクサスの概要を表3-12に示します。

表 3-12 最終処分場（那須グリーンネクサス）の概要

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 施設名称 | 那須グリーンネクサス |
| 所在地 | 栃木県那須郡那須町大字豊原乙1番地6 |
| 事業主体 | 那須地区広域行政事務組合 |
| 共同処理を行う市町 | 大田原市、那須町 |
| 敷地面積 | 38,963m ² |
| 埋立面積 | 4,480m ² |
| 埋立容量 | 51,000m ³ |
| 埋立方式 | サンドイッチ方式 |
| 埋立物 | 焼却灰、飛灰、不燃残渣、破碎残渣、し尿焼却灰 |
| 浸出水処理設備 | 15m ³ /日 |
| 浸出水処理方法 | カルシウム除去＋生物処理＋凝集膜分離＋活性炭吸着＋キレート吸着＋電気透析 |
| 竣工年度 | 令和4（2022）年3月 |
| 埋立期間 | 埋立容量に達するまで（15年間を想定） |

資料：那須グリーンネクサス事業 事業紹介（那須地区広域行政事務組合HP）

6. ごみ排出量の推移

6.1 総排出量

本町のごみ排出量の実績を表 3-13 及び図 3-4 に示します。

本町のごみ総排出量は、令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけては増加、令和 4 (2022) 年度以降は横ばい傾向にあり、令和 6 (2024) 年度は 10,261t でした。

種類別では、不燃ごみ、資源物が減少している一方で、可燃ごみが増加から横ばい傾向にあります。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、増加傾向となっています。

表 3-13 ごみ排出量の推移

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 |
| 年間日数 (日) | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 |
| 排出量 (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 |
| 可燃ごみ (t/年) | 7,800 | 7,982 | 8,575 | 8,436 | 8,624 |
| 不燃ごみ (t/年) | 291 | 250 | 235 | 227 | 237 |
| 資源物 (t/年) | 1,249 | 1,207 | 1,224 | 1,174 | 1,192 |
| 粗大ごみ (t/年) | 192 | 175 | 182 | 186 | 191 |
| その他 (t/年) | 5 | 3 | 15 | 16 | 17 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日) | 1,059 | 1,079 | 1,159 | 1,147 | 1,198 |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

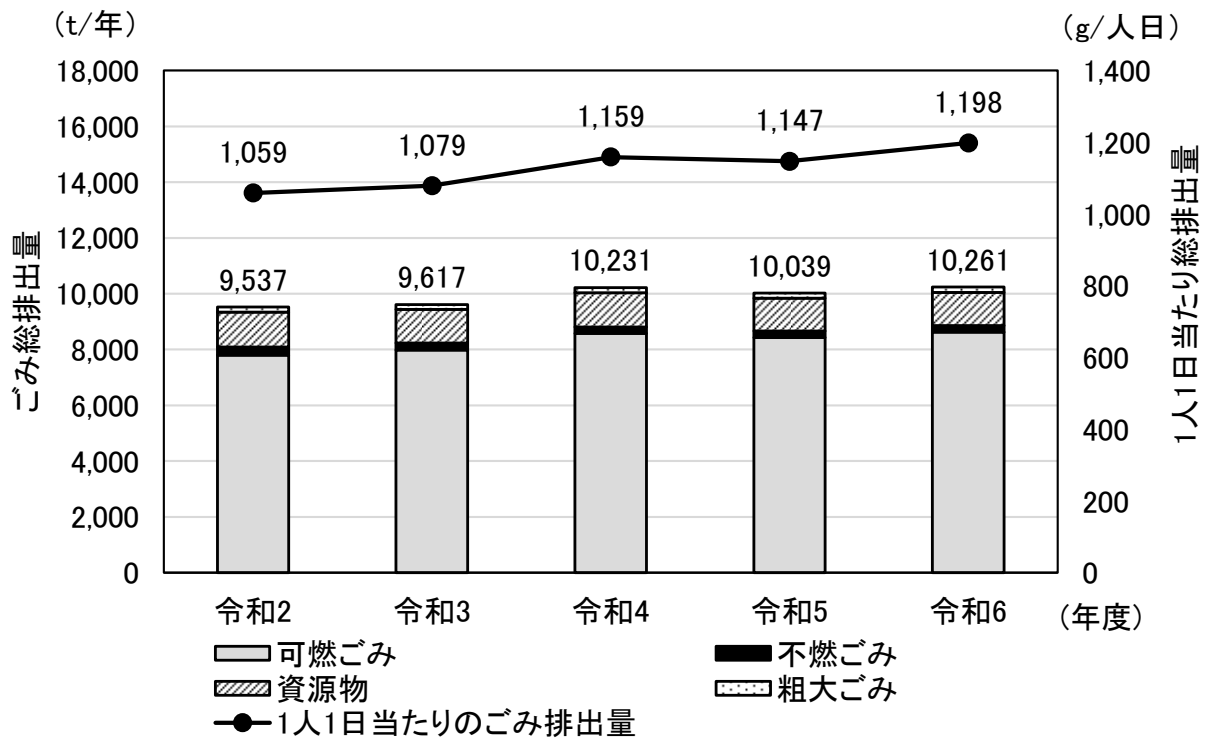


図 3-4 ごみ排出量の推移

令和 6（2024）年度の区分別の排出割合を図 3-5 に示します。

令和 6（2024）年度の排出割合は、可燃ごみが 84.0% を占めており、次いで資源物が 11.6%、不燃ごみが 2.3% となっています。

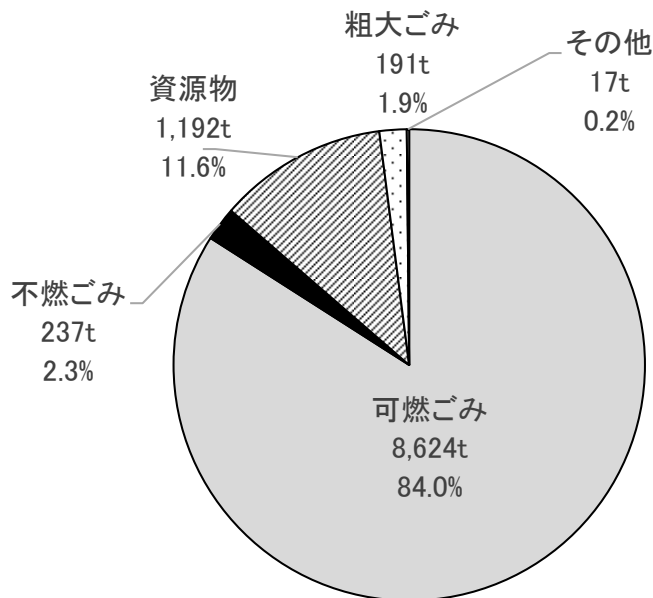


図 3-5 令和 6（2024）年度の区分別の排出割合（重量割合）

6.2 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の実績を表 3-14 及び図 3-6 に示します。

令和 6（2024）年度の本町の1人1日当たりのごみ排出量は1,198g/人日であり、横ばいから増加傾向です。

また、本町の1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均、栃木県平均を上回っています。

表 3-14 1人1日当たりのごみ排出量の実績

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日) | 1,059 | 1,079 | 1,159 | 1,147 | 1,198 |
| 全国平均 (g/人日) | 901 | 890 | 880 | 854 | - |
| 栃木県平均 (g/人日) | 925 | 913 | 893 | 867 | - |

※全国平均、栃木県平均は令和 5（2023）年度データが最新となります。

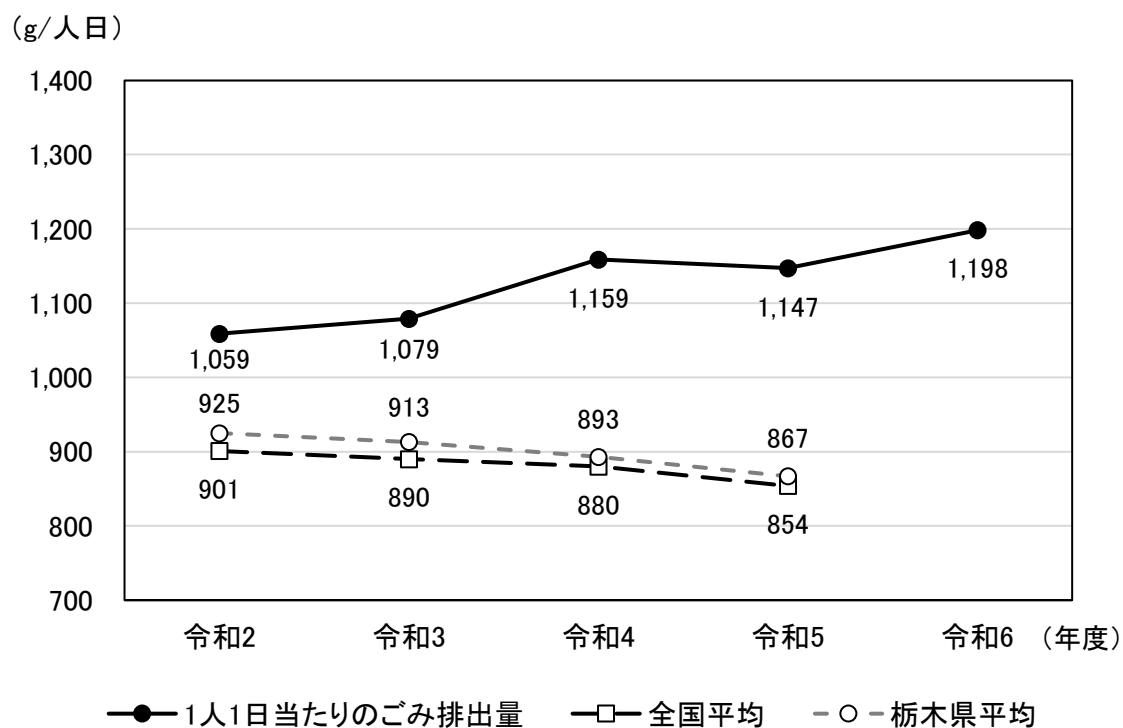


図 3-6 1人1日当たりのごみ排出量の実績

6.3 生活系ごみと事業系ごみ

本町の生活系ごみと事業系ごみの排出量の実績を図 3-7 及び図 3-8 に示します。

生活系ごみの排出量は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて減少傾向、1人1日当たりの生活系ごみの排出量は横ばい傾向でした。

一方で、事業系ごみの排出量は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて増加傾向、1人1日当たりの事業系ごみの排出量も増加傾向にあります。これは、コロナ禍以降、観光業が盛んな本町においてコロナ禍以前の状況に回復したことが排出量増加に影響し、観光客などのごみ排出量が1人1日当たりのごみ排出量に影響を及ぼしたものと考えられます。

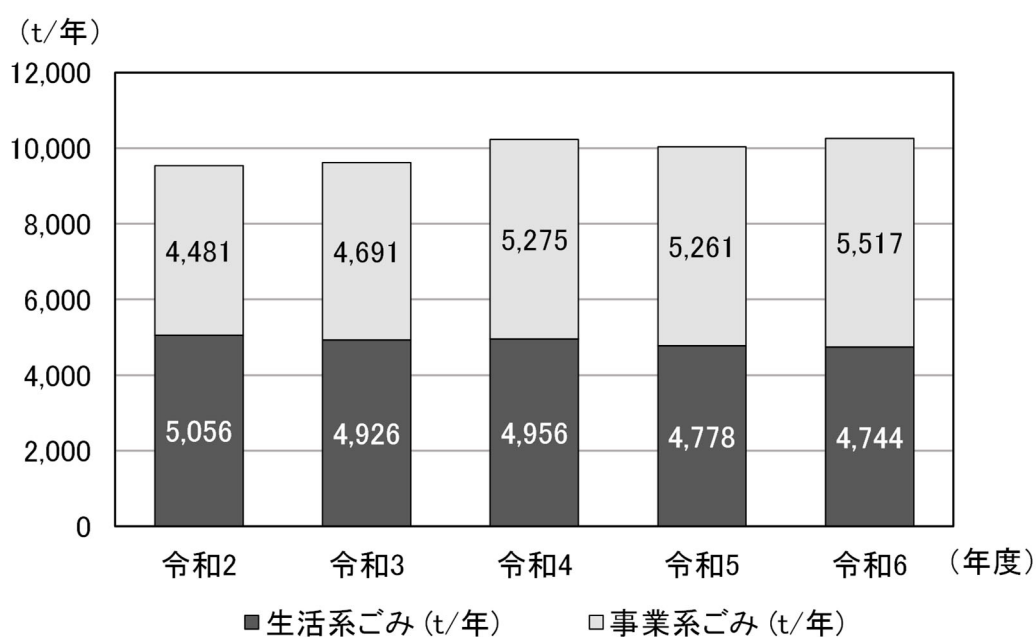


図 3-7 生活系・事業系ごみ排出量の実績

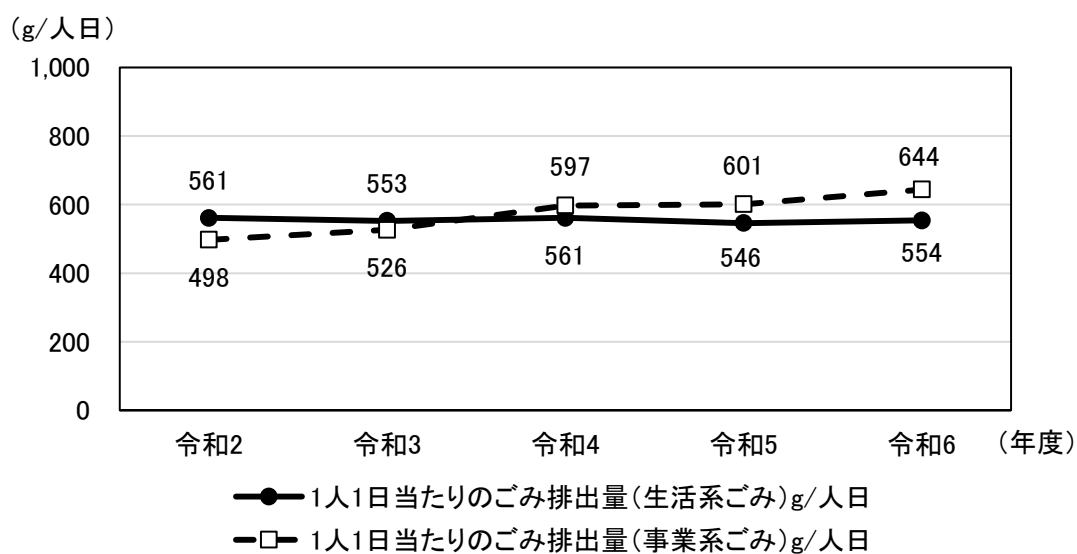


図 3-8 1人1日当たりのごみ排出量の実績（生活系・事業系ごみ）

本町の排出量に占める事業系ごみの割合は、表 3-15 に示すように、栃木県平均と比較して高くなっています。

表 3-15 本町及び栃木県における事業系ごみの割合の推移

(那須町)

| 項目\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 平均 |
|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|-----|
| 排出量 (計画収集量+直接搬入量) (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | |
| 事業系ごみ (資源物を除く) (t/年) | 4,316 | 4,522 | 5,091 | 5,069 | 5,299 | |
| 排出量に占める事業系ごみ (資源物を除く) の割合 (%) | 45% | 47% | 50% | 50% | 52% | 49% |

(栃木県)

| 項目\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 平均 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|
| 排出量 (計画収集量+直接搬入量) (t/年) | 644,959 | 632,335 | 615,621 | 594,349 | - | |
| 事業系ごみ (資源物を除く) (t/年) | 155,891 | 157,607 | 154,998 | 154,220 | - | |
| 排出量に占める事業系ごみ (資源物を除く) の割合 (%) | 24% | 25% | 25% | 26% | - | 25% |

7. 中間処理及び最終処分の実績

7.1 中間処理施設への搬入量・搬出量 (可燃・不燃・粗大ごみ・資源物)

収集された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、広域クリーンセンター大田原に搬入しています。

7.1.1 ごみ焼却施設への搬入量・搬出量

ごみ焼却施設の搬入量及び搬出物の実績を表 3-16 に示します。搬入量は令和 2 (2020) 年度から増加傾向にあり、令和 6 (2024) 年度は 8,925t でした。搬出量は令和 2 (2020) 年度から横ばい傾向にあります。

表 3-16 広域クリーンセンター大田原 (ごみ焼却施設) の搬入量・搬出量の実績

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ごみ焼却施設搬入量 (t/年) | 8,099 | 8,254 | 8,857 | 8,715 | 8,925 |
| 可燃ごみ (t/年) | 7,800 | 7,982 | 8,575 | 8,436 | 8,624 |
| 粗大ごみ (t/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資源化等を行う施設からの可燃ごみ (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 |
| 搬出量 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 |
| 焼却灰 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 |

7.1.2 リサイクル処理施設への搬入量・搬出量

リサイクル処理施設の搬入量及び搬出物の実績を表 3-17 に示します。搬入量と搬出量は令和2（2020）年度から概ね横ばいで推移しています。

表 3-17 広域クリーンセンター大田原（リサイクル処理施設）の搬入量・搬出量の実績

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| リサイクル処理施設搬入量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,032 | 1,021 | 1,072 |
| 不燃ごみ (t/年) | 291 | 250 | 235 | 227 | 237 |
| 収集ごみ (t/年) | 192 | 175 | 160 | 154 | 164 |
| 直接搬入ごみ (t/年) | 99 | 75 | 75 | 73 | 73 |
| 資源物 (t/年) | 578 | 580 | 600 | 592 | 627 |
| 収集ごみ (t/年) | 490 | 500 | 540 | 533 | 563 |
| 直接搬入ごみ (t/年) | 88 | 80 | 60 | 59 | 64 |
| 粗大ごみ (t/年) | 192 | 175 | 182 | 186 | 191 |
| 収集ごみ (t/年) | 34 | 36 | 35 | 19 | 28 |
| 直接搬入ごみ (t/年) | 158 | 139 | 147 | 167 | 163 |
| その他 (t/年) | 5 | 3 | 15 | 16 | 17 |
| 収集ごみ (t/年) | 0 | 0 | 13 | 15 | 16 |
| 直接搬入ごみ (t/年) | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 搬出量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,031 | 1,020 | 1,072 |
| 中間処理後再生利用量 (t/年) | 762 | 729 | 743 | 734 | 766 |
| 金属類 (t/年) | 206 | 178 | 169 | 162 | 175 |
| ガラス類 (t/年) | 358 | 361 | 383 | 371 | 387 |
| ペットボトル (t/年) | 62 | 59 | 57 | 61 | 60 |
| 容器包装プラスチック (t/年) | 86 | 89 | 91 | 93 | 90 |
| 製品プラスチック (t/年) | 0 | 0 | 0 | 4 | 10 |
| その他 (t/年) | 50 | 42 | 43 | 43 | 44 |
| 残さ焼却量 (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 |
| 残さ埋立量 (t/年) | 5 | 7 | 6 | 7 | 5 |

7.2 ごみの組成

一般家庭から排出されるごみは、紙・木・プラスチックなどの燃えやすいもの、厨芥を主とする燃えにくいもの、金属・ガラス・土砂などの不燃物と多岐にわたっており、その形状もさまざまです。これらの構成割合は、収集区域の業態（農業地域・住宅地域・商業地域など）あるいは季節によっても変化します。

これらのごみの性状を知るためにごみ質調査を定期的に行います。この調査により、焼却炉を管理する上で重要な水分、可燃分、灰分の再生分比率や発熱量などから焼却炉内部に与える影響などを判断できます。

クリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原で実施しているごみ質調査結果（湿重量割合）を表 3-18、表 3-19 及び図 3-9、図 3-10 に示します。

ごみ質調査結果によると、生活系・事業系ともに「紙・布類」、「ビニール・ゴム・皮革・合成樹脂類」、「厨芥類」の順に多くなっています。紙・布類には雑紙などの再生資源が混入していることが推測されます。そのため、再生資源の分別強化とリサイクル等の適切な対応の検討が必要と考えられます。

表 3-18 ごみ質調査結果（生活系）

| 区分\年度 | | 単位 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 平均 |
|---------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 種類組成 | 紙・布類 | % | 40.6 | 35.0 | 55.1 | 54.0 | 34.5 | 43.8 |
| | ビニール・ゴム・皮革・合成樹脂類 | | 21.0 | 28.4 | 25.7 | 25.3 | 23.6 | 24.8 |
| | 木・竹・ワラ類 | | 3.1 | 6.1 | 3.4 | 0.3 | 1.7 | 2.9 |
| | 厨芥類 | | 32.0 | 21.8 | 13.1 | 12.0 | 28.9 | 21.6 |
| | 不燃物類 | | 0.4 | 1.3 | 0.3 | 4.5 | 8.9 | 3.1 |
| | その他 | | 2.9 | 7.4 | 2.4 | 3.9 | 2.4 | 3.8 |
| 三成分 | 水分 | % | 46.1 | 60.0 | 47.0 | 33.3 | 58.5 | 49.0 |
| | 灰分 | | 6.7 | 5.4 | 6.0 | 10.5 | 7.2 | 7.2 |
| | 可燃分 | | 47.2 | 34.6 | 47.0 | 56.2 | 34.3 | 43.9 |
| 推定低位発熱量 | | kJ/kg | 7,730 | 5,010 | 7,670 | 9,750 | 4,990 | 7,030 |

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

表 3-19 ごみ質調査結果（事業系）

| 区分\年度 | | 単位 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 平均 |
|---------|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 種類組成 | 紙・布類 | % | 37.3 | 43.1 | 61.3 | 37.3 | 33.8 | 42.6 |
| | ビニール・ゴム・皮革・合成樹脂類 | | 22.5 | 33.2 | 21.0 | 23.6 | 37.6 | 27.6 |
| | 木・竹・ワラ類 | | 2.5 | 9.9 | 2.3 | 0.9 | 3.8 | 3.9 |
| | 厨芥類 | | 30.0 | 11.8 | 13.5 | 34.5 | 22.4 | 22.4 |
| | 不燃物類 | | 0.3 | 0.6 | 0.3 | 2.0 | 0.7 | 0.8 |
| | その他 | | 7.4 | 1.4 | 1.6 | 1.7 | 1.7 | 2.8 |
| 三成分 | 水分 | % | 46.7 | 62.6 | 62.9 | 32.3 | 42.0 | 49.3 |
| | 灰分 | | 5.4 | 2.5 | 4.1 | 5.2 | 6.6 | 4.8 |
| | 可燃分 | | 47.9 | 34.9 | 33.0 | 62.5 | 51.4 | 45.9 |
| 推定低位発熱量 | | kJ/kg | 7,850 | 5,000 | 4,630 | 11,000 | 8,620 | 7,420 |

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

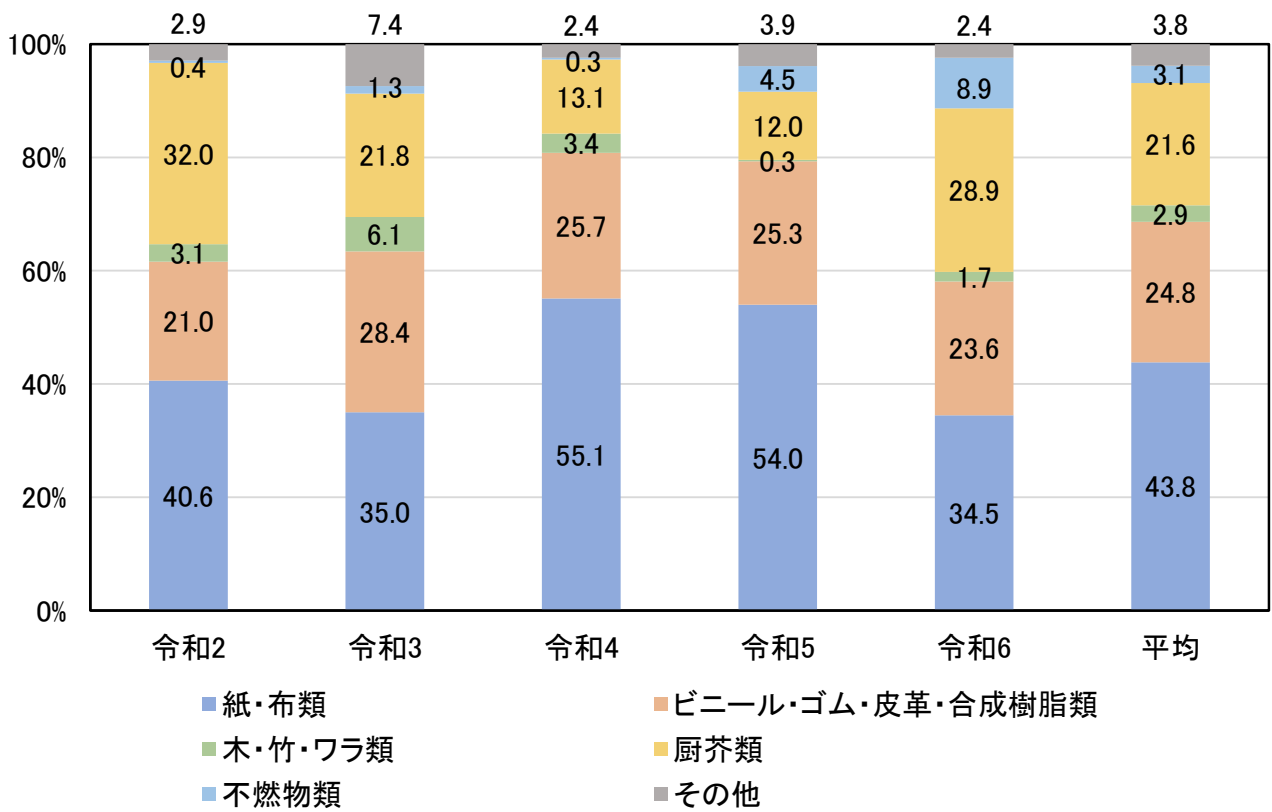


図 3-9 ごみ質調査結果（生活系）

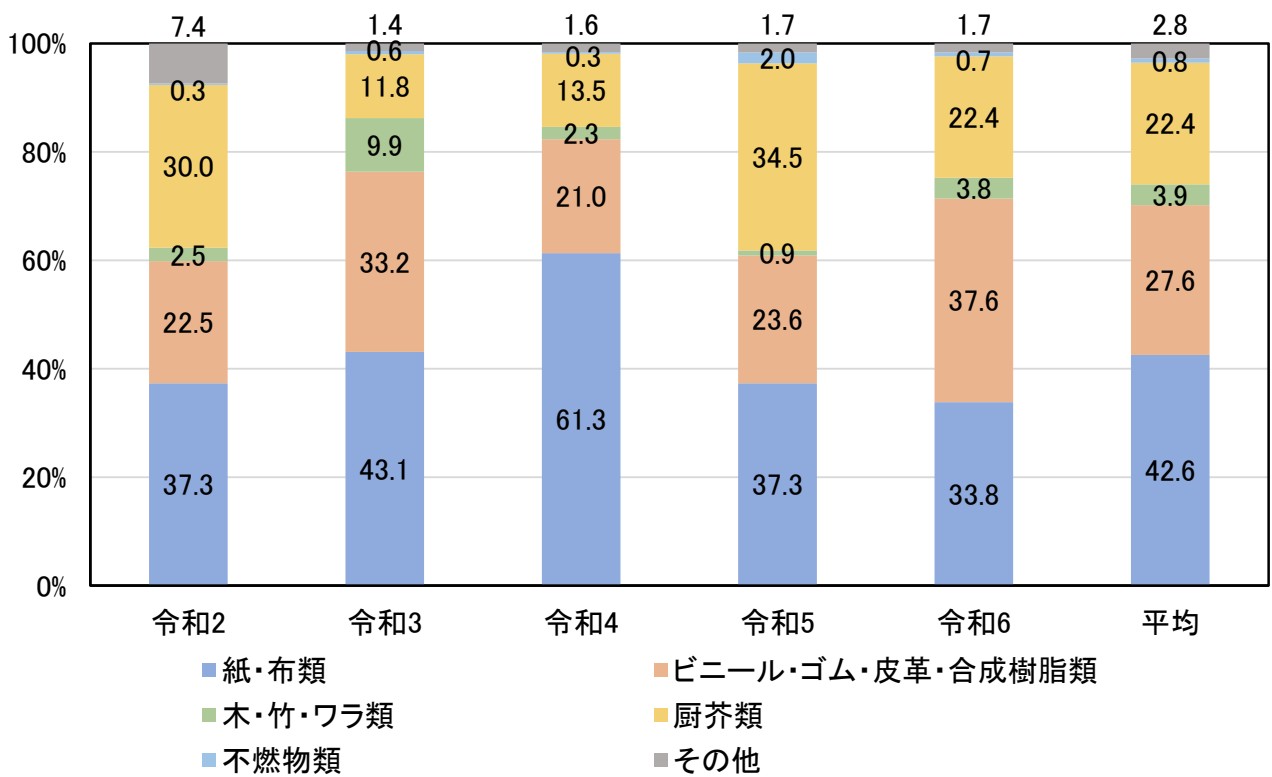


図 3-10 ごみ質調査結果（事業系）

7.3 資源化量とリサイクル率

資源化量とリサイクル率の実績を表 3-20 及び図 3-11 に示します。

資源化量は、令和 2（2020）年度以降横ばいあるいはやや減少で推移しており、1,300t～1,500t で推移しています。

リサイクル率は、令和 2（2020）年度以降横ばいあるいはやや低下で推移しており、13%～15%となっています。全国平均及び栃木県平均を下回る結果となっています。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} / \text{ごみ総排出量（集団回収量 + ごみ排出量）}$$

表 3-20 資源化量とリサイクル率の実績

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資源化量 (t/年) | 1,433 | 1,356 | 1,368 | 1,315 | 1,331 |
| 直接資源化量 (t/年) | 671 | 627 | 625 | 581 | 565 |
| 紙類 (t/年) | 599 | 566 | 560 | 529 | 510 |
| 紙パック (t/年) | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 |
| 廃食用油（BDF）(t/年) | 5 | 6 | 6 | 2 | 4 |
| その他 (t/年) | 62 | 50 | 55 | 46 | 48 |
| 中間処理後再生利用量 (t/年) | 762 | 729 | 743 | 734 | 766 |
| 金属類 (t/年) | 206 | 178 | 169 | 162 | 175 |
| ガラス類 (t/年) | 358 | 361 | 383 | 371 | 387 |
| ペットボトル (t/年) | 62 | 59 | 57 | 61 | 60 |
| 容器包装プラスチック (t/年) | 86 | 89 | 91 | 93 | 90 |
| 製品プラスチック (t/年) | 0 | 0 | 0 | 4 | 10 |
| その他 (t/年) | 50 | 42 | 43 | 43 | 44 |
| リサイクル率（本町）（%） | 15.0 | 14.1 | 13.4 | 13.1 | 13.0 |
| リサイクル率（栃木県平均）（%） | 15.9 | 15.8 | 15.5 | 15.0 | - |
| リサイクル率（全国平均）（%） | 20.0 | 19.9 | 19.6 | 19.6 | - |

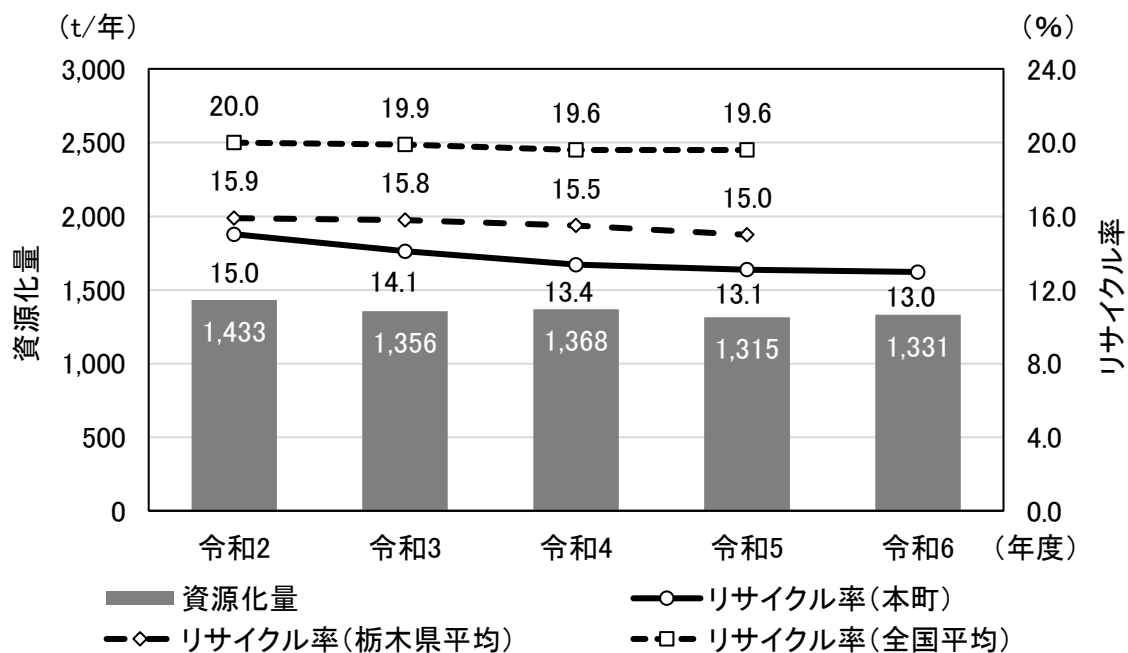


図 3-11 資源化量とリサイクル率の推移

7.4 最終処分

最終処分量の実績を表 3-21 及び図 3-12 に示します。

埋立量（最終処分量）は、増加傾向にあり、令和 6（2024）年度では 1,160t となっています。最終処分率は、令和 2（2020）年度以降横ばいの推移となっており、10%～11.3%となっています。

表 3-21 最終処分量の実績

| 区分\年度 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 埋立量 | (t/年) | 998 | 960 | 1,063 | 1,066 | 1,160 |
| 焼却灰 | (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 |
| 処理残さ | (t/年) | 5 | 7 | 6 | 7 | 5 |
| 最終処分率 | (%) | 10.5 | 10.0 | 10.4 | 10.6 | 11.3 |

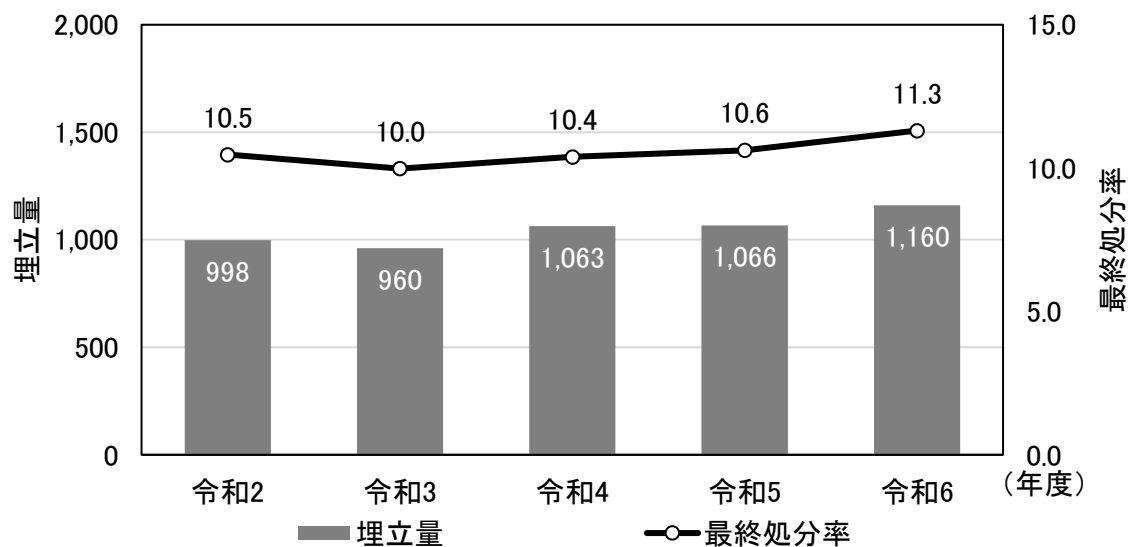


図 3-12 埋立量と最終処分率の推移

8. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-22 に示します。

ごみ処理経費は、令和 4 (2022) 年度以降増加傾向になっています。また、1t 当たりの処理経費及び 1 人当たりの処理経費についても、増加傾向になっています。令和 6 (2024) 年度のごみ処理の合計経費は、236,431 千円で、1t あたり 52,942 円、1 人あたり 10,078 円のごみ処理経費を要しています。

なお、令和 2 (2020) 年度は中間処理施設の工事費、令和 3 (2021) 年度は組合分担金の影響で処理経費が大きくなっています。

表 3-22 ごみ処理経費の推移

| 歳出\年度 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | | |
|---------------|--------------|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---|
| 建設・改良費 | 工事費 | 収集運搬施設 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 中間処理施設 (千円) | 284,162 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 最終処分場 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | その他 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 調査費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | (組合分担金) (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 小計 (千円) | 284,162 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 分担金除く (千円) | 284,162 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 処理及び維持管理費 | 人件費 | 一般職 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 技能職 | 収集運搬 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 中間処理 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 最終処分 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 処理費 | 収集運搬費 (千円) | 11,614 | 11,589 | 17,715 | 13,419 | 7,372 | |
| | | 中間処理費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 最終処分費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 車両等購入費 (千円) | 4,440 | 5,391 | 5,475 | 9,935 | 11,973 | | |
| | 委託費 | 収集運搬費 (千円) | 142,073 | 121,974 | 127,771 | 137,896 | 142,231 | |
| | | 中間処理費 (千円) | 22,144 | 22,211 | 22,288 | 22,395 | 23,336 | |
| | | 最終処分費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | その他 (千円) | 37,114 | 32,107 | 32,096 | 32,096 | 39,653 | |
| | (組合分担金) (千円) | 1,375,381 | 745,454 | 277,796 | 284,789 | 306,808 | | |
| | 調査研究費 (千円) | 217 | 227 | 227 | 235 | 233 | | |
| | 小計 (千円) | 1,592,983 | 938,953 | 483,368 | 500,765 | 531,606 | | |
| | 分担金除く (千円) | 217,602 | 193,499 | 205,572 | 215,976 | 224,798 | | |
| その他 (千円) | 9,145 | 9,117 | 9,185 | 10,789 | 11,633 | | | |
| 合計 (千円) | 1,886,290 | 948,070 | 492,553 | 511,554 | 543,239 | | | |
| 分担金除く (千円) | 510,909 | 202,616 | 214,757 | 226,765 | 236,431 | | | |
| 総排出量 (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | | | |
| 行政区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 | | | |
| 1tあたり経費 (円/t) | 197,787 | 98,583 | 48,143 | 50,957 | 52,942 | | | |
| 1人あたり経費 (円/人) | 20,702 | 8,298 | 8,878 | 9,483 | 10,078 | | | |

9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較（令和5（2023）年度）を表3-23及び図3-13に示します。

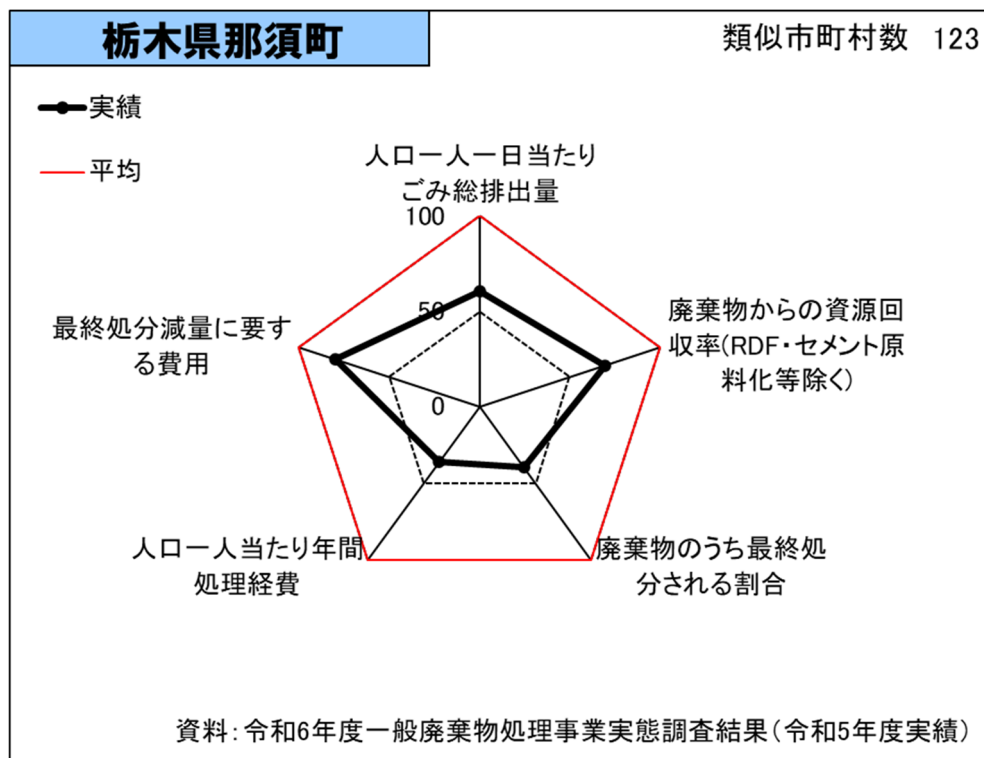
類似市町村の平均値と比較すると、本町では、「1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は大きく、「廃棄物からの資源回収率」は小さく、改善が必要となっています。

表3-23 類似市町村との比較（令和5（2023）年度）

| 比較項目 | | 那須町 | 類似市町村平均値 |
|---------------------------------|--------|--------|----------|
| 1人1日当たりごみ総排出量 | (g/人日) | 1,147 | 833 |
| 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) | (%) | 13.1 | 18.8 |
| 廃棄物のうち最終処分される割合 | (%) | 10.6 | 6.6 |
| 1人当たり年間処理経費 | (円) | 23,768 | 14,718 |
| 最終処分減量に要する費用 | (円) | 58,554 | 48,613 |

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実態調査結果）

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。



※チャート図は、指標が大きいほど良い結果を示します。

図3-13 類似市町村との比較（令和5（2023）年度）

10. 広報・啓発活動の現状

本町におけるごみの減量化・資源化に関する広報・啓発活動を表 3-24 に示します。本町は、町民によるごみ減量とリサイクル活動への支援を行っており、生ごみ処理機器購入費助成を行っています。

本町では、ごみに対する町民の意識高揚や分別の徹底を図るため、「ごみの分け方・出し方」等を町HPに掲載していることに加え、ごみの出し方や分別方法を簡単に調べられるように「ごみの分別と出し方ガイドブック」を発行しており、町民によるごみの分別に寄与しています。また、毎年5月最終日曜日を環境美化町民運動統一実施日とし、自治会等にごみ拾いの実施依頼をし、町民意識の啓発を行っています。加えて、令和6(2024)年6月にウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結するなど、ごみ減量化の推進を行っています。

表 3-24 ごみの減量化・資源化のPR

| 項目 | 事業・活動 |
|------------------|--------------------------------------|
| ごみの減量・リサイクル活動の支援 | 生ごみ処理機器購入費助成 |
| 町民意識の啓発 | ごみの分け方・出し方(町HP) |
| | 那須町 ごみの分別と出し方ガイドブック |
| | 環境美化運動 |
| | 「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」(ウォータースタンド株式会社) |

11. 前計画目標値の達成状況

前計画におけるごみ排出量、リサイクル率及び最終処分率の令和7(2025)年度の目標値と、これらの令和6(2024)年度における実績値を表 3-25 に示します。令和7(2025)年度の目標値と令和6(2024)年度の実績値を比較したところ、「ごみ排出量」については、目標値を達成見込であり、「リサイクル率」、「最終処分率」については、未達成見込となっています。

表 3-25 前計画目標値と実績値(令和6(2024)年度)との比較

| 比較項目 | 単位 | 実績 | 前計画目標年度 | 達成見込状況 |
|--------|----|--------|-----------------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | |
| 人口 | 人 | 23,460 | 26,000 (推計値) | — |
| ごみ排出量 | t | 10,261 | 10,346 | 達成見込 |
| リサイクル率 | % | 13.0 | 17.0 | 未達成見込 |
| 最終処分率 | % | 11.3 | 9.0 | 未達成見込 |

12. 課題

12.1 排出抑制

本町のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、令和2(2020)年度以降増加傾向にあります。

本町においては事業系ごみの占める割合が栃木県平均と比較して高く(直近5か年平均で那須町平均49%、栃木県平均25%、表3-15参照)、生活系ごみの取組は着実に進んでいると考えられることから、ごみの総排出量を減らすためには事業系ごみにおける対策を重点的に行うことが効果的です。

特に、観光地である本町では、観光客が排出するごみも多く発生します。コロナ禍以降、観光業が盛んな本町において産業が回復したことが事業系ごみの排出量増加をもたらし、観光客などによるごみ排出が1人1日当たりのごみ排出量に影響を及ぼしたものと考えられます。今後はより一層の観光客へ向けた持ち込みごみの削減や持ち帰りの呼びかけを行っていく必要があります。

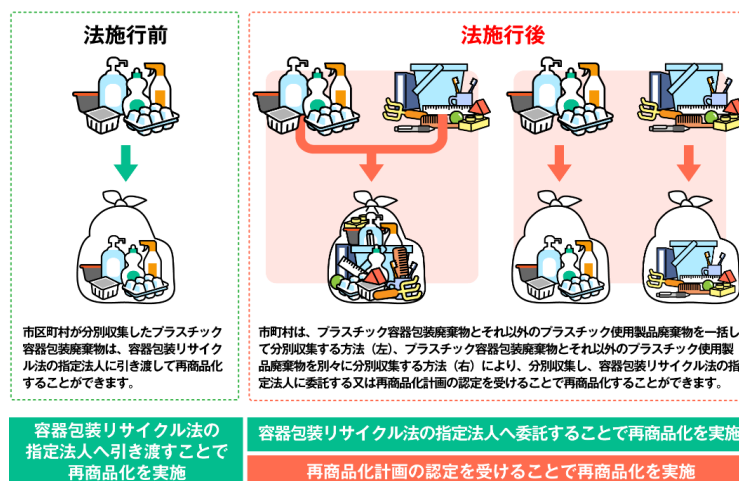
12.2 収集・運搬

今後も人口減少が進むことが想定されるため、効率的な収集・運搬の確立及び中間処理施設での資源化及び中間処理を見据えた収集方法を検討する必要があります。

12.3 中間処理(資源化)

「プラスチック資源循環促進法」が令和4(2022)年4月1日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように町民に周知するよう努めなければならないことになりました。

この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、那須地区広域行政事務組合とともに検討することが必要となっています。



資料：プラスチック資源循環法施行後のプラスチックごみ分別のイメージ（環境省）

世界においては、国連環境計画（UNEP）が主導する国際プラスチック条約（Global Plastic Treaty）の協議が行われており、プラスチックのライフサイクル全体にわたる包括的な規制と対策を盛り込んだ、法的拘束力のある国際条約の策定が協議されています。また、国においては「廃棄物処理基本方針」（令和7年2月18日環境省告示第6号）において掲げられている目標で、厨芥類やプラスチック類などの大幅な削減を見込んだ目標が設定されており、今後のプラスチックごみの削減が求められています。

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（令和7年3月一部改訂、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）には、表3-26に示すように標準的な分別収集区分が示されており、加えて「市町村は、本指針に示す一般廃棄物の標準的な分別収集区分、回収方法及び分散型資源回収拠点の解説、適正な循環的利用並びに適正処分の考え方を参考として、当該市町村における一般廃棄物の分別収集区分及び区分に応じた適正な循環的利用並びに適正処分の方法について、その現状を踏まえて見直し、発生抑制を推進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。」とされています。

本町では、プラスチックについては、容器包装プラスチックの資源物としての回収を実施しているほか、使用済プラスチック使用製品についても令和5（2023）年度に実証実験を、令和6（2024）年4月からは粗大ごみとして搬入されたものからの一部回収を実施しているなど、積極的な削減に取り組んでいる状況です。今後は製品プラスチックの一括回収への拡大等による一層の取組強化や燃えるごみとしているバイオマスや衣類の資源化などが課題として考えられます。

表 3-26 ごみの標準的な分別収集区分

| 標準的な分別収集区分 | | |
|------------------------|--|---|
| 循環利用を目指し単一素材または品目で分別回収 | プラスチック | ペットボトル |
| | | プラスチック製容器包装 |
| | | 製品プラスチック |
| | バイオマス | 廃食用油 |
| | | 生ごみ |
| | | 剪定枝 |
| | 古紙、紙製容器包装 | 古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む。）） |
| | | 紙製容器包装 |
| | 繊維製品（衣類） | |
| | ガラス類（ガラスびん） | |
| 金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属） | | |
| 小型家電 | | |
| | リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。） | |
| | その他専用の処理のために分別するごみ | |
| 粗大ごみ | | |
| 燃やさないごみ | | |
| 燃やすごみ | | |

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

12.4 最終処分

本町における最終処分量は、増加傾向にあります。貴重な最終処分場をより長期にわたって使用していくため、最終処分量の削減を図ることが必要です。

12.5 ごみ処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた比較結果では、本町の「人口1人当たり年間処理経費」は、類似市町村の平均値より高くなっています。

要因として、本町では事業系ごみの排出が多いことが挙げられます。処理コスト低減のため引き続き、事業系ごみ削減の取組の強化が必要です。

12.6 社会経済情勢の変化への対応

12.6.1 高齢化への対応

本町の高齢化率は県内でも高い水準となっています（県 30.7%、本町 43.9%、令和6（2024）年度）。高齢者の世帯向けの戸別収集等、高齢化への対応を検討していく必要があります。

12.6.2 食品ロス削減

我が国における令和 5（2023）年度の食品ロス発生量は約 464 万 t と推計されています。平成 27（2015）年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの一つとして、2030（令和 12）年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。また、第五次循環基本計画において、食品ロスを 2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で半減するとの目標が設定されました。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定（令和 7 年 3 月 25 日変更）」において、食品ロスの削減の基本的施策が複数掲げられています。

このように食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。本町においてもごみの減量化を図るとともに、世界が目指す社会の実現に向けて食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必要があります。

12.6.3 リチウムイオン電池の分別排出・適正処理

リチウムイオン電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年 8 月 1 日）及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について」（令和 3 年 4 月 7 日）の通知を行いました。また、「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（令和 6 年度版）」の作成や「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」（令和 7 年 4 月 15 日）の通知が行われています。

本町ではリチウムイオン電池について、他の電池とともに「有害ごみ」として、「透明袋へ入れて出す」または「販売店（電気屋、家電量販店、眼鏡屋など）のリサイクルボックスを利用する」のどちらかとしています。

広域クリーンセンター大田原においては、燃やせるごみの中にリチウムイオン電池が混入していた事例も報告されており、火災事故を未然に防ぐために町民や事業者に対して分別排出の周知を引き続き行っていく必要があります。

第4章 ごみ発生量及び処理量の予測

1. 将来推計の方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行いました。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。この予測方法は、過去数年間の実績値に基づき、将来の傾向を回帰式で示すものであり、5 年先、10 年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最適と考えられる推計式を採用しました。

なお、推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

| 推計式の種類 | | 特徴 |
|--------|--|---|
| 一次傾向線 | $y = a + b \cdot x$ | 最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。 |
| 一次指数曲線 | $y = a \cdot b^x$ ($a > 0$, $0 < b < 1$) | 実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。 |
| べき乗曲線 | $y = a \cdot x^b$ ($a > 0$, $b < 0$) | 実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的当てはまりが良い。 |
| 対数曲線 | $y = a + b \cdot \log x$ ($x > 0$) | 徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。 |

※「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）（1987 年 8 月）」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき乗曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき乗曲線の 3 つとされています。一方、3 つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討しました。なお、べき乗曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いました。

2. 人口の将来予測

本町の将来人口は、「那須町人口ビジョン（令和 7 年度改訂版）」より、令和 12（2030）年度に 21,500 人、令和 17（2035）年度に 21,000 人となるとします。その間の年度については直線補間により設定します。

将来人口の予測結果を表 4-2 に示します。

表 4-2 将来人口の予測結果

| 区分 | 年度 | 人口（人） | 備考 |
|-------|------|--------|--------|
| 実績 | 令和 2 | 24,679 | |
| | 令和 3 | 24,418 | |
| | 令和 4 | 24,191 | |
| | 令和 5 | 23,912 | |
| | 令和 6 | 23,460 | |
| | 予測 | 令和 7 | 23,133 |
| 令和 8 | | 22,807 | ※2 |
| 令和 9 | | 22,480 | ※2 |
| 令和 10 | | 22,153 | ※2 |
| 令和 11 | | 21,827 | ※2 |
| 令和 12 | | 21,500 | ※1 |
| 令和 13 | | 21,400 | ※2 |
| 令和 14 | | 21,300 | ※2 |
| 令和 15 | | 21,200 | ※2 |
| 令和 16 | | 21,100 | ※2 |
| 令和 17 | | 21,000 | ※1 |

※1：那須町人口ビジョン（令和 7 年度改訂版）における予測人口

※2：那須町人口ビジョン（令和 7 年度改訂版）における令和 12 年度及び令和 17 年度までの人口減少数の年平均を人口減少数として採用

3. ごみ発生量の予測

3.1 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処理処分量等の見通し

現状の施策を継続した場合のごみ排出量、焼却量、資源化量・リサイクル率、埋立量・最終処分量の見通しを表 4-3～表 4-7 及び図 4-1～図 4-4 に示します。

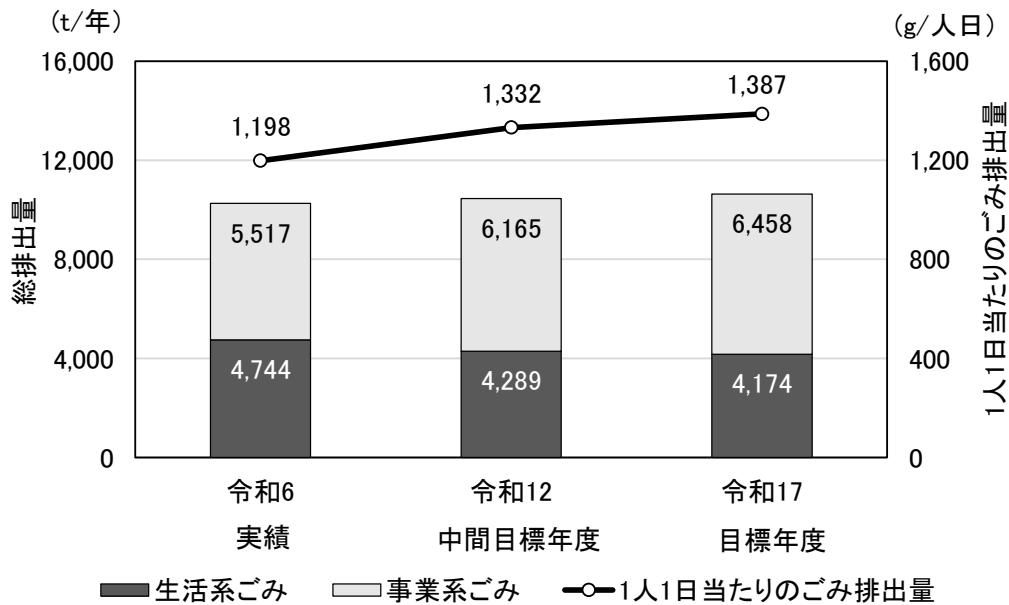


図 4-1 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

表 4-3 現状の施策を継続した場合の焼却施設への搬入量と焼却量の推移

| 区分\年度 | | 実績 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| ごみ焼却施設搬入量 | (t/年) | 8,925 | 9,233 | 9,436 |
| 焼却量 | (t/年) | 8,624 | 8,978 | 9,188 |

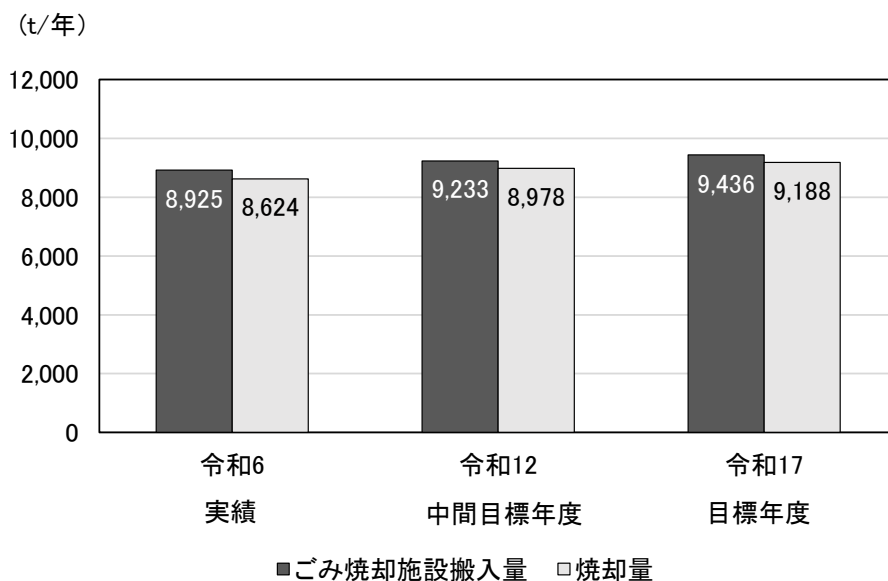


図 4-2 現状の施策を継続した場合の焼却施設への搬入量と焼却量の推移

表 4-4 現状の施策を継続した場合の資源化量とリサイクル率の推移

| 区分\年度 | 実績 | 予測 | |
|------------|-------|-------|-------|
| | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 資源化量 (t/年) | 1,331 | 1,238 | 1,219 |
| リサイクル率 (%) | 13.0 | 11.8 | 11.5 |

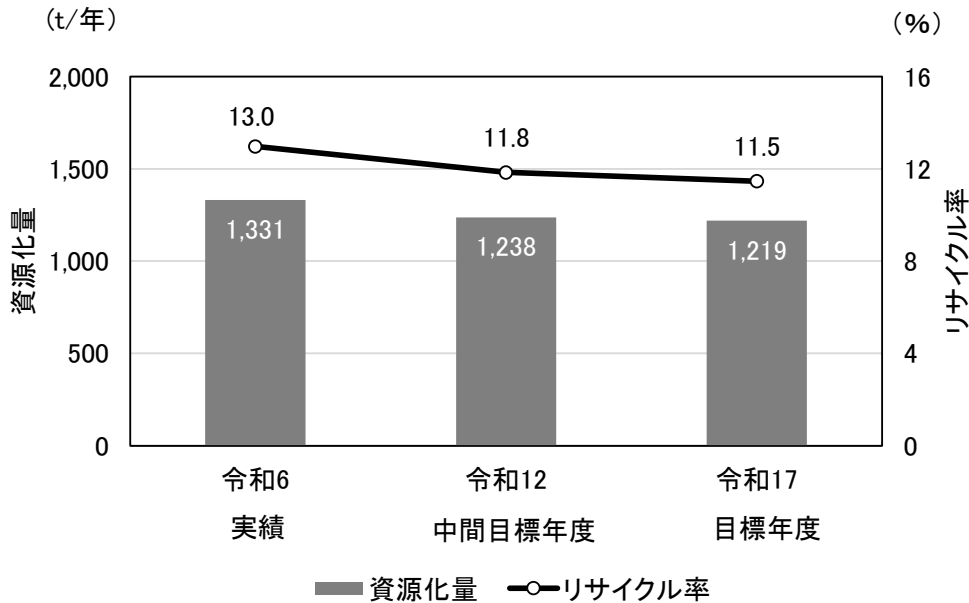


図 4-3 現状の施策を継続した場合の資源化量とリサイクル率の推移

表 4-5 現状の施策を継続した場合の最終処分量と最終処分率の推移

| 区分\年度 | 実績 | 予測 | |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 埋立量 (t/年) | 1,160 | 1,084 | 1,110 |
| 最終処分率 (%) | 11.3 | 10.4 | 10.4 |

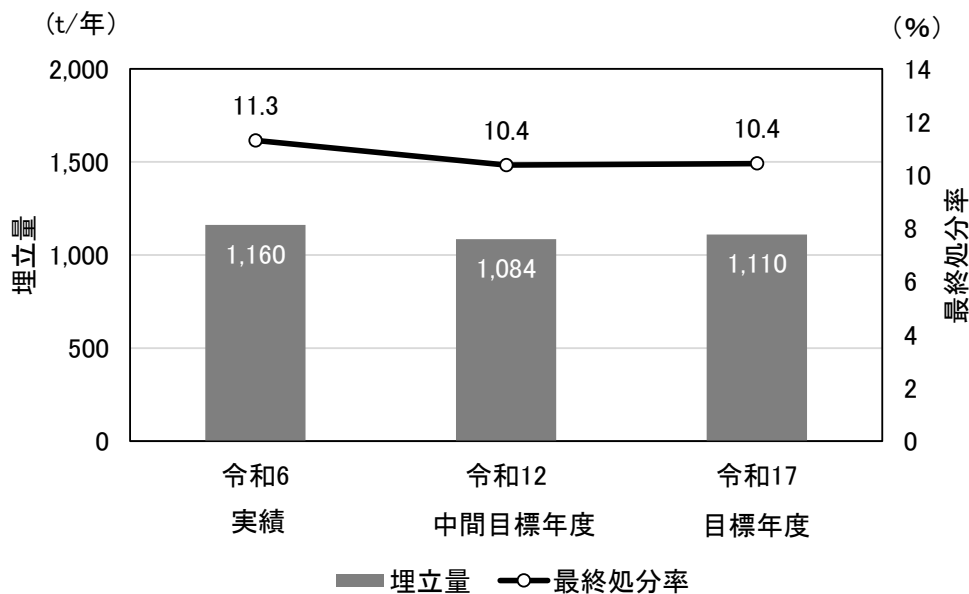


図 4-4 現状の施策を継続した場合の最終処分量と最終処分率の推移

表 4-11 施策を強化した場合のごみ排出量

| 区分\年度 | 実績 | | | | | | 予測 | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 | |
| 行政区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 | 23,133 | 22,807 | 22,480 | 22,153 | 21,827 | 21,500 | 21,400 | 21,300 | 21,200 | 21,100 | 21,000 | |
| 年間日数 (日) | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | |
| 排出量 (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | 10,061 | 9,889 | 9,719 | 9,547 | 9,376 | 9,208 | 9,103 | 9,002 | 8,901 | 8,798 | 8,696 | |
| 生活系ごみ (t/年) | 5,056 | 4,926 | 4,956 | 4,778 | 4,744 | 4,636 | 4,554 | 4,475 | 4,395 | 4,315 | 4,238 | 4,206 | 4,177 | 4,149 | 4,119 | 4,090 | |
| 可燃ごみ (t/年) | 3,587 | 3,555 | 3,586 | 3,474 | 3,431 | 3,372 | 3,313 | 3,255 | 3,197 | 3,139 | 3,082 | 3,060 | 3,039 | 3,018 | 2,997 | 2,976 | |
| 不燃ごみ (t/年) | 243 | 200 | 195 | 187 | 189 | 168 | 162 | 157 | 151 | 147 | 143 | 140 | 137 | 135 | 132 | 130 | |
| 資源物 (t/年) | 1,084 | 1,038 | 1,040 | 982 | 974 | 958 | 942 | 927 | 912 | 896 | 881 | 875 | 870 | 865 | 859 | 854 | |
| 粗大ごみ (t/年) | 142 | 133 | 135 | 135 | 150 | 138 | 137 | 136 | 135 | 133 | 132 | 131 | 131 | 131 | 131 | 130 | |
| 事業系ごみ (t/年) | 4,481 | 4,691 | 5,275 | 5,261 | 5,517 | 5,425 | 5,335 | 5,244 | 5,152 | 5,061 | 4,970 | 4,897 | 4,825 | 4,752 | 4,679 | 4,606 | |
| 可燃ごみ (t/年) | 4,213 | 4,427 | 4,989 | 4,962 | 5,193 | 5,026 | 4,859 | 4,692 | 4,525 | 4,357 | 4,190 | 4,057 | 3,923 | 3,789 | 3,656 | 3,522 | |
| 不燃ごみ (t/年) | 53 | 53 | 54 | 55 | 64 | 62 | 63 | 63 | 63 | 64 | 64 | 64 | 65 | 65 | 65 | 65 | |
| 資源物 (t/年) | 165 | 169 | 184 | 192 | 218 | 294 | 370 | 446 | 522 | 597 | 673 | 734 | 795 | 855 | 916 | 977 | |
| 粗大ごみ (t/年) | 50 | 42 | 47 | 51 | 41 | 44 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 | |
| 総排出量(生活系+事業系) (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | 10,061 | 9,889 | 9,719 | 9,547 | 9,376 | 9,208 | 9,103 | 9,002 | 8,901 | 8,798 | 8,696 | |
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日) | 1,059 | 1,079 | 1,159 | 1,147 | 1,198 | 1,192 | 1,188 | 1,184 | 1,181 | 1,177 | 1,173 | 1,166 | 1,158 | 1,150 | 1,142 | 1,135 | |
| 燃えるごみ (g/人日) | 866 | 896 | 971 | 964 | 1,007 | 995 | 982 | 968 | 955 | 941 | 927 | 911 | 895 | 880 | 864 | 848 | |
| 燃えないごみ (g/人日) | 32 | 28 | 27 | 26 | 28 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | |
| 資源物 (g/人日) | 139 | 135 | 139 | 134 | 139 | 148 | 158 | 167 | 177 | 187 | 198 | 206 | 214 | 222 | 231 | 239 | |
| 粗大ごみ (g/人日) | 21 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | |
| (生活系ごみ) (g/人日) | 561 | 553 | 561 | 546 | 554 | 549 | 547 | 545 | 543 | 542 | 540 | 539 | 537 | 536 | 535 | 534 | |
| 燃えるごみ (g/人日) | 398 | 399 | 406 | 397 | 401 | 399 | 398 | 397 | 395 | 394 | 393 | 392 | 391 | 390 | 389 | 388 | |
| 燃えないごみ (g/人日) | 26 | 22 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 | 17 | |
| 資源物 (g/人日) | 120 | 117 | 118 | 112 | 114 | 113 | 113 | 113 | 113 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 111 | |
| 粗大ごみ (g/人日) | 16 | 15 | 15 | 15 | 18 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| (事業系ごみ) (g/人日) | 498 | 526 | 597 | 601 | 644 | 643 | 641 | 639 | 637 | 635 | 633 | 627 | 621 | 614 | 608 | 601 | |
| 燃えるごみ (g/人日) | 468 | 497 | 565 | 567 | 607 | 595 | 584 | 572 | 560 | 547 | 534 | 519 | 505 | 490 | 475 | 459 | |
| 燃えないごみ (g/人日) | 5.9 | 5.9 | 6.1 | 6.3 | 7.5 | 7.3 | 7.5 | 7.7 | 7.8 | 8.0 | 8.2 | 8.2 | 8.3 | 8.4 | 8.4 | 8.5 | |
| 資源物 (g/人日) | 18 | 19 | 21 | 22 | 26 | 35 | 44 | 54 | 65 | 75 | 86 | 94 | 102 | 111 | 119 | 127 | |
| 粗大ごみ (g/人日) | 5.6 | 4.7 | 5.3 | 5.8 | 4.8 | 5.2 | 5.2 | 5.3 | 5.3 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.5 | |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-7 現状の施策を継続した場合の処理処分量

| 区分\年度 | 実績 | | | | | 予測 | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 |
| ごみ焼却施設搬入量 (t/年) | 8,099 | 8,254 | 8,857 | 8,715 | 8,925 | 9,076 | 9,124 | 9,163 | 9,192 | 9,215 | 9,233 | 9,280 | 9,324 | 9,364 | 9,401 | 9,436 |
| 可燃ごみ (t/年) | 7,800 | 7,982 | 8,575 | 8,436 | 8,624 | 8,805 | 8,856 | 8,898 | 8,931 | 8,958 | 8,978 | 9,027 | 9,072 | 9,114 | 9,152 | 9,188 |
| 粗大ごみ (t/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資源化等を行う施設からの可燃ごみ (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 | 271 | 268 | 264 | 261 | 257 | 254 | 253 | 252 | 251 | 249 | 248 |
| 搬出量 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,058 | 1,065 | 1,070 | 1,074 | 1,077 | 1,079 | 1,085 | 1,090 | 1,095 | 1,100 | 1,104 |
| 焼却灰 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,058 | 1,065 | 1,070 | 1,074 | 1,077 | 1,079 | 1,085 | 1,090 | 1,095 | 1,100 | 1,104 |
| リサイクル処理施設搬入量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,032 | 1,021 | 1,072 | 984 | 971 | 958 | 946 | 934 | 922 | 917 | 913 | 909 | 905 | 900 |
| 不燃ごみ (t/年) | 291 | 250 | 235 | 227 | 237 | 230 | 225 | 220 | 214 | 211 | 207 | 204 | 202 | 200 | 197 | 195 |
| 資源物 (t/年) | 578 | 580 | 600 | 592 | 627 | 572 | 566 | 559 | 553 | 547 | 541 | 539 | 538 | 536 | 535 | 533 |
| 粗大ごみ (t/年) | 192 | 175 | 182 | 186 | 191 | 182 | 180 | 179 | 178 | 176 | 175 | 173 | 173 | 173 | 173 | 172 |
| 搬出量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,031 | 1,020 | 1,072 | 984 | 971 | 958 | 946 | 934 | 922 | 917 | 913 | 909 | 905 | 900 |
| 中間処理後再生利用量 (t/年) | 762 | 729 | 743 | 734 | 766 | 707 | 698 | 689 | 680 | 671 | 663 | 659 | 656 | 653 | 650 | 647 |
| 残さ焼却量 (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 | 271 | 268 | 264 | 261 | 257 | 254 | 253 | 252 | 251 | 249 | 248 |
| 残さ埋立量 (t/年) | 5.0 | 7.0 | 6.0 | 7.0 | 5.0 | 5.7 | 5.6 | 5.6 | 5.5 | 5.4 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.2 | 5.2 |
| 資源化量 (t/年) | 1,433 | 1,356 | 1,368 | 1,315 | 1,331 | 1,309 | 1,295 | 1,280 | 1,267 | 1,252 | 1,238 | 1,234 | 1,230 | 1,226 | 1,223 | 1,219 |
| 直接資源化量 (t/年) | 671 | 627 | 625 | 581 | 565 | 595 | 590 | 585 | 581 | 575 | 569 | 568 | 569 | 567 | 567 | 566 |
| 中間処理後再生利用量 (t/年) | 762 | 729 | 743 | 734 | 766 | 714 | 704 | 695 | 686 | 677 | 669 | 665 | 662 | 659 | 656 | 653 |
| リサイクル率(本町) (%) | 15.0 | 14.1 | 13.4 | 13.1 | 13.0 | 12.6 | 12.4 | 12.3 | 12.1 | 12.0 | 11.8 | 11.8 | 11.7 | 11.6 | 11.5 | 11.5 |
| 埋立量 (t/年) | 998 | 960 | 1,063 | 1,066 | 1,160 | 1,064 | 1,070 | 1,075 | 1,079 | 1,082 | 1,084 | 1,090 | 1,096 | 1,101 | 1,105 | 1,110 |
| 焼却灰 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,058 | 1,065 | 1,070 | 1,074 | 1,077 | 1,079 | 1,085 | 1,090 | 1,095 | 1,100 | 1,104 |
| 処理残さ (t/年) | 5.0 | 7.0 | 6.0 | 7.0 | 5.0 | 5.7 | 5.6 | 5.6 | 5.5 | 5.4 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.2 | 5.2 |
| 最終処分率 (%) | 10.5 | 10.0 | 10.4 | 10.6 | 11.3 | 10.3 | 10.3 | 10.3 | 10.3 | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

4. 施策を強化した場合のごみ排出量、処理処分量等の見通し

現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処理処分量、リサイクル率の見通しを図 4-5～図 4-8、表 4-8～表 4-12 に示します。

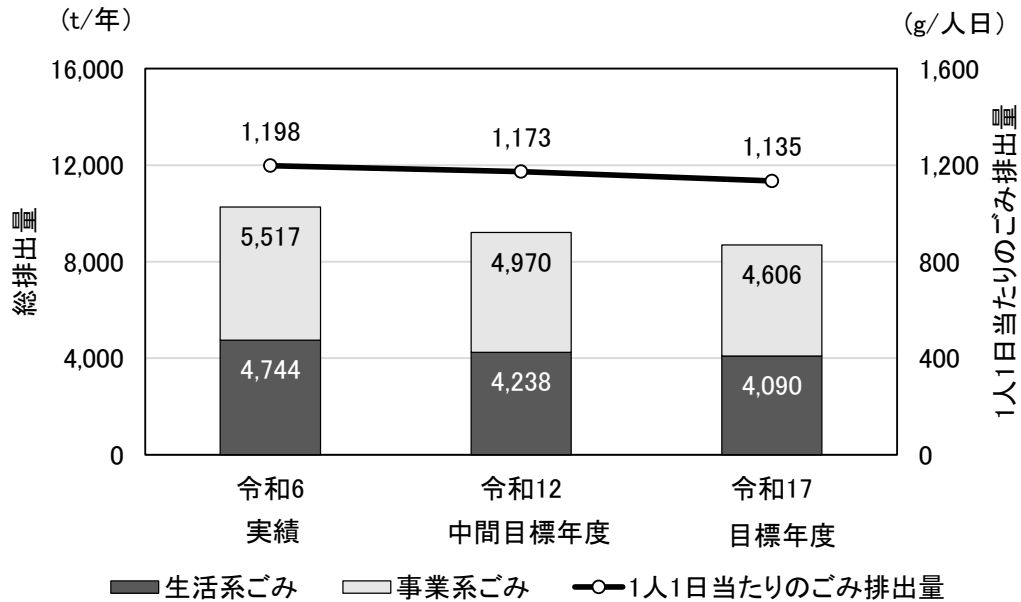


図 4-5 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

表 4-8 施策を強化した場合の焼却への搬入量と焼却量の推移

| 区分\年度 | | 実績 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| ごみ焼却施設搬入量 | (t/年) | 8,925 | 7,633 | 6,920 |
| 焼却量 | (t/年) | 8,624 | 7,272 | 6,498 |

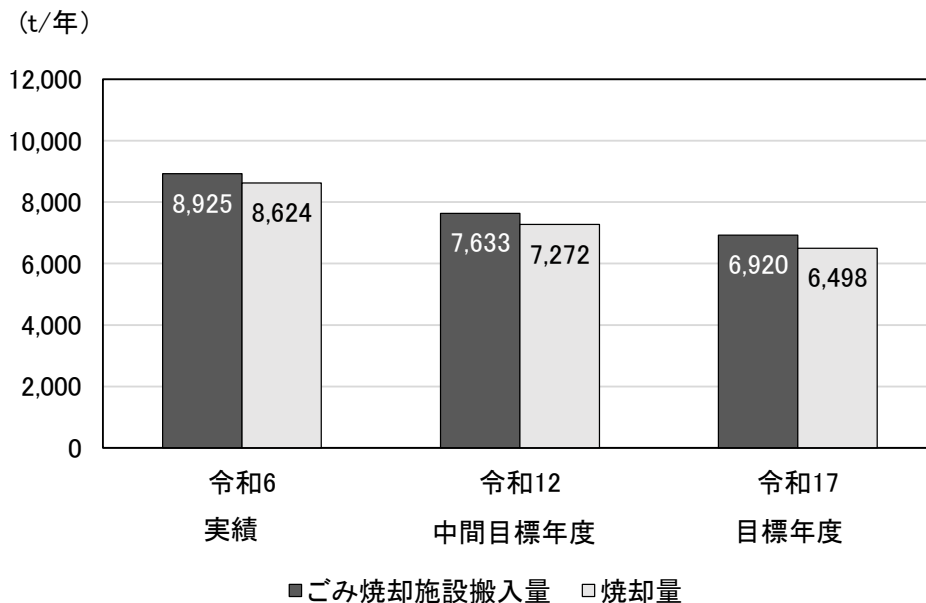


図 4-6 施策を強化した場合の焼却への搬入量と焼却量の推移

表 4-9 施策を強化した場合の資源化量及びリサイクル率

| 区分\年度 | 実績 | 予測 | |
|------------|-------|-------|-------|
| | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 資源化量 (t/年) | 1,331 | 1,784 | 2,010 |
| リサイクル率 (%) | 13.0 | 19.4 | 23.1 |

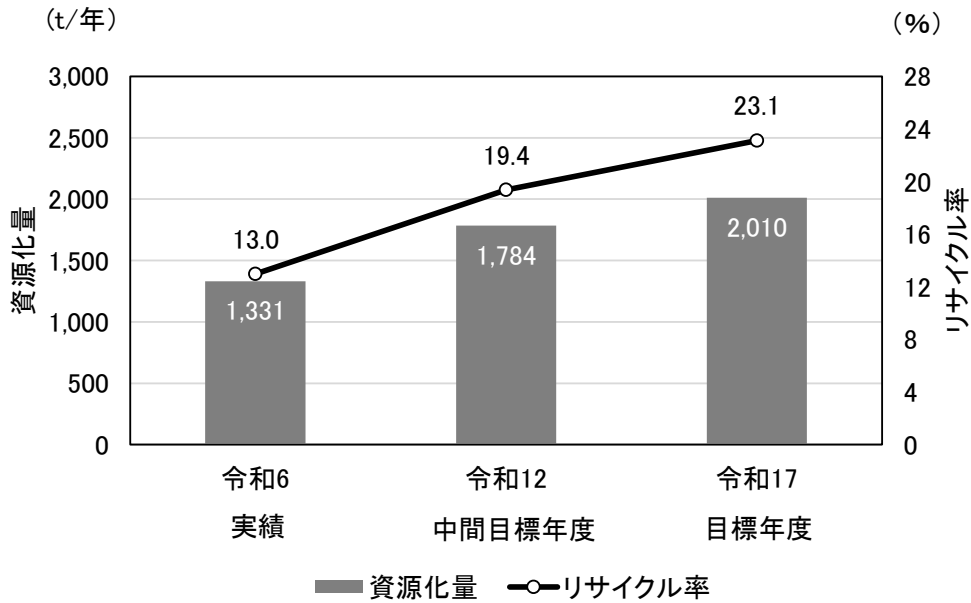


図 4-7 施策を強化した場合の資源化量及びリサイクル率

表 4-10 施策を強化した場合の埋立量及び最終処分率の推移

| 区分\年度 | 実績 | 予測 | |
|-----------|-------|------|------|
| | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 埋立量 (t/年) | 1,160 | 925 | 841 |
| 最終処分率 (%) | 11.3 | 10.0 | 9.7 |

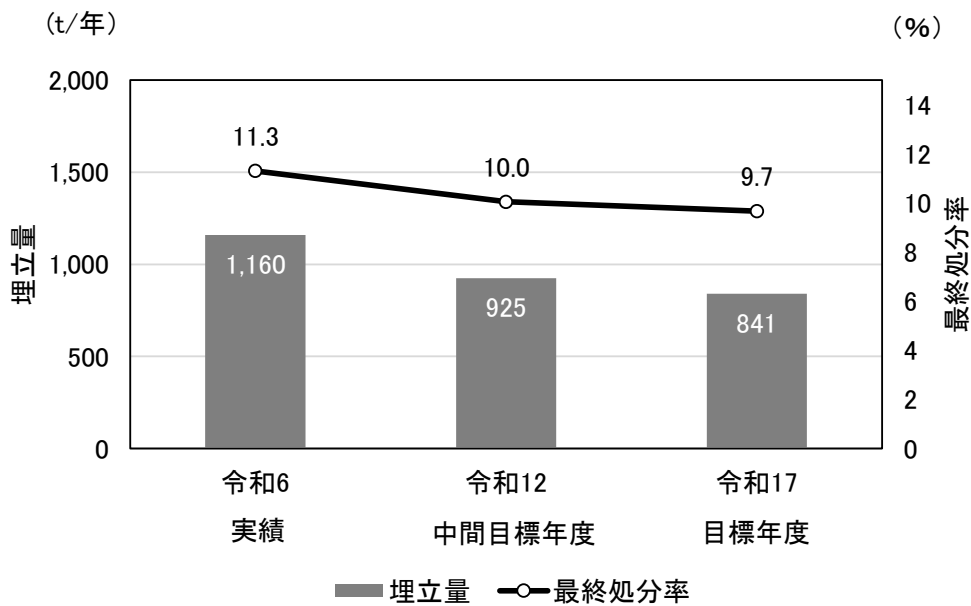


図 4-8 施策を強化した場合の埋立量及び最終処分率の推移

表 4-11 施策を強化した場合のごみ排出量

| 区分\年度 | 実績 | | | | | 予測 | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 |
| 行政区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 | 23,133 | 22,807 | 22,480 | 22,153 | 21,827 | 21,500 | 21,400 | 21,300 | 21,200 | 21,100 | 21,000 |
| 年間日数 (日) | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| 排出量 (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | 10,061 | 9,889 | 9,719 | 9,547 | 9,376 | 9,208 | 9,103 | 9,002 | 8,901 | 8,798 | 8,696 |
| 生活系ごみ (t/年) | 5,056 | 4,926 | 4,956 | 4,778 | 4,744 | 4,636 | 4,554 | 4,475 | 4,395 | 4,315 | 4,238 | 4,206 | 4,177 | 4,149 | 4,119 | 4,090 |
| 可燃ごみ (t/年) | 3,587 | 3,555 | 3,586 | 3,474 | 3,431 | 3,372 | 3,313 | 3,255 | 3,197 | 3,139 | 3,082 | 3,060 | 3,039 | 3,018 | 2,997 | 2,976 |
| 不燃ごみ (t/年) | 243 | 200 | 195 | 187 | 189 | 168 | 162 | 157 | 151 | 147 | 143 | 140 | 137 | 135 | 132 | 130 |
| 資源物 (t/年) | 1,084 | 1,038 | 1,040 | 982 | 974 | 958 | 942 | 927 | 912 | 896 | 881 | 875 | 870 | 865 | 859 | 854 |
| 粗大ごみ (t/年) | 142 | 133 | 135 | 135 | 150 | 138 | 137 | 136 | 135 | 133 | 132 | 131 | 131 | 131 | 131 | 130 |
| 事業系ごみ (t/年) | 4,481 | 4,691 | 5,275 | 5,261 | 5,517 | 5,425 | 5,335 | 5,244 | 5,152 | 5,061 | 4,970 | 4,897 | 4,825 | 4,752 | 4,679 | 4,606 |
| 可燃ごみ (t/年) | 4,213 | 4,427 | 4,989 | 4,962 | 5,193 | 5,026 | 4,859 | 4,692 | 4,525 | 4,357 | 4,190 | 4,057 | 3,923 | 3,789 | 3,656 | 3,522 |
| 不燃ごみ (t/年) | 53 | 53 | 54 | 55 | 64 | 62 | 63 | 63 | 63 | 64 | 64 | 64 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 資源物 (t/年) | 165 | 169 | 184 | 192 | 218 | 294 | 370 | 446 | 522 | 597 | 673 | 734 | 795 | 855 | 916 | 977 |
| 粗大ごみ (t/年) | 50 | 42 | 47 | 51 | 41 | 44 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 総排出量(生活系+事業系) (t/年) | 9,537 | 9,617 | 10,231 | 10,039 | 10,261 | 10,061 | 9,889 | 9,719 | 9,547 | 9,376 | 9,208 | 9,103 | 9,002 | 8,901 | 8,798 | 8,696 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日) | 1,059 | 1,079 | 1,159 | 1,147 | 1,198 | 1,192 | 1,188 | 1,184 | 1,181 | 1,177 | 1,173 | 1,166 | 1,158 | 1,150 | 1,142 | 1,135 |
| 燃えるごみ (g/人日) | 866 | 896 | 971 | 964 | 1,007 | 995 | 982 | 968 | 955 | 941 | 927 | 911 | 895 | 880 | 864 | 848 |
| 燃えないごみ (g/人日) | 32 | 28 | 27 | 26 | 28 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 資源物 (g/人日) | 139 | 135 | 139 | 134 | 139 | 148 | 158 | 167 | 177 | 187 | 198 | 206 | 214 | 222 | 231 | 239 |
| 粗大ごみ (g/人日) | 21 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| (生活系ごみ) (g/人日) | 561 | 553 | 561 | 546 | 554 | 549 | 547 | 545 | 543 | 542 | 540 | 539 | 537 | 536 | 535 | 534 |
| 燃えるごみ (g/人日) | 398 | 399 | 406 | 397 | 401 | 399 | 398 | 397 | 395 | 394 | 393 | 392 | 391 | 390 | 389 | 388 |
| 燃えないごみ (g/人日) | 26 | 22 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 | 17 |
| 資源物 (g/人日) | 120 | 117 | 118 | 112 | 114 | 113 | 113 | 113 | 113 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 111 |
| 粗大ごみ (g/人日) | 16 | 15 | 15 | 15 | 18 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| (事業系ごみ) (g/人日) | 498 | 526 | 597 | 601 | 644 | 643 | 641 | 639 | 637 | 635 | 633 | 627 | 621 | 614 | 608 | 601 |
| 燃えるごみ (g/人日) | 468 | 497 | 565 | 567 | 607 | 595 | 584 | 572 | 560 | 547 | 534 | 519 | 505 | 490 | 475 | 459 |
| 燃えないごみ (g/人日) | 5.9 | 5.9 | 6.1 | 6.3 | 7.5 | 7.3 | 7.5 | 7.7 | 7.8 | 8.0 | 8.2 | 8.2 | 8.3 | 8.4 | 8.4 | 8.5 |
| 資源物 (g/人日) | 18 | 19 | 21 | 22 | 26 | 35 | 44 | 54 | 65 | 75 | 86 | 94 | 102 | 111 | 119 | 127 |
| 粗大ごみ (g/人日) | 5.6 | 4.7 | 5.3 | 5.8 | 4.8 | 5.2 | 5.2 | 5.3 | 5.3 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.4 | 5.5 |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-12 施策を強化した場合の処理処分量

| 区分\年度 | 実績 | | | | | | 予測 | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 | |
| ごみ焼却施設搬入量 (t/年) | 8,099 | 8,254 | 8,857 | 8,715 | 8,925 | 8,691 | 8,478 | 8,267 | 8,055 | 7,843 | 7,633 | 7,489 | 7,347 | 7,205 | 7,062 | 6,920 | |
| 可燃ごみ (t/年) | 7,800 | 7,982 | 8,575 | 8,436 | 8,624 | 8,398 | 8,172 | 7,947 | 7,722 | 7,496 | 7,272 | 7,117 | 6,962 | 6,807 | 6,653 | 6,498 | |
| 粗大ごみ (t/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の資源化等を行う施設からの可燃ごみ (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 | 293 | 306 | 320 | 334 | 347 | 361 | 373 | 385 | 398 | 409 | 422 | |
| 搬出量 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,045 | 1,019 | 994 | 968 | 943 | 918 | 900 | 883 | 866 | 849 | 832 | |
| 焼却灰 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,045 | 1,019 | 994 | 968 | 943 | 918 | 900 | 883 | 866 | 849 | 832 | |
| リサイクル処理施設搬入量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,032 | 1,021 | 1,072 | 1,113 | 1,086 | 1,181 | 1,275 | 1,369 | 1,465 | 1,519 | 1,573 | 1,628 | 1,682 | 1,736 | |
| 不燃ごみ (t/年) | 291 | 250 | 235 | 227 | 237 | 230 | 225 | 220 | 214 | 211 | 207 | 204 | 202 | 200 | 197 | 195 | |
| 資源物 (t/年) | 578 | 580 | 600 | 592 | 627 | 816 | 793 | 892 | 991 | 1,089 | 1,187 | 1,243 | 1,299 | 1,355 | 1,411 | 1,466 | |
| 粗大ごみ (t/年) | 192 | 175 | 182 | 186 | 191 | 182 | 180 | 179 | 178 | 176 | 175 | 173 | 173 | 173 | 173 | 172 | |
| 搬出量 (t/年) | 1,066 | 1,008 | 1,031 | 1,020 | 1,072 | 1,113 | 1,086 | 1,181 | 1,275 | 1,369 | 1,465 | 1,519 | 1,573 | 1,628 | 1,682 | 1,736 | |
| 中間処理後再生利用量 (t/年) | 762 | 729 | 743 | 734 | 766 | 815 | 773 | 854 | 934 | 1,015 | 1,096 | 1,138 | 1,180 | 1,222 | 1,264 | 1,306 | |
| 残さ焼却量 (t/年) | 299 | 272 | 282 | 279 | 301 | 293 | 306 | 320 | 334 | 347 | 361 | 373 | 385 | 398 | 409 | 422 | |
| 残さ埋立量 (t/年) | 5.0 | 7.0 | 6.0 | 7.0 | 5.0 | 6.2 | 6.4 | 6.8 | 7.0 | 7.3 | 7.5 | 7.8 | 8.1 | 8.4 | 8.5 | 8.8 | |
| 資源化量 (t/年) | 1,433 | 1,356 | 1,368 | 1,315 | 1,331 | 1,402 | 1,381 | 1,481 | 1,582 | 1,683 | 1,784 | 1,829 | 1,874 | 1,919 | 1,965 | 2,010 | |
| リサイクル率(本町) (%) | 15.0 | 14.1 | 13.4 | 13.1 | 13.0 | 13.9 | 14.0 | 15.2 | 16.6 | 17.9 | 19.4 | 20.1 | 20.8 | 21.6 | 22.3 | 23.1 | |
| 埋立量 (t/年) | 998 | 960 | 1,063 | 1,066 | 1,160 | 1,051 | 1,025 | 1,000 | 975 | 950 | 925 | 908 | 891 | 874 | 857 | 841 | |
| 焼却灰 (t/年) | 993 | 953 | 1,057 | 1,059 | 1,155 | 1,045 | 1,019 | 994 | 968 | 943 | 918 | 900 | 883 | 866 | 849 | 832 | |
| 処理残さ (t/年) | 5.0 | 7.0 | 6.0 | 7.0 | 5.0 | 6.2 | 6.4 | 6.8 | 7.0 | 7.3 | 7.5 | 7.8 | 8.1 | 8.4 | 8.5 | 8.8 | |
| 最終処分率 (%) | 10.5 | 10.0 | 10.4 | 10.6 | 11.3 | 10.4 | 10.4 | 10.3 | 10.2 | 10.1 | 10.0 | 10.0 | 9.9 | 9.8 | 9.7 | 9.7 | |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標

本計画の上位計画である「第8次那須町振興計画」では、基本目標の一つとして「自然とともに暮らすまち」を掲げ、目指すべき方向として、生ごみ等の発生抑制や分別の徹底、周知・啓発を推進し、効率的な施設運営を通じて、ごみの減量化と資源化を進めることにより循環型社会を目指すことを定めています。また、主要施策として、「循環型社会の形成によるごみの減量化・資源化の推進」及び「ごみ処理体制の整備」を位置づけています。

本計画においても、町民・事業者・町が互いに協働しながら、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けていく必要があります。

そこで、循環型社会を形成するため、基本目標を以下のように設定し、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目標とします。

基本目標

～みどりあふれ、めぐる資源、みんなで創る持続可能な未来～
笑顔とみどりが循環する幸福なまち

2. 基本方針

基本目標を達成するため、取組の柱となる基本方針を次のとおりとします。

2.1 基本方針1「町民・事業者・町の協働によるごみ減量化・資源化の推進」

ごみの減量化を最優先事項とし、そのためには町民・事業者・町の協働が不可欠です。町民は環境に配慮した生活様式に移行します。事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取組を行います。町は町民・事業者の取組を促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進します。

ごみの減量化のためには、3Rの促進が重要です。まずは使い捨て商品の利用は避け、長持ちする製品を選んだり、生ごみの水切りをしたりしてごみの排出量を減らす（Reduce：リデュース）ことに最も優先的に取り組み、次にビールやジュース等のビンを回収して再利用する「リターナブルビン」を利用したり、不要品はリサイクルショップに販売したりして再使用する（Reuse：リユース）ことが重要です。それでもなお排出されたごみについて、できる限り再生利用（Recycle：リサイクル）に取り組むことが求められます。

また、栃木県環境総合計画では資源循環対策関連の施策として、上述の3Rへ、プラスチック循環促進法の施行に伴う再生可能資源への代替（Renewable：リニューアブル）の促進のほか、プラスチック削減の取組として考える（Rethink：リシンク）、判断する（Refuse：リフューズ）、分別する（Refine：リファイン）を加えた7Rの促進を位置づけており、本町においてもこれらを意識した行動の啓発に取り組みます。

2.2 基本方針2「環境負荷の少ない適正処理・処分の推進」

本町は、効率的かつ効果的に資源を分別回収するため、町民・事業者に対し、燃えるごみに最も多く含まれる紙類などの徹底的な分別の協力を求めます。

また、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を推進します。

2.3 基本方針3「リサイクルの推進」

ごみの発生抑制と再使用を行ったうえで生じるごみを資源としてリサイクル及び適正に処理することは循環型社会の形成において重要です。

本町では、ペットボトルや容器包装プラスチック、使用済小型家電等を回収しリサイクルを推進します。さらに使用済プラスチック使用製品についても、令和6（2024）年度より粗大ごみからの分別回収を開始しており、今後分別回収・リサイクルを強化していきます。

また、生ごみ処理器機設置費補助金制度を周知し、生ごみの肥料化も推進します。

3. 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、町民・事業者・町はそれぞれの立場において、役割を果たすことが重要です。

町民・事業者・町の協業のイメージを図5-1に示します。

3.1 町民の役割

町民は、容器包装の少ない商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品を選択して購入するように努め、特に食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロス（本来食べられる食品にもかかわらず捨てられる食品）の削減に資する購買行動が求められています。

また、商品の使用に当たっては故障時の修理等により長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りをすることも重要です。

さらに、ごみの排出に当たっては、町が定める分別区分にしたがって分別排出を行うことにより適正な循環利用に協力することが必要です。

3.2 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化することが望まれます。

再使用や資源化を考慮した商品開発や使い終わった後の容器などの回収ルートの構築、資源化处理システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知するとともに、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、町民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みを構築していくことが必要となります。

3.3 町の役割

町は、自ら率先して、グリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習の機会を積極的に提供し、町民・事業者との連携を強化していきます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、状況に応じて分別区分、収集体制を見直すとともに新たな施策を取り入れていきます。

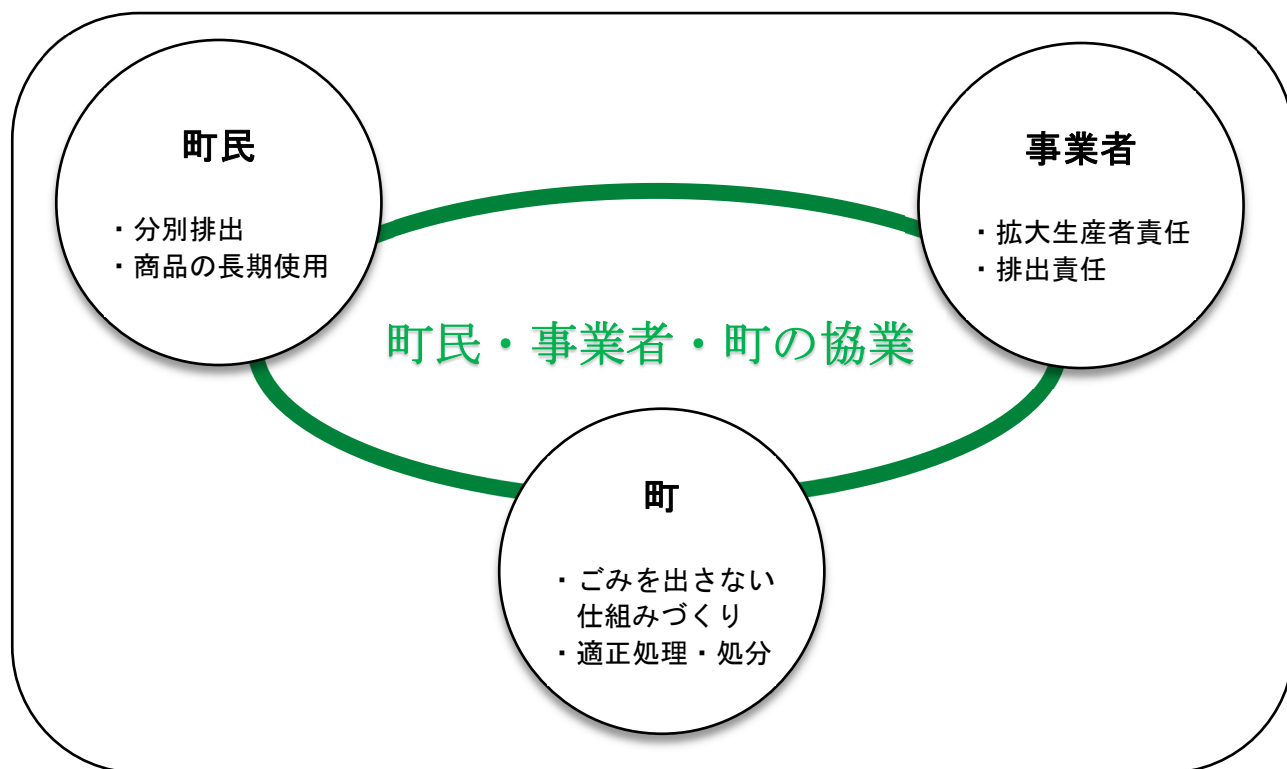


図 5-1 町民・事業者・町の協業

4. 基本指標と数値目標

基本指標を定め、施策の進行状況の把握に努めることとします。

表 5-1 に示すとおり、三つの基本指標は令和 4（2022）年度を基準とし、令和 12（2030）年度を中間目標年、令和 17（2035）年度を目標年とし、排出量の削減、リサイクル率の向上、最終処分量の減量に努めます。各指標の数値目標は以下のとおりです。

なお、ごみ総排出量は生活系ごみと事業系ごみを合わせた総量での予測として指標としますが、本町では事業系ごみの排出比率が高いという特性があります。そのため、本町においては事業系ごみの排出削減を重点的に強化することで、ごみ総排出量の削減を目指す方針とします。

また、三つの基本指標に加え、施策の検討と併せて目標とする指標の設定に努め、施策ごとの効果の評価に活用することを検討します。

◆中間目標年度（令和 12 年度）における目標値

- ・ごみ排出量：令和 4 年度比で 10%削減し 9,208t/年とします。
- ・リサイクル率：令和 4 年度比で 6%向上し 19.4%とします。
- ・最終処分量：令和 4 年度比で 13%削減し 925t/年とします。

◆計画目標年度（令和 17 年度）における目標値

- ・ごみ排出量：令和 4 年度比で 15%削減し 8,696/年とします。
- ・リサイクル率：令和 4 年度比で 9.7%向上し 23.1%とします。
- ・最終処分量：令和 4 年度比で 21%削減し 841t/年とします。

表 5-1 基本指標及び数値目標

| 指標 | 単位 | 基準年度 令和 4 年度 | 中間目標年度 令和 12 年度 | 目標年度 令和 17 年度 |
|-----------|-----|-----------------|--------------------|------------------|
| ① ごみ排出量 | t/年 | 10,231 | 9,208 (10%削減) | 8,696 (15%削減) |
| ② リサイクル率 | % | 13.4 | 19.4 (6%増加) | 23.1 (9.7%増加) |
| ③ 最終処分量 | t/年 | 1,063 | 925 (13%削減) | 841 (21%削減) |

基本指標のうち、ごみ排出量の内訳を表 5-2 に示します。

本町のごみ排出特性として事業系ごみの比率が高いため、事業系可燃ごみの削減及び資源化を重点的に進めることで、ごみ排出量を削減する方針としています。

生活系ごみについては、取組は着実に進んでいると考えられ、トレンド法による将来予測においても可燃ごみの削減及び資源化が進む予測となっていることから、取組を継続することで、概ねトレンドに準じた可燃ごみの削減及び資源化を見込んでいます。

表 5-2 ごみ排出量の内訳

| 区分\年度 | 実績 | | 指標 | | 予測(トレンド法) | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| | 令和4 | 令和6 | 令和12 | 令和17 | 令和12 | 令和17 |
| 行政区域内人口 (人) | 24,191 | 23,460 | 21,500 | 21,000 | 21,500 | 21,000 |
| 年間日数 (日) | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| 排出量 (t/年) | 10,231 | 10,261 | 9,208 | 8,696 | 10,454 | 10,632 |
| 生活系ごみ (t/年) | 4,956 | 4,744 | 4,238 | 4,090 | 4,289 | 4,174 |
| 可燃ごみ (t/年) | 3,586 | 3,431 | 3,082 | 2,976 | 3,155 | 3,085 |
| 不燃ごみ (t/年) | 195 | 189 | 143 | 130 | 143 | 130 |
| 資源物 (t/年) | 1,040 | 974 | 881 | 854 | 859 | 829 |
| 粗大ごみ (t/年) | 135 | 150 | 132 | 130 | 132 | 130 |
| 事業系ごみ (t/年) | 5,275 | 5,517 | 4,970 | 4,606 | 6,165 | 6,458 |
| 可燃ごみ (t/年) | 4,989 | 5,193 | 4,190 | 3,522 | 5,823 | 6,103 |
| 不燃ごみ (t/年) | 54 | 64 | 64 | 65 | 64 | 65 |
| 資源物 (t/年) | 184 | 218 | 673 | 977 | 235 | 249 |
| 粗大ごみ (t/年) | 47 | 41 | 43 | 42 | 43 | 42 |

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

5. 基本計画の体系

ごみ処理基本計画の体系を図 5-2 に示します。

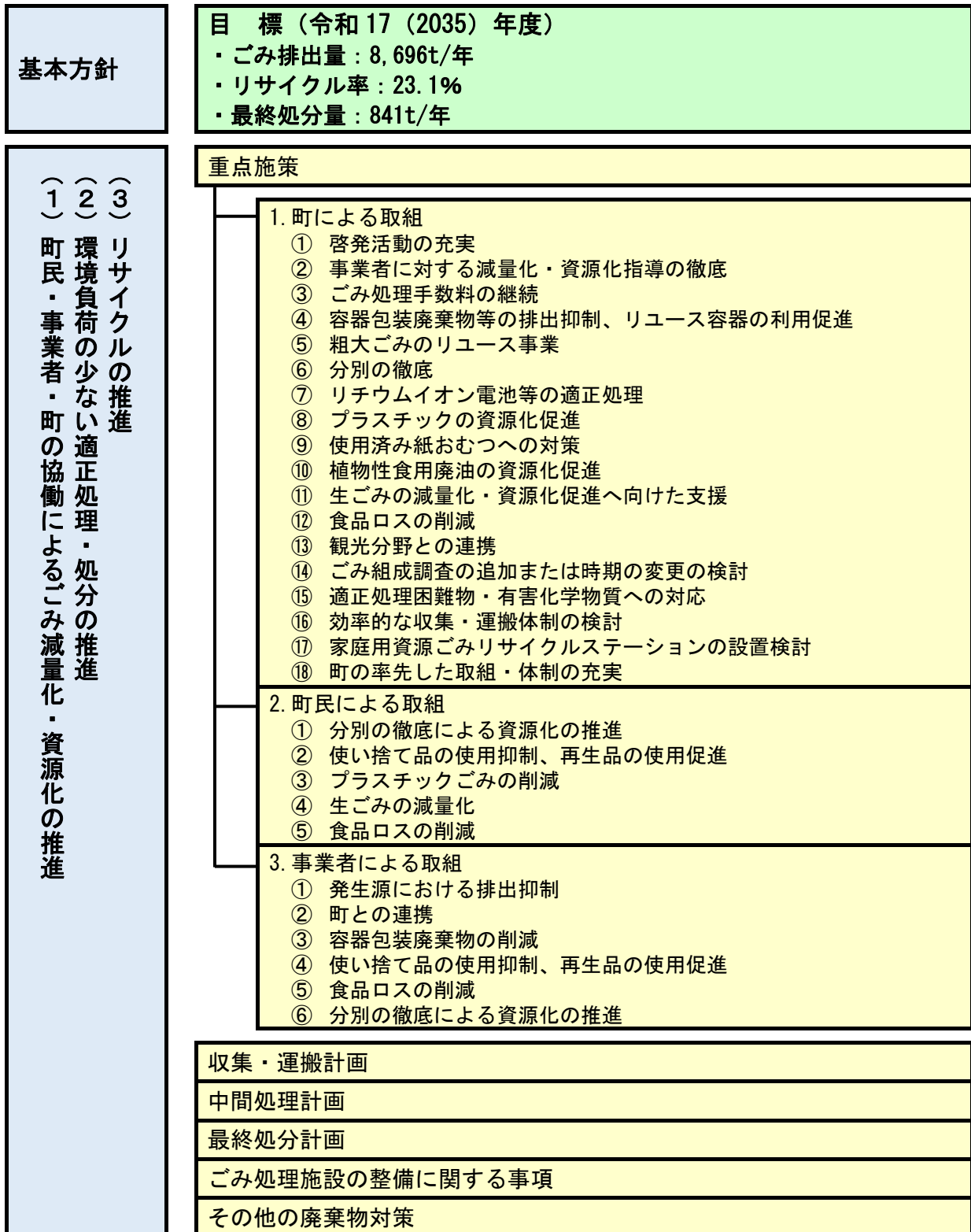


図 5-2 ごみ処理基本計画の体系

6. 町による取組

6.1 啓発活動の充実

6.1.1 環境学習等

小・中学校での環境学習を継続します。小学校 4 年生を対象にごみの分別をテーマとした環境学習を行っており、内容の充実を図りながら継続します。3R・7R促進につながるポスターや標語を募集します。小・中学校に対して環境美化町民運動への参加を促します。

6.1.2 情報提供

町民・事業者によって率先して3R・7Rによるごみ減量・資源化の行動を起こしてもらえよう、ごみ処理の状況や課題、処理経費、減量化・資源化の状況に関する適切で分かりやすい情報や、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾い）などの取組等、循環型社会形成に関する情報を広報紙、ホームページ、説明会などによって提供します。これにより、町民・事業者の意識の醸成を図ります。

また、転入者に対して、「那須町 ごみの分別と出し方ガイドブック」の紹介などにより、町の資源分別方法の周知を図ります。

6.1.3 地域における活動の活性化

5月30日（ごみゼロの日）を中心に実施している環境美化町民運動への参加を促進します。

6.2 事業者に対する減量化・資源化指導の徹底

店頭回収の実施や再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。また、レジ袋の削減に協力を要請します。特に多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画を推進するために必要な助言や指導を行います。

本取組により、主に事業系可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.3 ごみ処理手数料の継続

ごみ処理有料化により、ごみを出す人が排出量に応じてごみ処理手数料を負担するため、粗大ごみの手数料を平成31（2019）年4月に10kgあたり150円（消費税含む）に改定し、可燃ごみ袋の製造費やごみ焼却費用に充てています。

今後ともごみ処理手数料を継続することで、ごみ減量化への意識啓発につなげます。

6.4 容器包装廃棄物等の排出抑制、リユース容器の利用促進

レジ袋削減、過剰包装の抑制、リユースびん等のリユース容器の利用促進に向けた方策について検討します。

6.5 粗大ごみのリユース事業

クリーンステーション那須に持ち込まれた粗大ごみのうち機能の失われていないものをリユース品として提供する事業を検討します。

これにより、資源の有効活用及びごみの減量化の促進につながることを期待されます。

6.6 分別の徹底

本町ではこれまでごみの分別・資源化に取り組んできていますが、今後さらなる分別収集体制への取組を推進し、ごみの減量化・再生利用を進めることで、ごみ処理施設の延命化や資源化率の向上を図ります。

6.7 リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時に発火する火災事故が全国で多発しています。

本町ではリチウムイオン電池について、他の電池とともに「有害ごみ」として、「透明袋へ入れて出す」または「販売店（電気屋、家電量販店、眼鏡屋など）のリサイクルボックスを利用する」のどちらかとしています。

広域クリーンセンター大田原においては、燃やせるごみの中にリチウムイオン電池が混入していた事例も報告されており、火災事故を未然に防ぐために町民や事業者に対し分別排出の周知を引き続き行っていきます。

6.8 プラスチックの資源化促進

現在、本町から排出されるプラスチック類のうち、ペットボトル、白色トレイ、その他容器包装プラスチックは資源物として回収し、資源化しています。また、製品プラスチックは、可燃ごみとして焼却している状況でしたが、令和 5（2023）年度に実証実験、令和 6（2024）年度に粗大ごみとして搬入されたものからの一部分別回収を実施しています。今後はプラスチック資源循環に係る国内外の動向も踏まえ、製品プラスチックの一括回収・資源化への拡大等、より一層取組を強化していきます。

また、製品プラスチックの一括回収を開始した際は、分別ルールの変更の周知を徹底します。

本取組により、主に事業系及び生活系の可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.9 使用済み紙おむつへの対策

超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。他の市町の事例を踏まえ、那須地区広域行政事務組合や大田原市等とも協議しながら、リサイクル事業の実現可能性を検討していきます。

本取組により、主に事業系可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.10 植物性食用廃油の資源化促進

植物性食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として有効利用を図ります。

なお、令和元（2019）年4月からは、植物性食用廃油を精製事業者に売却することにより、更なる有効利用を図っています。

6.11 生ごみの減量化・資源化促進へ向けた支援

本町では、那須町生ごみ処理機器設置事業補助制度として、生ごみ処理機器等を購入した町民に補助金を交付しています。今後とも導入が進むよう周知に努め、ごみの減量化・資源化を促進します。

本取組により、主に生活系可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.12 食品ロスの削減

消費者と事業者が「もったいない」という意識を共有できるような施策を進めます。

なお、食品ロス削減に関連する取組として、那須町社会福祉協議会では、経済的に困窮し緊急的かつ一時的に食料等を確保できなくなった町民を対象とした、町民から寄付された食料品を提供する「ミニフードバンク事業」、さまざまな事情で生活に困窮している世帯を対象とした、住民から寄付された食料品や日用品等を無料配布する「おもいやり食料品等配布会」が実施されています。こうした活動について、町として周知を行うことで、福祉の向上とごみ対策を同時に促進します。

また、国では、食品ロス対策の取組の強化を課題として掲げており、令和元（2019）年5月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年5月法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日閣議決定）に基づき、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされています。これを踏まえ、本町においても表5-3に示すような施策を含む食品ロス削減推進計画の策定を検討します。

本取組により、主に事業系及び生活系の可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

表 5-3 食品ロスの削減に向けた施策

| 施策 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討 | 可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれているかを調査し、町に沿った対策を検討します。併せて、意識調査の実施を検討します。 |
| 生ごみ等の資源化方法の調査 | 先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討します。 |
| 食材を無駄にしないレシピ、食品ロスゼロレシピの紹介 | 「食材をできるだけそのまま使用すること」または「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介します。 |
| フードバンク活動の紹介 | 品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄付を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介します。 |
| フードドライブなどへの寄付 | 各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄付を募ります。 |
| 教育・啓発 | 施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発します。 |

6.13 観光分野との連携

本町のごみ排出の特性として事業系ごみの割合が高く、その中でも観光由来のごみ为中心です。「第4次那須町観光振興基本計画」（令和4年3月）では、数値目標として令和8（2026）年度に520万人の観光客入込者数を目標としており、また近年のインバウンドの増加もあり、追加的な対策を講じない場合、今後も観光由来のごみが増えることが予測されます。

観光分野（行政のほか、観光協会、宿泊施設や飲食店等の事業者）と連携し、持込みごみの削減やごみ持帰り、リユース品利用の推奨、食ロス対策等の呼びかけを観光客へ向けて積極的に行う等の対策により、観光由来のごみの発生抑制を図ります。

また、近年、持続可能な観光の実現を目指す「サステナブルツーリズム」への注目が高まっています。本町において観光分野におけるごみ対策に率先して取り組むことで、地域の魅力向上につながることも期待されます。

なお、観光由来のごみに関する対策効果の評価のため、基本指標として設定した三つの指標に加え、観光客入込数当たりの事業系ごみ排出量等、観光人口を盛り込んだ指標を設定し、効果の検証や進捗管理に活用することを検討します。

本取組により、主に事業系可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.14 ごみ組成調査の追加または時期の変更の検討

より効果的な施策検討を行うため、ごみ組成調査の追加または時期の変更を検討します。現在、ごみ組成調査は1、2月に実施していますが、観光人口が多い時期や観光客の季節変動が考えられる時期における実施を検討します。

6.15 適正処理困難物・有害化学物質への対応

広域クリーンセンター大田原で受入不可能な品目は、町民・事業者には排出抑制の啓発を行うとともに、生産・販売者責任のもと、事業者による適正処理を要請していきます。

特に、ごみ処理に伴う生活環境保全を万全なものとするためには、有害化学物質は発生抑制・適正処理が徹底されるように管理していく必要があります。

6.16 効率的な収集・運搬体制の検討

今後、さらなる人口減少・少子高齢化が進むことが想定されます。持続的なごみ処理体制の構築のため、中間処理施設での資源化・中間処理を見据えた効率的な収集・運搬方法を検討します。

6.17 家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置検討

資源物の拠点回収として、家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置を検討します。本町では通常2週間に一度しか出せない資源物について、毎日出せる場を設けることで、可燃ごみに出してしまいがちなダンボールや雑誌を回収し、資源化の促進につながることを期待できます。

本取組により、主に生活系可燃ごみの削減及び資源化促進に寄与します。

6.18 町の率先した取組・体制の充実

循環型社会の構築に向けた町民や事業者の自主的な取組を促すため、町自らが率先して、ごみの排出者・リサイクル品の消費者として、ごみの発生・排出抑制の取組を行います。

また、ごみの処理・資源化に係る費用の財政における位置づけを明確にし、無駄なく円滑な事業運営の推進を図ります。処理費用を抑制するためにも、町自らが常に循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行し、財政支出の合理的運用を図っていきます。

さらに、後述の観光由来のごみ対策では環境・ごみ関連部署と観光関連部署で相互に連携して検討にあたることで取組の実行性を高める等、庁内の連携体制を強化します。

7. 町民による取組

7.1 分別の徹底による資源化の推進

分別排出を徹底し、資源化に協力します。

7.2 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るために、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心がけます。

7.3 プラスチックごみの削減

マイバックを利用してレジ袋を削減するなど、プラスチックごみの発生抑制に努めます。

7.4 生ごみの減量化

生ごみ処理機器等を利用して生ごみの堆肥化を行い、発生量を抑制します。また、生ごみの水切りに努めます。

7.5 食品ロスの削減

賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入やすぐに食べる場合は消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する等の取組により、食品ロスの削減に努めます。また、外食時には適量を注文し、食べ残しの削減に努めます。

8. 事業者による取組

8.1 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ライフサイクルの上流部分でのごみの発生抑制に取り組めます。発生抑制の取組に当たっては、町とも連携して先行事例の情報収集等を行いながら発生形態の特徴に応じた効果的な対策を検討します。

8.2 町との連携

観光由来のごみの削減等について、町及び事業者による調査結果や情報を持ち寄り、産業の発展や地域の魅力向上と併せたごみ削減対策について町と連携して取り組めます。

8.3 容器包装廃棄物の削減

過剰包装を自粛し、再使用・再生利用しやすい素材や形状の包装を推奨するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生を抑制します。

流通容器に関しても、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通容器包装廃棄物の発生を抑制します。

8.4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

8.5 食品ロスの削減

食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商習慣を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法の工夫などに努めます。

外食産業では、少量メニューの提示、メニュー・盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合のメリットの付与等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとし、あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

8.6 分別の徹底による資源化の推進

分別を徹底し、ごみの減量化・再生利用に努めます。

なお、事業所等から排出されたビン類については本町では事業系一般廃棄物とみなして処理を行ってきましたが、原則として「産業廃棄物」に分類されるため、令和8（2026）年4月からはクリーンステーション那須での受け入れを行わないこととしています。事業者においてはこれを認識し、適正処理を徹底します。

第6章 収集・運搬計画

1. 収集対象区域

収集・運搬の対象区域は現行どおり、本町全域とします。

2. ごみの分別区分

ごみの分別区分及び収集頻度を表 6-1 に示します。

表 6-1(1) ごみの分別区分・収集頻度

| 大分類 | 小分類 | 出し方 | 収集頻度 |
|------------------|--|---|-------|
| 可燃ごみ (燃えるごみ) | 生ごみ、衣類、紙くず (汚れたり、臭いのついでているもの)、ビニール・ ポリ容器 など | 指定ごみ袋に入れて出す。(有料) ・生ごみはよく水切りをする。 ・串などの先がとがったものは折る。 ・カーテンやシートなどは 50cm 角以下に切る。 ・ひもやホースなどは 50cm 以下に切る。 | 週 2 回 |
| | 紙おむつ | 中の汚物を取り除いて 45L 以下の透明または半透明の袋に入れて出す。(無料) | |
| 不燃ごみ (燃えないごみ) | ガラス類、陶磁器類、ス プレー缶 | 指定ごみ袋に入れて出す。(有料) ・スプレー缶、カセットボンベ等は、穴を開けずに使い切ってから出す。 ・割れたガラスや刃物等は、紙に包んで「キケン」と表示する。 | 月 1 回 |
| | 有害ごみ (蛍光灯、水銀 式体温計・水銀式血圧 計、電池類 (乾電池、ボ タン電池、小型シール鉛 蓄電池、ニカド電池、ニ ッケル水素電池、リチウ ムイオン電池) | それぞれ 45L 以下の透明袋に入れて出す。(無料) ・蛍光灯は交換した蛍光灯の箱に入れて出すこともできる。 ・割れた蛍光灯は紙に包み、「キケン」と明記した上で 45L 以下の透明袋に入れて出す。 ・乾電池以外 (リチウムイオン電池などの充電電池やボタン電池など) は販売店 (電気屋、家電量販店、眼鏡屋など) のリサイクルボックスも利用できる。 ・ボタン、コイン電池及び端子がむき出しの充電電池は、発火防止のため、端子にセロハンテープ等を貼り、絶縁処理をする。 | |
| 資源物 | 空き缶 (飲料用と食料 用) | 45L 以下の透明袋に入れて出す。 ・中を水洗いする。 ・キャップは燃えないごみに出す。 | 月 2 回 |
| | 空きビン (飲料用と食料 用) | 45L 以下の透明袋に入れて出す。 ・中を水洗いする。 ・王冠やキャップ、細かく割れたものは、燃えないごみに出す。 | |
| | ペットボトル (飲料用) | 45L 以下の透明袋に入れて出す。 ・中を水洗いする。 ・ラベルとキャップは取り除いて廃プラとして出す。 ・つぶさないで出す。 ・油のボトルは、燃えるごみに出す。 | |

表 6-1(2) ごみの分別区分・収集頻度

| 大分類 | 小分類 | 出し方 | 収集頻度 |
|------|--------------------------------------|--|-------|
| 資源物 | 新聞紙・折込チラシ | ヒモで十字にしばって出す。 ・新聞紙と折込チラシは一緒にする。 ・広報誌などの小冊子は混ぜない。 | 月 2 回 |
| | ダンボール | ヒモで十字にしばって出す。 | |
| | 紙パック | ヒモで十字にしばって出す。 ・水洗いして切り開き、乾かす。 | |
| | 雑誌・その他の紙（紙袋、紙箱等） | ヒモで十字にしばって出す。 ・写真、金・銀貼り紙、ビニール加工紙、感熱紙、ノンカーボン紙、油紙等は燃えるごみに出す。 ・はがき、封筒、菓子箱、包装紙等は、雑誌と一緒にしばって出す。 | |
| | 白色トレイ（発泡スチロール製） | 45L以下の透明袋に入れて出す。 ・水洗いし乾かした上、臭いと汚れを取り除く。 ・少しでも色柄がついているトレイは容器包装プラスチックとして出す。 | |
| | 容器包装プラスチック | 45L以下の透明袋に入れて出す。 ・中身を使い切り、付着物がある場合は水洗いする。 | |
| 粗大ごみ | 町指定ごみ袋に入れて口を縛れない大きさのもの（こたつ、たんす、自転車等） | 戸別収集または直接搬入（有料） | — |
| | 製品プラスチック | 直接搬入（有料） ※1※2 | |
| — | 小型家電 | 回収ボックスに投入する。 | |

※1 今後、ステーション回収の実施について検討を行う。

※2 現行からの変更箇所を太字及び下線で示す。

収集できないごみは、現行通り、適正処理困難物に指定された品目、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管・液晶・プラズマ方式等のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象品目、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律（小型家電リサイクル法）」の対象品目及び特別管理一般廃棄物とします。

3. 収集・運搬量

3.1 収集・運搬の基本方針

ごみ分別区分に従って排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図られるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

3.2 収集・運搬計画

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集運搬体制を構築することにより住民サービスの向上を図ります。
- ② 粗大ごみを除く生活系ごみの収集・運搬は、令和7（2025）年4月から中継施設（クリーンステーション那須）を経由する収集運搬体制から、委託業者の車両において回収して直接広域クリーンセンター大田原に搬入する方式に変更しました。これを継続します。
- ③ 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施します。
- ④ 収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、家電リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

収集及び運搬量の将来推移を表 6-2 に示します。

表 6-2 収集・運搬量の将来推移

| 区分\年度 | | 実績 | 予測 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 収集運搬量 | (t/年) | 8,925 | 7,633 | 6,920 |
| 可燃ごみ | (t/年) | 8,624 | 7,272 | 6,498 |
| 不燃ごみ | (t/年) | 237 | 207 | 195 |
| 資源物 | (t/年) | 627 | 1,187 | 1,466 |
| 粗大ごみ | (t/年) | 191 | 175 | 172 |

4. 資源化ルート

現在、広域クリーンセンター大田原に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化を実施しており、今後もこの体制を継続します。

第7章 中間処理計画

1. 中間処理方法

これまでと同様、広域クリーンセンター大田原において中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続することとしますが、排出抑制に努め、処理量を可能な限り低減します。

2. 中間処理量

広域クリーンセンター大田原における中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物です。中間処理量の将来推移を表 7-1 に示します。

表 7-1 中間処理量の将来推移

| 区分\年度 | | 実績 | 予測 | |
|--------------|------------|-------|-------|-------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| リサイクル処理施設搬入量 | (t/年) | 1,072 | 1,465 | 1,736 |
| | 不燃ごみ | 237 | 207 | 195 |
| | 資源物 | 627 | 1,187 | 1,466 |
| | 粗大ごみ | 191 | 175 | 172 |
| 搬出量 | (t/年) | 1,072 | 1,465 | 1,736 |
| | 中間処理後再生利用量 | 766 | 1,096 | 1,306 |
| | 残さ焼却量 | 301 | 361 | 422 |
| | 残さ埋立量 | 5.0 | 7.5 | 8.8 |

第8章 最終処分計画

1. 最終処分方法

これまでと同様、広域クリーンセンター大田原において中間処理を行い、焼却灰、粗大ごみの不燃性処理残さ等を埋立処分します。また、適正な最終処分を実施していきます。

令和元（2019）年 8 月に着工した新最終処分場「那須グリーンネクサス」が令和 4（2022）年 3 月に竣工し、同年 4 月から供用を開始しました。埋め立て期間は令和 4（2022）年 4 月から 15 年間で予定しています。

2. 最終処分量

最終処分量の将来推移を表 8-1 に示します。

表 8-1 最終処分量の将来推移

| 区分\年度 | 実績 | 予測 | |
|------------|-------|------|------|
| | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 埋立量 (t/年) | 1,160 | 925 | 841 |
| 焼却灰 (t/年) | 1,155 | 918 | 832 |
| 処理残さ (t/年) | 5.0 | 7.5 | 8.8 |
| 最終処分率 (%) | 11.3 | 10.0 | 9.7 |

第9章 ごみ処理施設の整備に関する事項

1. ごみ処理施設の整備に関する基本方針

本町では、ごみの中間処理及び最終処分については、那須地区広域行政事務組合で行っていることから、将来的にも現在と同様に、組合と連携を図りながら、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるようにします。

2. 中継施設

クリーンステーション那須旧焼却場施設の跡地再利用計画及び解体については、平成 30 (2018) 年 3 月、旧焼却施設跡地利用基本構想を策定しました。さらに、令和 2 (2020) 年 7 月、旧焼却場施設を解体、令和 3 (2021) 年 1 月にはクリーンステーション那須内にストックヤードが竣工しました。

なお、令和 7 (2025) 年 4 月から、粗大ごみを除く生活系ごみの収集・運搬は、クリーンステーション那須を経由する収集運搬体制から、委託業者の車両において回収して直接広域クリーンセンター大田原に搬入する方式に変更しています。クリーンステーション那須は地域のごみステーションを利用していない方のための直接搬入施設及び使用済みプラスチック使用製品の直接搬入拠点として運用していきます。

3. 中間処理施設

中間処理は、那須地区広域行政事務組合が管理する広域クリーンセンター大田原にて行っています。広域クリーンセンター大田原は、令和元 (2019) 年 7 月 22 日～令和 4 (2022) 年 3 月 22 日に基幹的設備改良工事を実施し、10～15 年間の延命化を図っていますが、本計画期間内に、その後の処理体制の検討を行います。

4. 最終処分場

那須グリーンネクサスが令和 4 (2022) 年 4 月に供用開始し、埋立期間は 15 年を予定しています。

第10章 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 災害廃棄物に関する対策

非常災害発生時には、栃木県及び近隣市と連携を図り、非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、栃木県災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）及び那須町災害廃棄物処理計画（令和5年3月策定）に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、円滑かつ迅速なごみ処理を行います。

1.1 処理体制の維持

災害廃棄物は、人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

非常災害時には、被害状況を速やかに把握し、排出場所、収集回数及び収集方法等の変更など柔軟に対応し、極力通常時に近い処理体制を維持します。

1.2 県・近隣市町等との協力

被害が甚大で本町及び那須地区広域行政事務組合での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県、近隣市町及び民間事業者の協力を仰ぐとともに、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

1.3 仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管を行います。

2. 美化活動の推進

地域における清掃美化活動を推進するため、地域住民を中心とした地域コミュニティ及び各団体の自主的な活動により、空き缶、空きビンなどの回収や清掃を実施し、環境美化と環境に対する意識の高揚を図ります。

3. 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう町民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

4. 不法投棄・野外焼却対策の強化

家庭や事業所から出たごみなどの廃棄物の畑や空き地等での野外焼却（野焼き）は、ダイオキシン類排出規制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き法律で禁止されています。

不法投棄や野外焼却の防止については、警察等関係機関と連携して監視体制を充実させるとともに、町民や事業者へ適切な指導を行います。また、不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行う、周知・徹底を図る、パトロールの実施を検討するなど、防止対策を推進します。さらに、栃木県、近隣市町が実施する不法投棄対策に協力することとします。

第3編 生活排水処理編

第11章 生活排水処理の現状

1. 生活排水の排水処理行政の動向（国・栃木県・近隣市町村）

我が国におけるし尿処理は、し尿処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽及び公共下水道等によって行われており、し尿処理施設は、し尿の衛生的な処理の観点から経済的であること、浄化槽汚泥の処理を容易に行うことができることなど、重要な役割を果たしています。

一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民の生活様式を見直し、循環型社会を形成することが不可欠になっており、し尿処理施設においても、平成9（1997）年度よりし尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の有機性廃棄物を含めて再生利用を図りつつ適正処理を行うものとして、汚泥再生処理センターを補助対象施設として事業が推進されてきています。

汚泥再生処理センターは、「汚泥再生処理センター性能指針」（平成12年10月、生衛発1517号）に定める水処理設備及び資源化設備を有する施設とされ、資源化の手段としては、メタンガス化、助燃剤化、堆肥化などが考えられます。

近年は、人口減少、下水道の普及率向上等に伴い、し尿等を脱水処理等した後に固液分離し、処理水は下水道終末処理場へ投入し、脱水汚泥は助燃剤とするなどの汚泥再生処理センターが増えてきています。

県内では、し尿処理施設9施設のうち、小山広域クリーンセンターが資源化方式を堆肥化した汚泥再生処理センターとして稼働しています。

2. 処理形態別人口の現状

2.1 国及び栃木県の生活排水処理形態別人口

国全体及び栃木県の生活排水処理形態別人口の状況を表11-1に示します。

生活雑排水（台所やお風呂、洗濯等の排水）は、合併処理浄化槽または公共下水道により処理され、残りのし尿汲み取り世帯や単独処理世帯では未処理のまま公共用水域に放流されています。

令和5（2023）年度における、国全体の生活排水処理率は90.7%、栃木県が87.0%となっています。本町では81.0%であり、国の平均、栃木県の平均より低くなっています。

表 11-1 処理形態別人口（令和 5（2023）年度）

| | | 全国 | 栃木県 | 那須町 |
|-------------|----------------------------------|-----------------|-----------|--------|
| 行政区域内人口 | | (人) 125,068,896 | 1,918,121 | 23,912 |
| 年間日数 | | (日) 366 | 366 | 366 |
| 生活排水処理形態別人口 | 1. 計画処理区域内人口 | (人) 125,068,896 | 1,918,121 | 23,912 |
| | 2. 水洗化・生活雑排水処理人口 | (人) 113,474,994 | 1,668,171 | 19,372 |
| | (1) コミュニティ・プラント人口※1 | (人) 163,098 | 857 | 0 |
| | (2) 合併処理浄化槽人口※2 | (人) 12,958,253 | 327,329 | 17,364 |
| | (3) 公共下水道人口 | (人) 97,540,785 | 1,262,118 | 2,008 |
| | (4) 集落排水施設人口 | (人) 2,385,674 | 60,350 | 0 |
| | (5) その他浄化槽人口 | (人) 427,184 | 17,517 | 0 |
| | 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) | (人) 6,984,129 | 156,706 | 3,041 |
| | 4. 非水洗化人口 | (人) 4,609,773 | 93,244 | 1,499 |
| | (1) 汲み取り人口 | (人) 4,569,611 | 93,244 | 1,499 |
| (2) 自家処理 | (人) 40,162 | 0 | 0 | |
| 生活排水処理率※3 | | (%) 90.7% | 87.0% | 81.0% |
| 水洗化率※4 | | (%) 96.3% | 95.1% | 93.7% |

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 本町の合併処理浄化槽人口には、地域下水処理（新西原地域下水処理施設、よささ地域下水処理施設、田中地域下水処理施設）を含む

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※4 水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

2.2 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の状況を表 11-2 及び図 11-1 に示します。

表 11-2 処理形態別人口

| 区分\年度 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|---------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 (人) | | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 |
| 年間日数 (日) | | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 |
| 生活排水処理形態別人口 | 1. 計画処理区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 |
| | 2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人) | 18,336 | 18,523 | 18,849 | 19,372 | 19,565 |
| | (1) コミュニティ・プラント人口※1 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (2) 合併処理浄化槽人口※2 (人) | 16,306 | 16,496 | 16,831 | 17,364 | 17,592 |
| | (3) 公共下水道人口 (人) | 2,030 | 2,027 | 2,018 | 2,008 | 1,973 |
| | (4) 集落排水施設等人口 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (5) その他浄化槽人口 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人) | 4,249 | 3,949 | 3,579 | 3,041 | 2,492 |
| | 4. 非水洗化人口 (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 |
| | (1) 汲み取り人口 (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 |
| (2) 自家処理 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 生活排水処理率※3 (%) | 74.3% | 75.9% | 77.9% | 81.0% | 83.4% | |
| 水洗化率※4 (%) | 91.5% | 92.0% | 92.7% | 93.7% | 94.0% | |

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 地域下水処理（新西原地域下水処理施設、よささ地域下水処理施設、田中地域下水処理施設）を含む

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※4 水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口×100

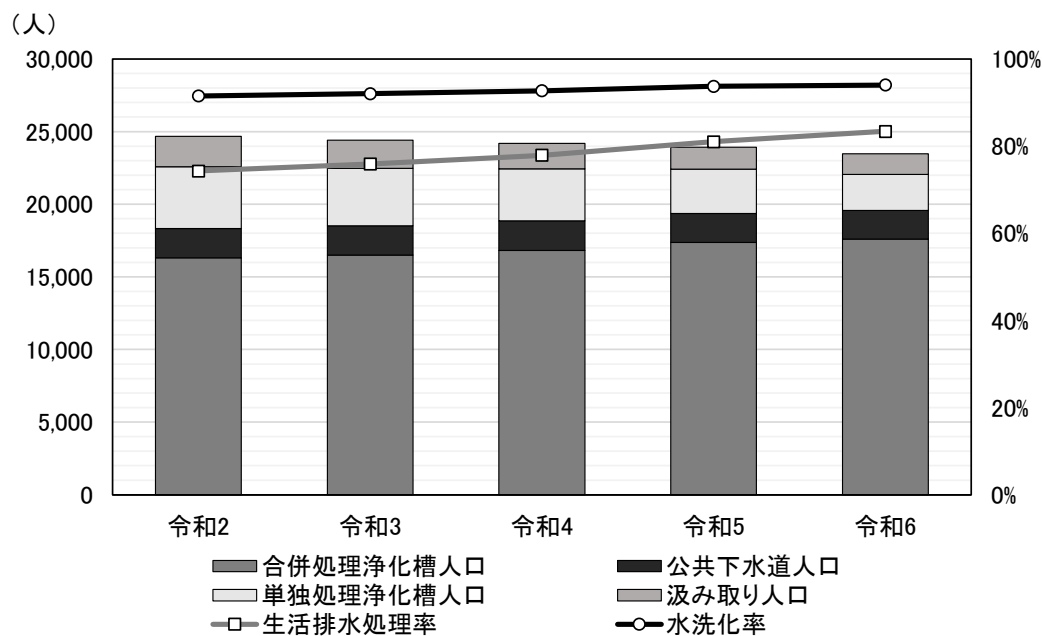


図 11-1 処理形態別人口の推移

3. し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 11-3 及び図 11-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、第 2 衛生センターで脱水処理し、生じた処理水は公共用水域に放流されています。

$$\text{単独処理+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

a : 単独処理浄化槽人口、 b : 合併処理浄化槽人口
 c : 単独処理浄化槽原単位、 d : 合併処理浄化槽原単位
 $c : d = 0.75\text{L/人}\cdot\text{日} : 1.2\text{L/人}\cdot\text{日}$

表 11-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

| 区分\年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿処理施設計画収集人口 (人) | 22,649 | 22,391 | 22,173 | 21,904 | 21,487 |
| し尿 汲み取り (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 |
| 浄化槽汚泥 (人) | 20,555 | 20,445 | 20,410 | 20,405 | 20,084 |
| 単独処理浄化槽 (人) | 4,249 | 3,949 | 3,579 | 3,041 | 2,492 |
| 合併処理浄化槽 (人) | 16,306 | 16,496 | 16,831 | 17,364 | 17,592 |
| 収集量 (kL/年) | 12,066 | 11,264 | 12,194 | 12,899 | 12,913 |
| し尿 (kL/年) | 1,640 | 1,555 | 1,608 | 1,488 | 1,408 |
| 浄化槽汚泥 (kL/年) | 10,426 | 9,709 | 10,586 | 11,411 | 11,505 |
| 1人1日当たりし尿量 (L/人日) | 2.15 | 2.19 | 2.50 | 2.71 | 2.75 |
| 1人1日当たり浄化槽汚泥量 (L/人日) | 1.39 | 1.30 | 1.42 | 1.53 | 1.57 |

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

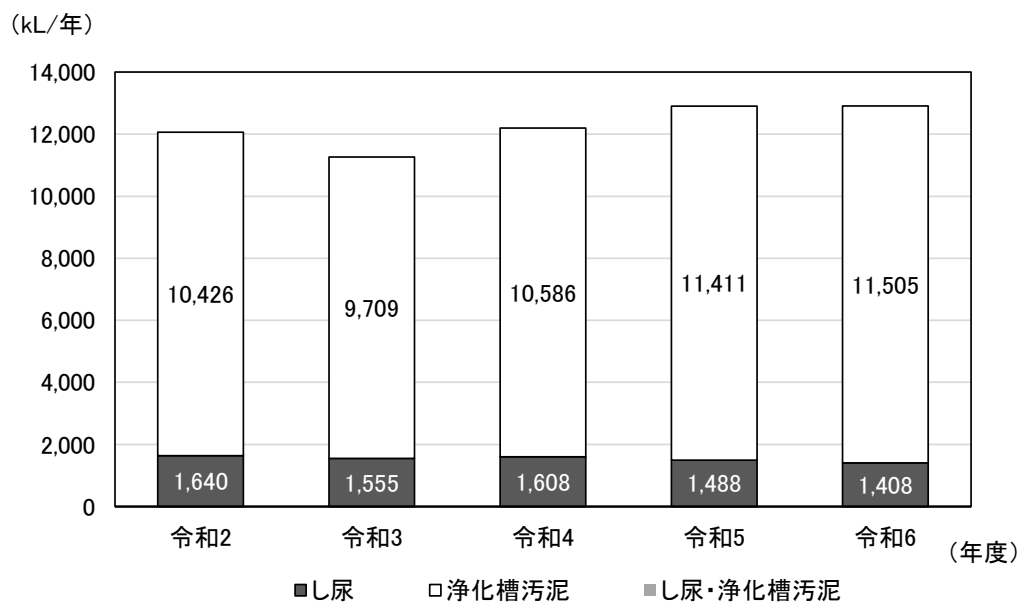


図 11-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

4. 生活排水処理体系

生活排水は、図 11-3 に示すように、し尿と生活雑排水の二つに区分されます。

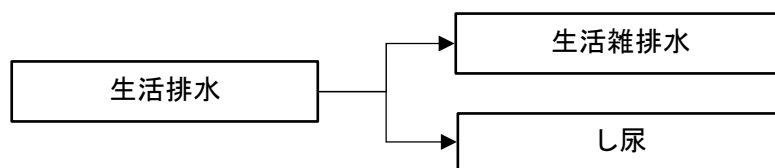


図 11-3 生活排水の区分

し尿は、人の排出する大便と小便の総称であり、多くの場合、公共下水道、集落排水処理施設や浄化槽によって処理していますが、汲み取り式便所からはバキュームカー等で収集され、し尿処理施設（第 2 衛生センター）で処理されます。し尿処理施設では浄化槽等から引き抜かれる汚泥も処理されています。

生活雑排水は、台所、風呂、掃除等の生活から発生するし尿以外の排水であり、合併処理浄化槽以外では、ほぼ未処理で公共用水域に放流されています。

本町の処理対象の区分及び生活排水処理体系を表 11-4 及び図 11-4 に示します。

表 11-4 処理対象の区分

| 主な生活排水処理方策 | し尿 | 生活雑排水 |
|------------|----|-------|
| 合併処理浄化槽 | ○ | ○ |
| 単独処理浄化槽 | ○ | × |
| 汲み取り便所 | ○ | × |

凡例：○「対象である」、×「対象ではない」

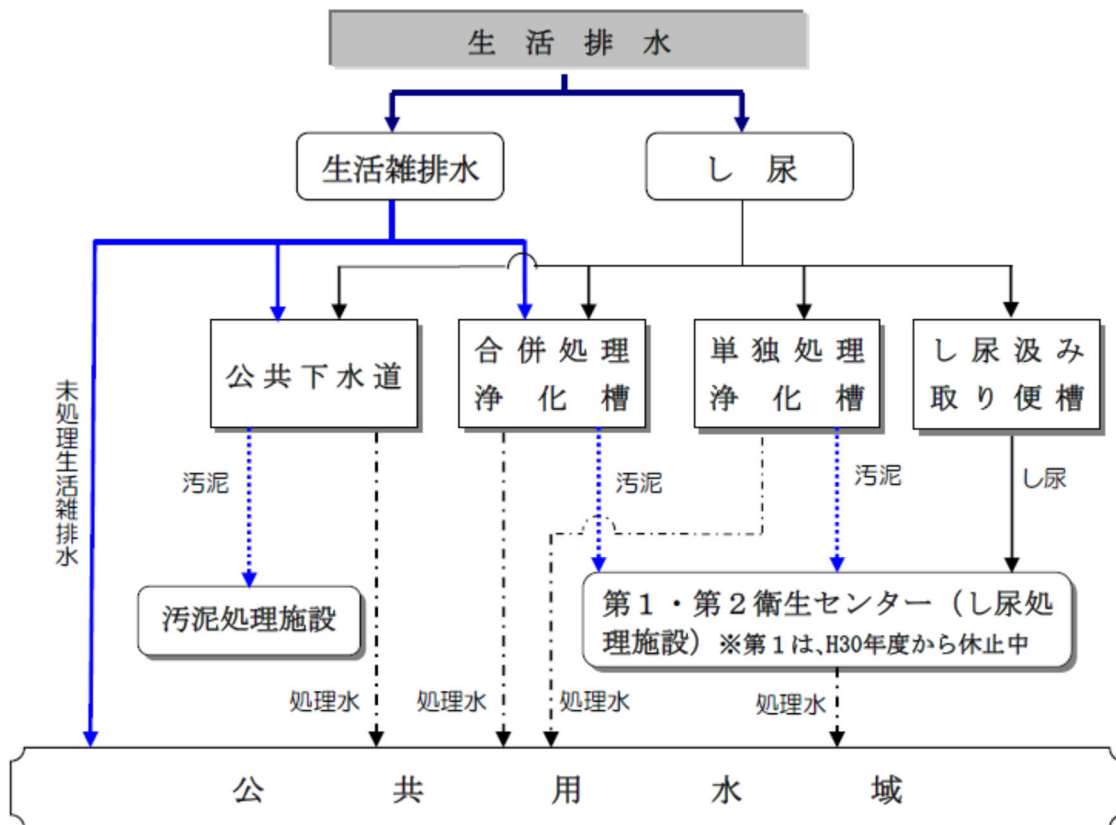


図 11-4 本町の生活排水処理体系

5. 処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 11-5 に示します。

表 11-5 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水 | 処理主体 | 処理施設 |
|-------------|-----------|------------------|------------------------|
| 流域関連公共下水道 | — | — | — |
| 公共下水道 | 生活雑排水、し尿 | 那須町 | 湯本浄化センター 黒田原水処理センター |
| 地域下水道 | 生活雑排水、し尿 | 那須町 | 集合処理施設 |
| コミュニティ・プラント | — | — | — |
| 農業集落排水 | — | — | — |
| 合併処理浄化槽 | 生活雑排水、し尿 | 個人等 | し尿処理施設 (第2衛生センター) |
| 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 | し尿処理施設 (第2衛生センター) |
| し尿処理施設 | し尿 | 那須地区広域行政 事務組合 | し尿処理施設 (第2衛生センター) |

「—」: 該当しないもの

6. 処理経費

本町が負担する組合分担金（し尿処理分）を表 11-6 に示します。

第 2 衛生センターの延命化工事の実施に伴い、令和 5（2023）年度以降のし尿処理及び維持管理費は、令和 4（2022）年度までと比較して大きくなっています。

表 11-6 本町が負担する組合分担金（し尿処理分）

| 区分\年度 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 |
|---------------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 処理及び維持管理費（千円） | 65,952 | 72,717 | 65,659 | 102,859 | 99,670 |

7. 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 11-7 に示します。

本町では、生活排水をし尿と浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は許可業者が随時実施しており、浄化槽汚泥の収集は許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 11-7 収集・運搬体制

| 区分 | 収集方式 | 収集回数 |
|-------|------|--------|
| し尿 | 許可業者 | 随時 |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 浄化槽清掃時 |

8. し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、第 2 衛生センターで処理しています。

第 2 衛生センターの概要を表 11-8 に示します。

なお、施設の長寿命化のため、平成 6（1994）年度、平成 9（1997）年度に基幹的施設整備事業が実施されました。また、令和 5（2023）年度より、延命化工事が行われています。

表 11-8 し尿処理施設（第 2 衛生センター）の概要

| | |
|--------|---|
| 施設名称 | 第 2 衛生センター |
| 所在地 | 栃木県那須塩原市越堀 659-2 |
| 事業主体 | 那須地区広域行政事務組合 |
| 組合構成市町 | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 竣工年度 | 昭和 59（1984）年 9 月 供用開始 |
| 処理方式 | 水 処 理：標準脱窒素処理＋高度処理方式 汚泥処理：脱水汚泥焼却 放 流 先：河川放流（那珂川：一級河川） |
| 処理能力 | 150kL/日 |

9. 汚水処理施設の概要

本町における汚水処理施設の概要を以下に示します。

9.1 公共下水道

本町では、湯本地区と黒田原地区に下水道施設が整備されており、令和6（2024）年度の下水道の普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は11%、下水道処理区域（下水道を利用できる区域）での水洗化率は76.5%となっています。

公共下水道の普及状況を表11-9に示します。

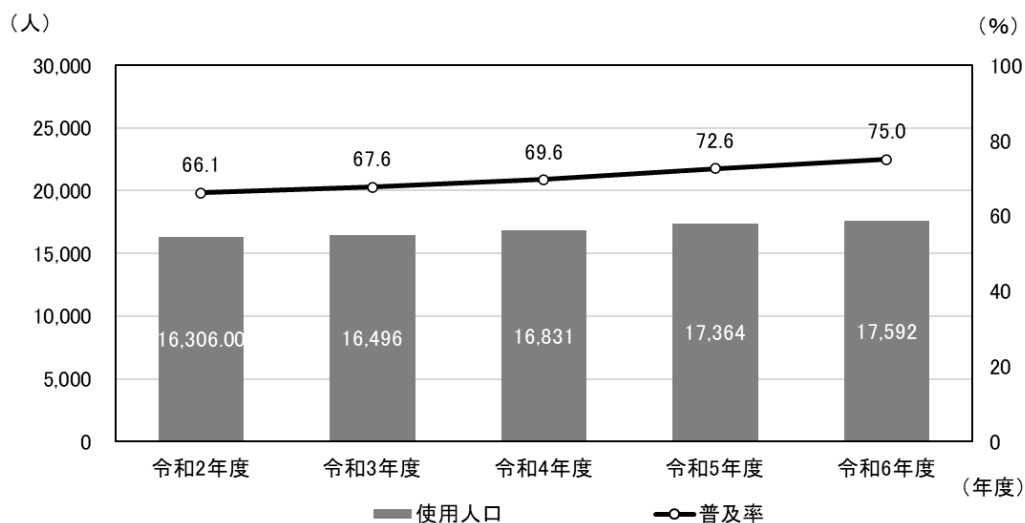
表 11-9 公共下水道の普及状況（令和6（2024）年度）

| 終末処理場名 | 計画区域面積 | 認可区域面積 | 整備面積 | 管渠総延長 | 処理区内人口 | 水洗化人口 | 処理区域水洗化率 |
|------------|---------|--------|----------|--------|--------|-------|----------|
| 湯本浄化センター | 152.0ha | 150ha | 124.52ha | 20.4km | 469人 | 393人 | 83.8% |
| 黒田原水処理センター | 221.0ha | 156ha | 105.87ha | 18.5km | 2110人 | 1580人 | 74.9% |
| 合計 | 373.0ha | 306ha | 230.39ha | 38.9km | 2579人 | 1973人 | 76.5% |

資料：那須町上下水道課

9.2 合併浄化槽の概要

公共下水道の処理区域外においては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。令和6（2024）年度の合併処理浄化槽使用人口は17,592人で、普及率は75.0%となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査

※普及率＝合併処理浄化槽使用人口（下水道区域内も含む）÷町総人口×100

図 11-5 合併処理浄化槽普及状況の推移

10. 合併処理浄化槽の補助状況

町内の公共下水道の供用及び認可区域を除く区域において、住宅に合併処理浄化槽を新設する場合、または、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合に補助金を交付し、その普及に努めています。

合併処理浄化槽の補助状況を表 11-10 に示します。

表 11-10 合併処理浄化槽の補助状況

| | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 補助実績 (件) | 36 | 51 | 48 | 52 | 43 |

11. 生活排水処理の課題

11.1 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は、令和 5 (2023) 年度において 81.0%であり、全国平均の 90.7%や栃木県平均の 87.0%を下回っています。

そのため、合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

11.2 し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増加することから、変化に対応して効率的な収集・運搬体制の整備に努める必要があります。

第12章 生活排水処理基本計画

1. 基本目標

河川や水路などの水環境を保全するためには、水質汚濁の原因となるトイレや台所からの生活排水を適切に処理する必要があります。

一方、人口減少や厳しい地方財政の状況等、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、今後の生活排水処理施設整備はより一層の効率化が求められています。

生活排水の処理は、地域住民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、環境の保全に努めなければなりません。

本町の良好な自然環境を保全していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である自然をよりよい形で将来に継承していくために、町民・事業者・町が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

基本目標

みんなが環境を大切にすまち

2. 基本方針

基本目標を達成するため、生活排水の適正処理の必要性について啓発を行うとともに、合併処理浄化槽補助制度を活用し、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めます。

3. 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、町民・事業者・町はそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要です。

3.1 町民の役割

町民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担います。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭では、生活雑排水も処理するように、公共下水道または合併処理浄化槽を活用することが重要です。

3.2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質について適正な処理が行えるよう処理設備を整備するとともに、生活排水については公共下水道の接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

3.3 町の役割

町は、生活排水を適正に処理できるように、公共下水道の利用促進を図ります。

また、町民及び事業者に対して、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

4. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同様に令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度として、令和 12（2030）年度を中間目標年度、令和 17（2035）年度を目標年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごとまたは本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

5. 生活排水処理形態別人口の目標

生活排水処理形態別人口の目標を表 12-1 及び図 12-1 に示します。

今後も、町民・事業者・町が協働して生活排水の適正処理を推進することにより、生活排水処理率を中間目標年度の令和 12（2030）年度までに 84.9%とし、本計画の目標年度である令和 17（2035）年度までには 86.2%とすることを目標とします。

表 12-1 施策を実施した場合の生活排水処理形態別人口（目標）

| 区分\年度 | | 実績 | 予測 | |
|-------------|--------------------------------|--------|--------|--------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 行政区域内人口 (人) | | 23,460 | 21,500 | 21,000 |
| 年間日数 (日) | | 365 | 365 | 365 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 (人) | 23,460 | 21,500 | 21,000 |
| | 水洗化・生活雑排水処理人口 (人) | 19,565 | 18,259 | 18,102 |
| | コミュニティ・プラント人口 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | 合併処理浄化槽人口 (人) | 17,592 | 16,371 | 16,292 |
| | 公共下水道人口 (人) | 1,973 | 1,888 | 1,810 |
| | 農業集落排水施設人口 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | その他浄化槽人口 (人) | 0 | 0 | 0 |
| | 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人) | 2,492 | 1,993 | 1,689 |
| | 非水洗化人口 (人) | 1,403 | 1,248 | 1,209 |
| | 汲み取り人口 (人) | 1,403 | 1,248 | 1,209 |
| 自家処理 (人) | 0 | 0 | 0 | |
| 生活排水処理率 (%) | | 83.4% | 84.9% | 86.2% |
| 水洗化率 (%) | | 94.0% | 94.2% | 94.2% |

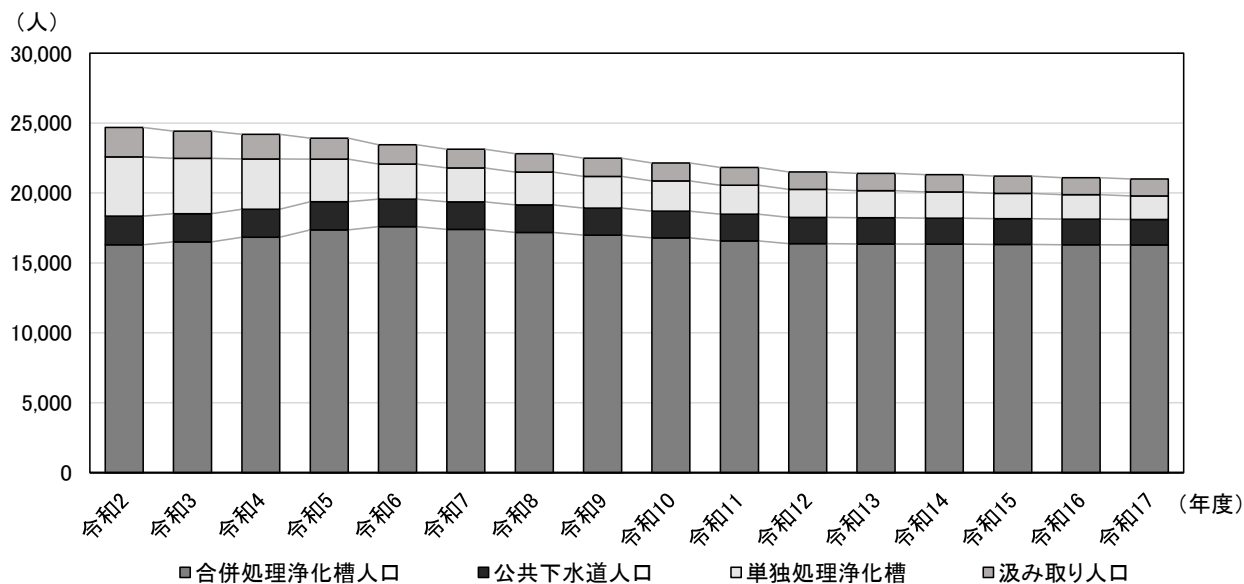


図 12-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

6. 目標達成のための取組

6.1 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

水洗化がされていない住宅等において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、引き続き広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

《具体的な対策の例》

- ・ 三角コーナーや微細目ストレーナーの排水溝への設置
- ・ 皿または調理器具は付着した廃食油をキッチンペーパーでふき取ってから洗浄する。
- ・ 植物性食用廃油を回収ボックスに持ち込む。

6.2 合併処理浄化槽の普及促進等

単独処理浄化槽及びし尿くみ取り便槽使用世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、当該世帯に対し合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本町では引き続き合併処理浄化槽への普及促進を図るため、合併処理浄化槽設置の費用のほか、単独処理浄化槽等の撤去費や宅内配管設置費の一部を補助します。

6.3 浄化槽の維持管理

浄化槽は、適切な維持管理を行わなければ処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者の責任のもとで行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、引き続き浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査が、適正に実施されるよう指導します。

7. 収集・運搬計画

生活排水の収集人口と収集量の予測結果を表 12-2 に示します。

収集運搬の範囲は現行どおり、行政区域全域とします。

また、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っており、今後も安定的かつ効率的な収集を継続できるよう現行体制を維持します。

表 12-2 生活排水の収集・運搬量の予測

| 区分\年度 | | 実績 | 予測 | |
|-------|--------------|--------|--------|--------|
| | | 令和6 | 令和12 | 令和17 |
| 収集人口 | し尿 (人) | 1,403 | 1,248 | 1,209 |
| | 浄化槽汚泥 (人) | 20,084 | 18,364 | 17,981 |
| | 単独処理浄化槽 (人) | 2,492 | 1,993 | 1,689 |
| | 合併処理浄化槽 (人) | 17,592 | 16,371 | 16,292 |
| | 計 (人) | 21,487 | 19,612 | 19,190 |
| 収集量 | し尿 (kL/年) | 1,408 | 1,121 | 1,085 |
| | 浄化槽汚泥 (kL/年) | 11,505 | 9,652 | 9,451 |
| | 計 (kL/年) | 12,913 | 10,773 | 10,536 |
| 原単位 | し尿 (L/人日) | 2.75 | 2.46 | 2.46 |
| | 浄化槽汚泥 (L/人日) | 1.57 | 1.44 | 1.44 |

8. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は第2衛生センターで処理し、処理水は河川に放流しています。今後も安定した処理を継続できるよう現行体制を維持します。

第2衛生センターから発生する脱水し渣及び脱水汚泥については、焼却処理します。発生するし渣及び処理汚泥の焼却灰については、場外搬出し、埋立処分します。

9. 最終処分計画

施設から発生するし渣焼却灰及び汚泥焼却灰は、現行どおり一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

10. 資源化・有効利用計画

し尿処理施設の更新時に資源有効利用の方法を検討します。

11. その他検討すべき事項

11.1 町民に対する広報・啓発活動

広報・啓発用のチラシ、町のホームページなどにより、生活排水処理の重要性を発信します。

11.2 地域に関する諸計画との関係（災害時の廃棄物処理計画）

① 処理体制の維持

災害発生時に避難所等に設置する仮設トイレから発生するし尿については、第2衛生セン

ターで処理します。被害が甚大で第 2 衛生センターで対応できない場合は、近隣自治体に協力を依頼します。

② 災害時の廃棄物処理の方法

近隣自治体に協力を依頼してもなお処理しきれない事態が生じた場合は、し尿汲み取り時には全量抜き取らない、浄化槽汚泥については施設の搬入を調整する等の応急対策を那須地区広域行政事務組合と連携して講じます。

なお、本町では公共下水道の被災に備え事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しており、計画に基づき迅速かつ適切な対策を講じます。

-資料編-

1. ごみ排出量のトレンド予測

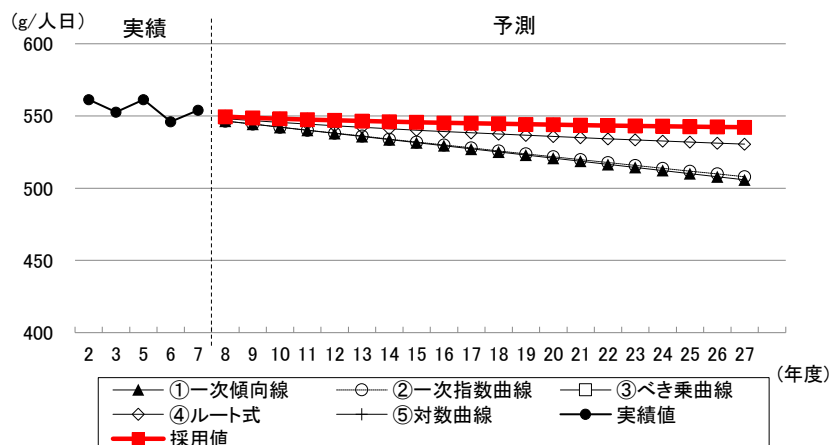
ごみ排出量のトレンド予測は、各項目の過去5年の推移を基に、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものです。推計式は、各推計式の決定係数や実績との整合性、ごみの減少量や資源物の増加量はごみ排出量が減っていくと過年度の傾向どおりには推移しづらくなる特徴などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。

1.1 ごみ排出量（生活系）のトレンド予測

(1) 総量

| | |
|------|---|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去5年間で減少傾向にあることから、推計式は減少傾向を示しました。本計画では、決定係数が最も高いべき乗曲線を採用します。 |

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|-------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 561.3 | | | | | | |
| 3 | 552.7 | | | | | | |
| 4 | 561.3 | | | | | | |
| 5 | 545.9 | | | | | | |
| 6 | 554.0 | | | | | | |
| 7 | | 548.6 | 548.6 | 550.3 | 549.5 | 550.3 | 550.3 |
| 8 | | 546.5 | 546.5 | 549.5 | 548.1 | 549.5 | 549.5 |
| 9 | | 544.3 | 544.4 | 548.7 | 546.8 | 548.7 | 548.7 |
| 10 | | 542.2 | 542.3 | 548.1 | 545.5 | 548.1 | 548.1 |
| 11 | | 540.1 | 540.2 | 547.5 | 544.4 | 547.5 | 547.5 |
| 12 | | 537.9 | 538.1 | 547.0 | 543.2 | 546.9 | 547.0 |
| 13 | | 535.8 | 536.1 | 546.5 | 542.2 | 546.4 | 546.5 |
| 14 | | 533.6 | 534.0 | 546.0 | 541.2 | 546.0 | 546.0 |
| 15 | | 531.5 | 532.0 | 545.6 | 540.2 | 545.6 | 545.6 |
| 16 | | 529.4 | 529.9 | 545.2 | 539.2 | 545.2 | 545.2 |
| 17 | | 527.2 | 527.9 | 544.9 | 538.3 | 544.8 | 544.9 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 561.46000 | 561.46742 | 560.42468 | 567.09563 | 560.42716 | | |
| 定数 b | -2.14000 | 0.99615 | -0.01014 | -7.19110 | -12.95499 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.27183 | 0.27229 | 0.30373 | 0.29077 | 0.30354 | | |
| 決定係数順位 | 5 | 4 | 1 | 3 | 2 | | |

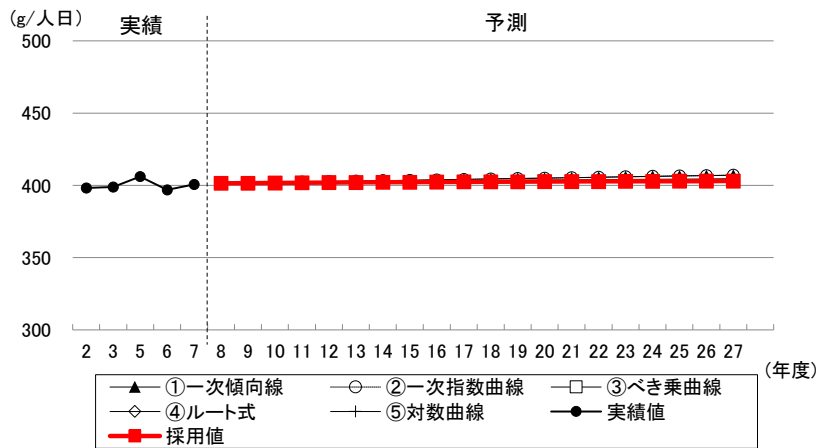


(2) 可燃ごみ

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示しました。本計画では、緩やかに増加するべき乗曲線を採用します。 |

(g/人日)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|-------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 398.2 | | | | | | |
| 3 | 398.9 | | | | | | |
| 4 | 406.1 | | | | | | |
| 5 | 396.9 | | | | | | |
| 6 | 400.7 | | | | | | |
| 7 | | 401.1 | 401.0 | 401.2 | 401.2 | 401.2 | 401.2 |
| 8 | | 401.4 | 401.3 | 401.4 | 401.4 | 401.4 | 401.4 |
| 9 | | 401.7 | 401.6 | 401.5 | 401.7 | 401.6 | 401.5 |
| 10 | | 402.0 | 401.9 | 401.7 | 401.9 | 401.7 | 401.7 |
| 11 | | 402.3 | 402.3 | 401.8 | 402.1 | 401.8 | 401.8 |
| 12 | | 402.6 | 402.6 | 401.9 | 402.3 | 401.9 | 401.9 |
| 13 | | 402.9 | 402.9 | 402.0 | 402.5 | 402.1 | 402.0 |
| 14 | | 403.2 | 403.2 | 402.1 | 402.7 | 402.2 | 402.1 |
| 15 | | 403.5 | 403.5 | 402.2 | 402.9 | 402.2 | 402.2 |
| 16 | | 403.8 | 403.8 | 402.3 | 403.0 | 402.3 | 402.3 |
| 17 | | 404.1 | 404.1 | 402.4 | 403.2 | 402.4 | 402.4 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 399.26000 | 399.24894 | 398.96641 | 397.97624 | 398.97332 | | |
| 定数 b | 0.30000 | 1.00075 | 0.00309 | 1.30260 | 2.85373 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.01743 | 0.01739 | 0.04795 | 0.03113 | 0.04806 | | |
| 決定係数順位 | 4 | 5 | 2 | 3 | 1 | | |



(3) 不燃ごみ

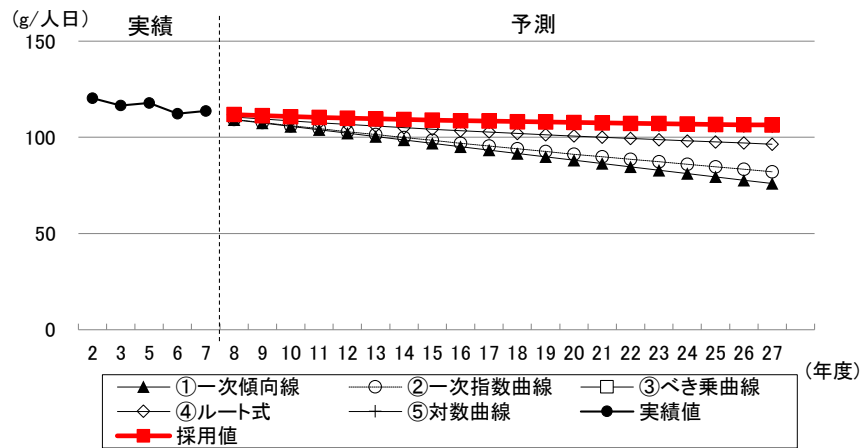
| | |
|------|--|
| 採用値 | 生活系ごみ総量－（可燃ごみ＋資源物＋粗大ごみ） |
| 採用理由 | 過去 5 年間の実績からごみ総排出量の推定を実施後、家庭においてごみの分別が最も不明確となりやすい不燃ごみを調整項目として数値を算出します。 |

(4) 資源物

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で減少傾向にあることから、推計式は減少傾向を示しました。本計画では、緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。 |

(g/人日)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|-------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 120.3 | | | | | | |
| 3 | 116.5 | | | | | | |
| 4 | 117.8 | | | | | | |
| 5 | 112.2 | | | | | | |
| 6 | 113.7 | | | | | | |
| 7 | | 110.9 | 110.9 | 112.5 | 111.6 | 112.4 | 112.5 |
| 8 | | 109.1 | 109.3 | 111.8 | 110.5 | 111.7 | 111.8 |
| 9 | | 107.4 | 107.7 | 111.2 | 109.5 | 111.2 | 111.2 |
| 10 | | 105.6 | 106.0 | 110.7 | 108.5 | 110.6 | 110.7 |
| 11 | | 103.9 | 104.5 | 110.3 | 107.5 | 110.2 | 110.3 |
| 12 | | 102.1 | 102.9 | 109.9 | 106.7 | 109.7 | 109.9 |
| 13 | | 100.4 | 101.4 | 109.5 | 105.8 | 109.4 | 109.5 |
| 14 | | 98.6 | 99.9 | 109.2 | 105.0 | 109.0 | 109.2 |
| 15 | | 96.9 | 98.4 | 108.9 | 104.2 | 108.7 | 108.9 |
| 16 | | 95.1 | 96.9 | 108.6 | 103.4 | 108.4 | 108.6 |
| 17 | | 93.4 | 95.4 | 108.4 | 102.7 | 108.1 | 108.4 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 121.35000 | 121.42303 | 120.34814 | 125.75634 | 120.32256 | | |
| 定数 b | -1.75000 | 0.98507 | -0.03785 | -5.75993 | -10.15439 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.73512 | 0.73739 | 0.75332 | 0.75440 | 0.75416 | | |
| 決定係数順位 | 5 | 4 | 3 | 1 | 2 | | |

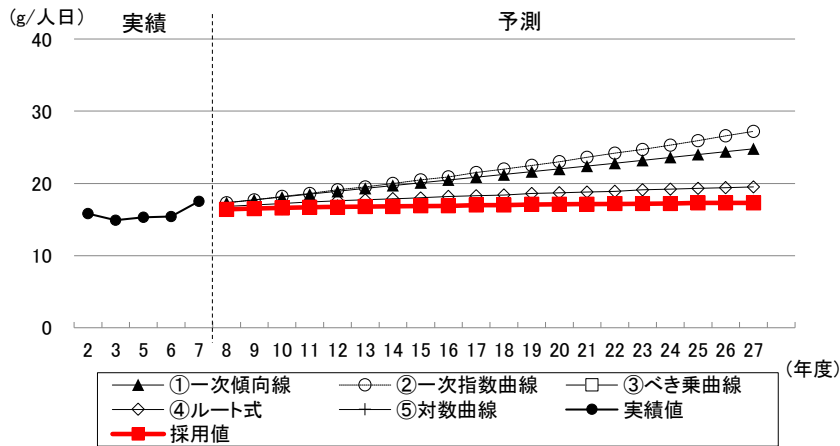


(5) 粗大ごみ

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示しました。本計画では、緩やかに増加するべき乗曲線を採用します。 |

(g/人日)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 15.8 | | | | | | |
| 3 | 14.9 | | | | | | |
| 4 | 15.3 | | | | | | |
| 5 | 15.4 | | | | | | |
| 6 | 17.5 | | | | | | |
| 7 | | 17.0 | 16.9 | 16.3 | 16.6 | 16.4 | 16.3 |
| 8 | | 17.3 | 17.3 | 16.4 | 16.8 | 16.5 | 16.4 |
| 9 | | 17.7 | 17.7 | 16.5 | 17.0 | 16.5 | 16.5 |
| 10 | | 18.1 | 18.2 | 16.6 | 17.2 | 16.6 | 16.6 |
| 11 | | 18.5 | 18.6 | 16.7 | 17.4 | 16.7 | 16.7 |
| 12 | | 18.9 | 19.1 | 16.7 | 17.6 | 16.8 | 16.7 |
| 13 | | 19.3 | 19.5 | 16.8 | 17.7 | 16.8 | 16.8 |
| 14 | | 19.7 | 20.0 | 16.8 | 17.9 | 16.9 | 16.8 |
| 15 | | 20.1 | 20.5 | 16.9 | 18.0 | 16.9 | 16.9 |
| 16 | | 20.5 | 20.9 | 16.9 | 18.2 | 17.0 | 16.9 |
| 17 | | 20.9 | 21.5 | 17.0 | 18.3 | 17.0 | 17.0 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 14.61000 | 14.67202 | 15.14528 | 13.95692 | 15.12558 | | |
| 定数 b | 0.39000 | 1.02402 | 0.04122 | 1.08745 | 1.57375 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.37025 | 0.38315 | 0.19046 | 0.27270 | 0.18370 | | |
| 決定係数順位 | 2 | 1 | 4 | 3 | 5 | | |



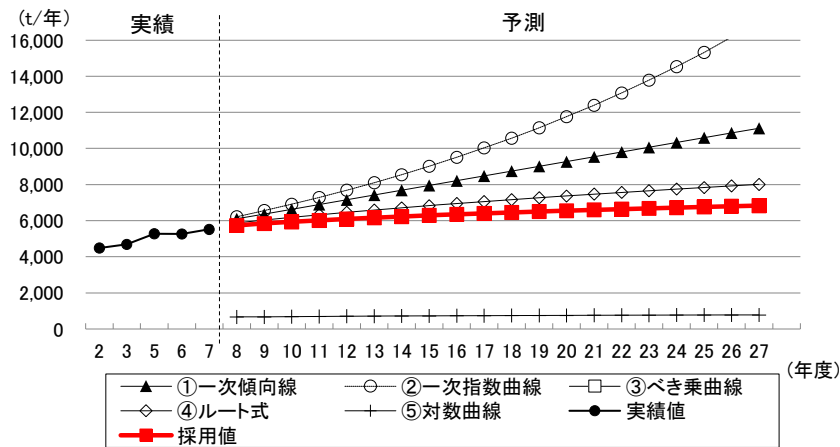
1.2 ごみ排出量（事業系）のトレンド予測

(1) 総量

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示しました。本計画では、緩やかに増加するべき乗曲線を採用します。 |

(t/年)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|---------|---------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 4,481.0 | | | | | | |
| 3 | 4,691.0 | | | | | | |
| 4 | 5,275.0 | | | | | | |
| 5 | 5,261.0 | | | | | | |
| 6 | 5,517.0 | | | | | | |
| 7 | | 5,837.6 | 5,897.5 | 5,621.1 | 5,715.1 | 5,595.7 | 5,621.1 |
| 8 | | 6,101.8 | 6,218.9 | 5,737.7 | 5,885.2 | 5,697.5 | 5,737.7 |
| 9 | | 6,366.0 | 6,557.8 | 5,840.8 | 6,043.6 | 5,785.6 | 5,840.8 |
| 10 | | 6,630.2 | 6,915.2 | 5,933.2 | 6,192.3 | 5,863.4 | 5,933.2 |
| 11 | | 6,894.4 | 7,292.0 | 6,017.1 | 6,333.0 | 5,932.9 | 6,017.1 |
| 12 | | 7,158.6 | 7,689.4 | 6,094.0 | 6,466.8 | 5,995.8 | 6,094.0 |
| 13 | | 7,422.8 | 8,108.5 | 6,165.1 | 6,594.6 | 6,053.3 | 6,165.1 |
| 14 | | 7,687.0 | 8,550.4 | 6,231.2 | 6,717.2 | 6,106.1 | 6,231.2 |
| 15 | | 7,951.2 | 9,016.4 | 6,293.1 | 6,835.2 | 6,155.0 | 6,293.1 |
| 16 | | 8,215.4 | 9,507.7 | 6,351.2 | 6,949.0 | 6,200.6 | 6,351.2 |
| 17 | | 8,479.6 | 10,025.9 | 6,406.1 | 7,059.1 | 6,243.2 | 6,406.1 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 4252.40000 | 4289.32685 | 4426.92623 | 3591.76141 | 4412.94543 | | |
| 定数 b | 264.20000 | 1.05450 | 0.13328 | 866.84620 | 1519.96025 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.91154 | 0.90138 | 0.92492 | 0.92957 | 0.91928 | | |
| 決定係数順位 | 4 | 5 | 2 | 1 | 3 | | |

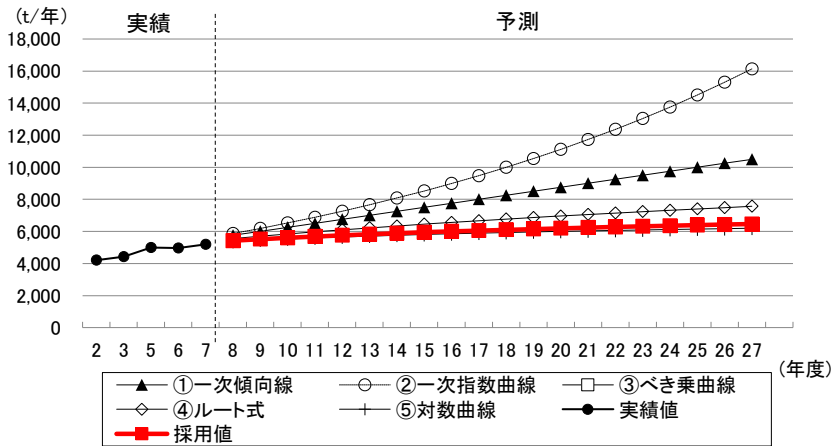


(2) 可燃ごみ

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示しました。本計画では、緩やかに増加するべき乗曲線を採用します。 |

(t/年)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|---------|---------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 4,213.0 | | | | | | |
| 3 | 4,427.0 | | | | | | |
| 4 | 4,989.0 | | | | | | |
| 5 | 4,962.0 | | | | | | |
| 6 | 5,193.0 | | | | | | |
| 7 | | 5,505.3 | 5,563.1 | 5,305.0 | 5,391.5 | 5,279.9 | 5,305.0 |
| 8 | | 5,754.8 | 5,867.3 | 5,416.1 | 5,552.6 | 5,376.6 | 5,416.1 |
| 9 | | 6,004.3 | 6,188.1 | 5,514.3 | 5,702.6 | 5,460.3 | 5,514.3 |
| 10 | | 6,253.8 | 6,526.5 | 5,602.3 | 5,843.4 | 5,534.2 | 5,602.3 |
| 11 | | 6,503.3 | 6,883.3 | 5,682.3 | 5,976.7 | 5,600.2 | 5,682.3 |
| 12 | | 6,752.8 | 7,259.7 | 5,755.6 | 6,103.4 | 5,660.0 | 5,755.6 |
| 13 | | 7,002.3 | 7,656.6 | 5,823.3 | 6,224.5 | 5,714.6 | 5,823.3 |
| 14 | | 7,251.8 | 8,075.3 | 5,886.4 | 6,340.6 | 5,764.8 | 5,886.4 |
| 15 | | 7,501.3 | 8,516.8 | 5,945.3 | 6,452.4 | 5,811.2 | 5,945.3 |
| 16 | | 7,750.8 | 8,982.5 | 6,000.7 | 6,560.2 | 5,854.5 | 6,000.7 |
| 17 | | 8,000.3 | 9,473.7 | 6,053.1 | 6,664.5 | 5,895.0 | 6,053.1 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 4008.30000 | 4042.01224 | 4168.99747 | 3380.39733 | 4156.39480 | | |
| 定数 b | 249.50000 | 1.05468 | 0.13449 | 821.01414 | 1443.85007 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.90116 | 0.88961 | 0.92378 | 0.92438 | 0.91955 | | |
| 決定係数順位 | 4 | 5 | 2 | 1 | 3 | | |



(3) 不燃ごみ

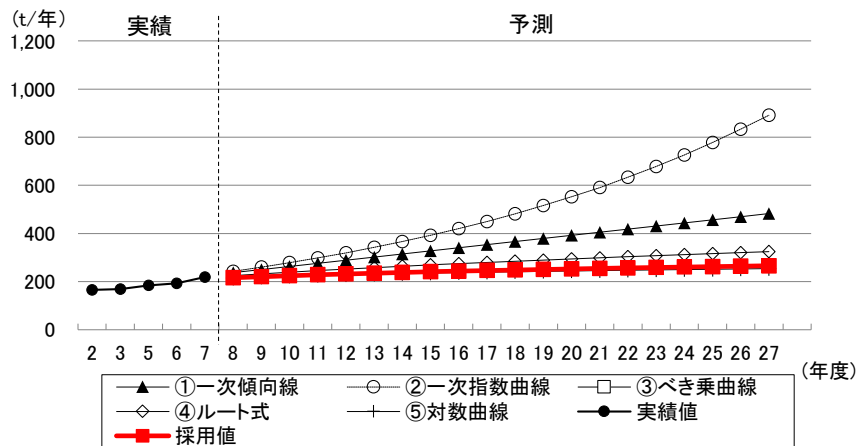
| | |
|------|---|
| 採用値 | 事業系ごみ総量－（可燃ごみ＋資源物＋粗大ごみ） |
| 採用理由 | 過去 5 年間の実績からごみ総排出量の推定を実施後、事業系ごみにおいてごみの分別が最も不明確となりやすい燃えないごみを調整項目として数値を算出します。 |

(4) 資源物

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示しました。本計画では、緩やかに増加するべき乗曲線を採用します。 |

(t/年)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|-------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 165.0 | | | | | | |
| 3 | 169.0 | | | | | | |
| 4 | 184.0 | | | | | | |
| 5 | 192.0 | | | | | | |
| 6 | 218.0 | | | | | | |
| 7 | | 224.3 | 226.8 | 210.7 | 216.9 | 210.3 | 210.7 |
| 8 | | 237.2 | 242.8 | 215.9 | 224.9 | 214.8 | 215.9 |
| 9 | | 250.1 | 260.1 | 220.5 | 232.3 | 218.8 | 220.5 |
| 10 | | 263.0 | 278.5 | 224.7 | 239.3 | 222.2 | 224.7 |
| 11 | | 275.9 | 298.2 | 228.5 | 245.8 | 225.4 | 228.5 |
| 12 | | 288.8 | 319.4 | 231.9 | 252.1 | 228.2 | 231.9 |
| 13 | | 301.7 | 342.0 | 235.2 | 258.1 | 230.8 | 235.2 |
| 14 | | 314.6 | 366.2 | 238.2 | 263.8 | 233.1 | 238.2 |
| 15 | | 327.5 | 392.2 | 241.0 | 269.3 | 235.3 | 241.0 |
| 16 | | 340.4 | 420.0 | 243.6 | 274.6 | 237.3 | 243.6 |
| 17 | | 353.3 | 449.7 | 246.1 | 279.8 | 239.3 | 246.1 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 146.90000 | 150.37698 | 158.70431 | 117.63995 | 157.29623 | | |
| 定数 b | 12.90000 | 1.07087 | 0.15824 | 40.53768 | 68.06469 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.92801 | 0.94485 | 0.81462 | 0.86811 | 0.78720 | | |
| 決定係数順位 | 2 | 1 | 4 | 3 | 5 | | |

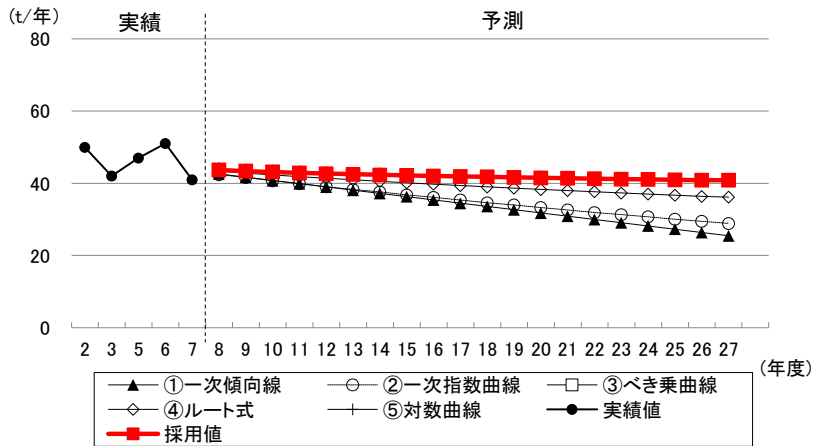


(5) 粗大ごみ

| | |
|------|--|
| 採用値 | べき乗曲線 |
| 採用理由 | 実績は過去 5 年間で減少傾向にあることから、推計式は減少傾向を示しました。本計画では、緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。 |

(t/年)

| 年度 | 実績値 | 予測値 | | | | | 採用値 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|----------------------|-------|------|
| | | ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 | ④ルート式 | ⑤対数曲線 | |
| 令和2 | 50.0 | | | | | | |
| 3 | 42.0 | | | | | | |
| 4 | 47.0 | | | | | | |
| 5 | 51.0 | | | | | | |
| 6 | 41.0 | | | | | | |
| 7 | | 43.5 | 43.3 | 44.1 | 43.9 | 44.3 | 44.1 |
| 8 | | 42.6 | 42.4 | 43.7 | 43.4 | 43.9 | 43.7 |
| 9 | | 41.7 | 41.6 | 43.4 | 42.8 | 43.6 | 43.4 |
| 10 | | 40.8 | 40.7 | 43.2 | 42.3 | 43.3 | 43.2 |
| 11 | | 39.9 | 39.9 | 42.9 | 41.8 | 43.1 | 42.9 |
| 12 | | 39.0 | 39.1 | 42.7 | 41.4 | 42.9 | 42.7 |
| 13 | | 38.1 | 38.3 | 42.5 | 41.0 | 42.7 | 42.5 |
| 14 | | 37.2 | 37.6 | 42.3 | 40.5 | 42.5 | 42.3 |
| 15 | | 36.3 | 36.8 | 42.2 | 40.1 | 42.3 | 42.2 |
| 16 | | 35.4 | 36.1 | 42.0 | 39.8 | 42.1 | 42.0 |
| 17 | | 34.5 | 35.4 | 41.9 | 39.4 | 42.0 | 41.9 |
| 推計式 | $y=a+b \cdot x$ | $y=a \cdot b^x$ | $y=a \cdot x^b$ | $y=a+b \cdot \sqrt{x}$ | $y=a+b \cdot \log x$ | | |
| 定数 a | 48.90000 | 48.90459 | 48.35426 | 51.12270 | 48.42096 | | |
| 定数 b | -0.90000 | 0.97993 | -0.05170 | -2.93635 | -5.34094 | | |
| 決定係数 (相関係数 ²) | 0.09783 | 0.09676 | 0.10591 | 0.09864 | 0.10497 | | |
| 決定係数順位 | 4 | 5 | 1 | 3 | 2 | | |



2. 生活排水処理形態別人口の目標

生活排水処理における処理形態別人口の将来の合計人口は、ごみ処理編で行った「那須町人口ビジョン（令和7年度改訂版）」における将来人口を基にした人口の将来予測の合計人口と同一としています。

目標の設定に当たっては、資料編表1及び資料編図1に示す「那須町生活排水処理構想」（令和4（2022）年度見直し）における令和17（2035）年度（中期的目標年度）目標である生活排水処理人口普及率86.2%より、本計画の令和17（2035）年度（目標年度）における生活排水処理率を設定し、その間の年度については令和6（2024）年度実績からの直線補間により設定しています。また、し尿及び浄化槽汚泥の原単位は変わらないものと仮定し、過去5年間の平均値として算出しています。

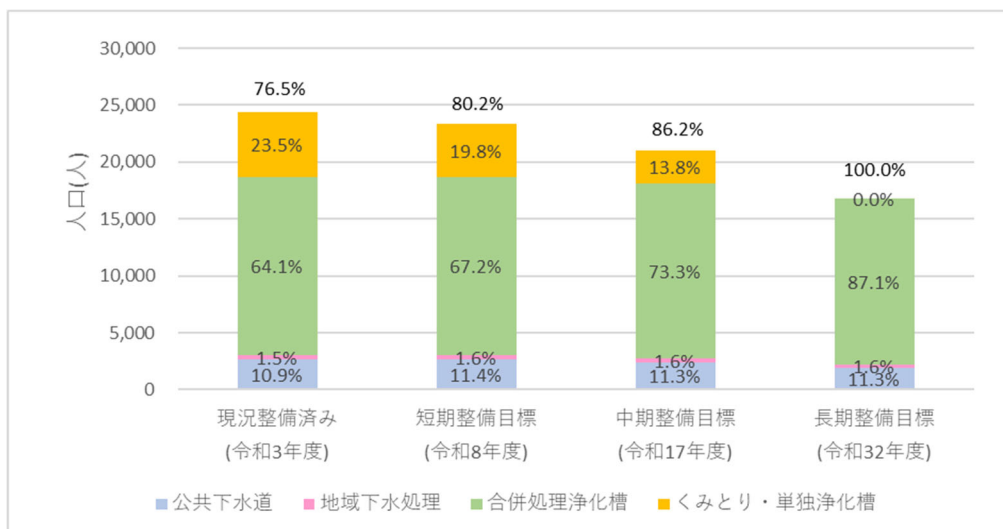
生活排水処理形態別人口の将来予測を資料編表2に示します。

資料編 表1 那須町生活排水処理構想における生活排水処理人口の目標値

単位：人、%

| 事業種別 | 現況整備済み (令和3年度) | | 短期整備目標 (令和8年度) | | 中期整備目標 (令和17年度) | | 長期整備目標 (令和32年度) | |
|----------|-------------------|------|-------------------|------|--------------------|------|--------------------|-------|
| | 人口 | 人口割合 | 人口 | 人口割合 | 人口 | 人口割合 | 人口 | 人口割合 |
| 行政人口 | 24,418 | — | 23,332 | — | 21,009 | — | 16,791 | — |
| 公共下水道 | 2,654 | 10.9 | 2,658 | 11.4 | 2,383 | 11.3 | 1,904 | 11.3 |
| 地域下水処理 | 379 | 1.5 | 362 | 1.6 | 326 | 1.6 | 261 | 1.6 |
| 合併処理浄化槽 | 15,655 | 64.1 | 15,683 | 67.2 | 15,408 | 73.3 | 14,626 | 87.1 |
| 生活排水処理人口 | 18,688 | 76.5 | 18,703 | 80.2 | 18,117 | 86.2 | 16,791 | 100.0 |

出典：那須町生活排水処理構想（令和4（2022）年度見直し）



出典：那須町生活排水処理構想（令和4（2022）年度見直し）

資料編 図1 那須町生活排水処理構想における生活排水処理人口の目標値

資料編 表2 生活排水処理形態別人口の将来予測

| 区分\年度 | | 実績 | | | | | 予測 | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 |
| 行政区内人口 (人) | | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 | 23,133 | 22,807 | 22,480 | 22,153 | 21,827 | 21,500 | 21,400 | 21,300 | 21,200 | 21,100 | 21,000 |
| 年間日数 (日) | | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| 生活排水処理形態別人口 | 計画処理区域内人口 (人) | 24,679 | 24,418 | 24,191 | 23,912 | 23,460 | 23,133 | 22,807 | 22,480 | 22,153 | 21,827 | 21,500 | 21,400 | 21,300 | 21,200 | 21,100 | 21,000 |
| | 水洗化・生活雑排水処理人口 (人) | 18,336 | 18,523 | 18,849 | 19,372 | 19,565 | 19,352 | 19,137 | 18,920 | 18,701 | 18,481 | 18,259 | 18,229 | 18,198 | 18,166 | 18,134 | 18,102 |
| | コミュニティ・プラント人口 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合併処理浄化槽人口 (人) | 16,306 | 16,496 | 16,831 | 17,364 | 17,592 | 17,387 | 17,187 | 16,986 | 16,782 | 16,578 | 16,371 | 16,357 | 16,341 | 16,325 | 16,308 | 16,292 |
| | 公共下水道人口 (人) | 2,030 | 2,027 | 2,018 | 2,008 | 1,973 | 1,965 | 1,950 | 1,934 | 1,919 | 1,903 | 1,888 | 1,872 | 1,857 | 1,841 | 1,826 | 1,810 |
| | 農業集落排水施設人口 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他浄化槽人口 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人) | 4,249 | 3,949 | 3,579 | 3,041 | 2,492 | 2,442 | 2,348 | 2,256 | 2,166 | 2,078 | 1,993 | 1,930 | 1,868 | 1,808 | 1,748 | 1,689 |
| | 非水洗化人口 (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 | 1,339 | 1,322 | 1,304 | 1,286 | 1,268 | 1,248 | 1,241 | 1,234 | 1,226 | 1,217 | 1,209 |
| | 汲み取り人口 (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 | 1,339 | 1,322 | 1,304 | 1,286 | 1,268 | 1,248 | 1,241 | 1,234 | 1,226 | 1,217 | 1,209 |
| 自家処理 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 生活排水処理率 (%) | | 74.3% | 75.9% | 77.9% | 81.0% | 83.4% | 83.7% | 83.9% | 84.2% | 84.4% | 84.7% | 84.9% | 85.2% | 85.4% | 85.7% | 85.9% | 86.2% |
| 水洗化率 (%) | | 91.5% | 92.0% | 92.7% | 93.7% | 94.0% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% | 94.2% |
| 収集人口 | し尿 (人) | 2,094 | 1,946 | 1,763 | 1,499 | 1,403 | 1,339 | 1,322 | 1,304 | 1,286 | 1,268 | 1,248 | 1,241 | 1,234 | 1,226 | 1,217 | 1,209 |
| | 浄化槽汚泥 (人) | 20,555 | 20,445 | 20,410 | 20,405 | 20,084 | 19,829 | 19,535 | 19,242 | 18,948 | 18,656 | 18,364 | 18,287 | 18,209 | 18,133 | 18,056 | 17,981 |
| | 単独処理浄化槽 (人) | 4,249 | 3,949 | 3,579 | 3,041 | 2,492 | 2,442 | 2,348 | 2,256 | 2,166 | 2,078 | 1,993 | 1,930 | 1,868 | 1,808 | 1,748 | 1,689 |
| | 合併処理浄化槽 (人) | 16,306 | 16,496 | 16,831 | 17,364 | 17,592 | 17,387 | 17,187 | 16,986 | 16,782 | 16,578 | 16,371 | 16,357 | 16,341 | 16,325 | 16,308 | 16,292 |
| 計 (人) | 22,649 | 22,391 | 22,173 | 21,904 | 21,487 | 21,168 | 20,857 | 20,546 | 20,234 | 19,923 | 19,612 | 19,528 | 19,443 | 19,359 | 19,274 | 19,190 | |
| 収集量 | し尿 (kL/年) | 1,640 | 1,555 | 1,608 | 1,488 | 1,408 | 1,202 | 1,187 | 1,171 | 1,155 | 1,138 | 1,121 | 1,115 | 1,108 | 1,101 | 1,093 | 1,085 |
| | 浄化槽汚泥 (kL/年) | 10,426 | 9,709 | 10,586 | 11,411 | 11,505 | 10,422 | 10,267 | 10,113 | 9,959 | 9,805 | 9,652 | 9,611 | 9,571 | 9,531 | 9,490 | 9,451 |
| | 計 (kL/年) | 12,066 | 11,264 | 12,194 | 12,899 | 12,913 | 11,624 | 11,454 | 11,284 | 11,114 | 10,943 | 10,773 | 10,726 | 10,679 | 10,632 | 10,583 | 10,536 |
| 原単位 | し尿 (L/人日) | 2.15 | 2.19 | 2.50 | 2.71 | 2.75 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 | 2.46 |
| | 浄化槽汚泥 (L/人日) | 1.39 | 1.30 | 1.42 | 1.53 | 1.57 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 | 1.44 |

第2次那須町一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

発行・編集 那須町役場 環境課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13